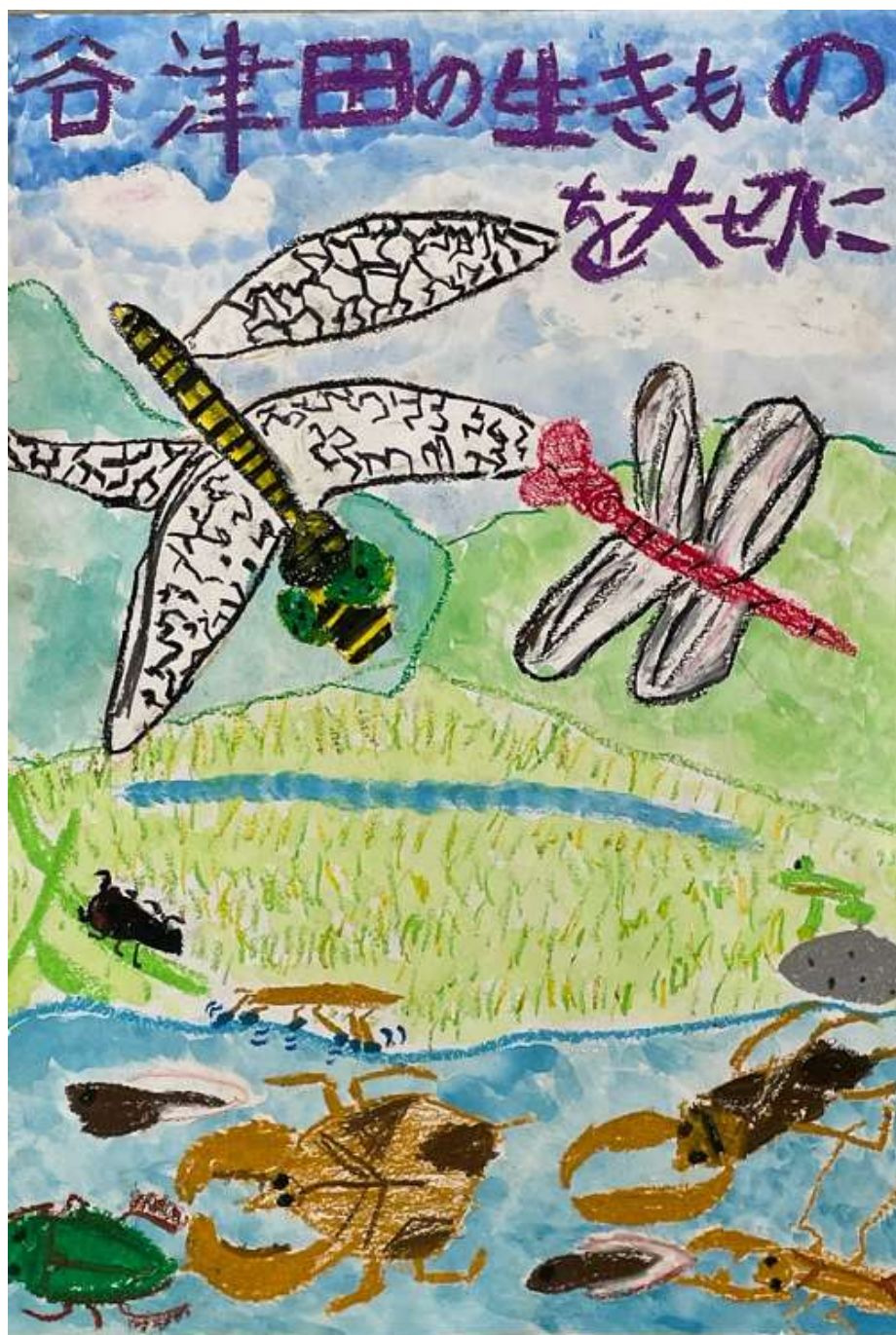


(仮称) 千葉市水環境・生物多様性保全計画

水の環はぐくむ にぎわい輝く^{いのち}生命のつながりを

子どもたちの未来へ



千葉市

2023年 月 千葉市

表紙のポスターの説明

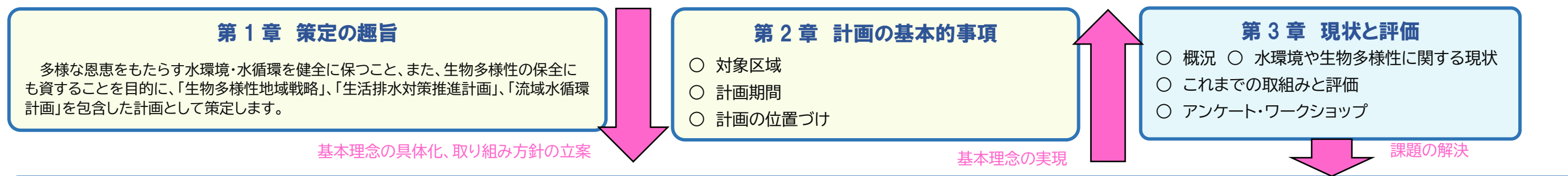
作成中

目次

第1章 策定の趣旨	1
1. 策定の目的	1
2. 策定の背景	2
(1) 千葉市における計画の策定経緯	2
(2) 生物多様性に関する動向	2
(3) 持続可能な開発目標（SDGs： Sustainable Development Goals）	5
(4) 気候変動の影響	7
(5) 海洋プラスチックごみ	8
3. 水環境と生物多様性	9
(1) 水の中で誕生した生命	9
(2) 水循環と多様な生物がもたらす生態系	9
(3) 人間の暮らしにかかわる生態系からの恵み（生態系サービス）	10
第2章 計画の基本的事項	12
1. 対象区域	12
2. 計画期間	12
3. 位置付け	12
第3章 現状と評価	14
1. 千葉市の概況	14
(1) 位置	14
(2) 地勢	14
(3) 土地利用計画	15
(4) 降水量と気温	15
2. 水環境や生物多様性に関する現状	16
(1) 水環境に関する現状	16
(2) 生物多様性に関する現状	33
3. これまでの取組みと評価	46
4. アンケート・ワークショップ	50
(1) アンケート調査	50
(2) ワークショップ	50
(3) 市民説明会	51
(4) アンケートやワークショップ等の結果	51
(5) 市民アンケート・ワークショップで得られたキーワード	52
(6) 市民アンケート・ワークショップで寄せられた主な意見（課題）	53
第4章 施策の展開	54
1. 基本理念	56
2. 取組みの柱・施策の方向性	57

3. 取組みの柱・施策の方向性ごとの指標	58
取組みの柱 1. 水環境の保全活用.....	60
(1) 水環境・水循環の理解の促進.....	60
(2) 豊かな水辺（河川、海岸、湧水地など）の保全・創出	62
(3) きれいな水（水質）の保全.....	64
(4) 水資源の持続可能な利用	66
(5) 地域の水辺とふれあう機会の創出	68
施策一覧	70
取組みの柱 2. 生物多様性の保全再生.....	84
(1) 生物多様性・生態系の理解の促進	84
(2) 豊かな緑（水源林・谷津田など）の保全・創出	86
(3) 貴重な動植物の保護及び外来生物対策	88
(4) 生物多様性がもたらす資源の持続可能な利用	90
(5) 地域の自然とふれあう機会の創出	92
施策一覧	94
取組みの柱 3. 計画の推進体制の整備	104
84 (1) 人材の確保・育成	104
(2) ボランティア等の活動支援	106
(3) 市と市民等によるモニタリング体制の整備.....	108
施策一覧	110
第5章 計画を進めていくために	115
1. 各主体の主な役割	115
2. 進行管理・見直し	116

基本理念 水の環(わ)はぐくむ にぎわい輝く生命(いのち)のつながりを 子どもたちの未来へ



第4章 施策の展開

※ 目標値は特記がない場合は2032を目標年次とします

取組みの柱 1. 水環境の保全活用

(1) 水環境・水循環の理解の促進

- 水環境・水循環の普及啓発
- 学びの場の充実
- 学校教育等との連携

【目標】水環境や水循環について理解している市民の割合<100%>

(2) 豊かな水辺(河川、海岸、湧水地など)の保全・創出

- 多自然川づくりの推進
- 水辺の保全
- 水辺とのふれあい
- 良好な景観維持

【目標】多自然護岸整備河川等の延長(累計)<17,449m=2029年度>

(3) きれいな水(水質)の保全

- 汚濁負荷の抑制
- 河川の浄化
- 海域の浄化
- 地下水の保全

【目標】水質環境目標値(生活環境項目)達成率<100%>

(4) 水資源の持続可能な利用

- 地下水の適正な利用
- かん養機能の確保
- 水源かん養域の保全・再生

【目標】単年度沈下量2cm未満の地点数の割合<100%>

(5) 地域の水辺とふれあう機会の創出

- 水辺にふれあう機会の提供
- 親しみある川辺の充実
- 親しみある海辺の充実

【目標】自然観察会等の参加者数・開催数<2,450人、140回>

取組みの柱 2. 生物多様性の保全再生

(1) 生物多様性・生態系の理解の促進

- 生物多様性・生態系の普及啓発
- 学びの場の充実
- 学校教育等との連携

【目標】生物多様性について理解している市民の割合<100%>

(2) 豊かな緑(水源林・谷津田など)の保全・創出

- 谷津田の自然の保全
- 緑の保全・創出
- 公共施設や開発行為等における緑化等の推進

【目標】谷津田の保全協定面積<80.17ha>

(3) 貴重な動植物の保護及び外来生物対策

- 貴重な動植物の保護及びそれらの生息・生育環境の保全・再生
- 外来生物対策
- 有害鳥獣対策

【目標】貴重な生物(ハイボ[®]外、コシアカ[®]IL)の生息数<増加>

【目標】特定外来生物(哺乳類)の防除数<2,350頭>

(4) 生物多様性がもたらす資源の持続可能な利用

- 生物多様性を守るための行動の普及
- 谷津田等の自然体験の場としての利用
- 木育の推進

【目標】家庭系食品ロス量(1人1日あたり)<8.3g>

(5) 地域の自然とふれあう機会の創出

- 地域の自然にふれあう機会の提供
- 谷津田の自然の維持管理
- 親しみある地域の自然の充実

【目標】自然観察会等の参加者数・開催数<2,450人、140回>

取組みの柱 3. 計画の推進体制の整備

(1) 人材の確保・育成

- 担い手となる人材の確保
- 担い手となる人材の育成
- 環境教育・環境学習の推進

【目標】ボランティア育成講座の受講者数・開催数<1,200人、60回>

(2) ボランティア等の活動支援

- 活動自体への支援
- PR面での支援

【目標】環境保全自主活動補助金の団体数<30団体>

(3) 市と市民等によるモニタリング体制の整備

- 市民やボランティアとの連携
- モニタリングや調査研究データの収集・分析

【目標】貴重な生物(ハイボ[®]外、コシアカ[®]IL等)のモニタリング地点数<14地点>



第5章 計画を進めていくために

計画の進行管理にあたっては、PDCA サイクルの手法に基づき、各施策の取組み状況を点検するとともに、評価結果を市民へ公開することで、効果検証の妥当性・客観性も担保しつつ、課題の共有や改善策の検討を行う仕組みを構築します。

資料編

- 市民アンケート調査結果
- 各水系の水質・水量調査結果
- 生物調査結果
- 環境基準・水質目標値
- 策定の経緯
- 他計画との関連
- 用語集
- 委員名簿
- 協力機関、協力者

第1章 策定の趣旨

1. 策定の目的

海や河川、地下水等から得られる水は、飲み水などの生活用水や農業用水、産業用水に利用しているほか、多くの動植物の生息・生育環境の保全に重要な役割を担っており、全ての生命（いのち）の源であるとともに、貴重な資源です。千葉市には、東京湾に面した海辺や都川、花見川、鹿島川などの河川、地下水のほか、谷津田[※]など豊かな水環境[※]が多く存在しています。

そして、私たちにとって欠かすことのできない水は、下図のように地球上を絶えず循環しています。水は太陽エネルギーによって海などから蒸発し、上空で雲となり、雨となって森林などの地表面に降り注ぎます。その後は、地中に浸みこみ地下水となったり、川の流れとなって海に至るなど、一連のサイクルでつながっており、このことを水循環[※]と呼びます。このように、森林、河川、農地、都市、沿岸域や地下水等をつないでいる水循環は、生態系ネットワーク[※]の重要な基軸であり、このつながりによって、地域の動植物の生息・生育、繁殖環境が維持され、生物多様性[※]を保全するための重要な要素となっています。

一方、2050年までに「自然と共生する世界」を実現することを目指し、2020年までに生物多様性の損失を止めるために取るべき行動を規定した世界目標[※]では、20の個別目標のうち完全に達成できたものはなく、国際的にも生物多様性の損失は気候変動と並ぶ喫緊の課題とされています。

本市においても、市民一人一人の行動を促すための生物多様性の理解の促進、多様な生態系を有する谷津田等の保全、外来生物や有害鳥獣対策などの取組みを行っていくことは、私たちが持続可能な生活をいとなむ上で一層重要になってきています。

以上の社会情勢や本市の特性等を鑑み、本計画は、「生物多様性地域戦略」、「生活排水対策推進計画」、「流域水循環計画」を包含した計画として、市と市民等のパートナーシップに基づき策定し、本市にかかわる水環境及び水循環の健全化を図るとともに、私たちに多様な恩恵をもたらす生物多様性の保全に資することを目的として、さまざまな取組みを推進していきます。



図 1-1 水循環のイメージ

2. 策定の背景

(1) 千葉市における計画の策定経緯

本市では、水環境の保全・創造に関わる「千葉市水環境保全計画（1999年3月策定）」、地下水保全に関わる「千葉市地下水保全計画（2006年3月策定）」及び生活排水対策の推進に関わる「千葉市生活排水対策推進計画（2001年3月改定）」、これら3つの計画を包含し、河川や海域、地下水の保全・再生を総合的に推進するため、「千葉市水環境保全計画（2011年4月）」を策定しました。さらに、水循環基本法の施行（2014年7月）など社会情勢の変化等も踏まえ、「千葉市水環境保全計画（改定版）（2017年4月）」として、水生生物に関する指標を見直すなど計画の一部を改定しました。当該計画の推進により、水質の改善がみられる一方、市民の水環境に関する認知度の向上や健全な水循環の維持など取り組むべき課題が見えてきました。

また、本市の今後の政策の基本的方向性を示す計画であり、目指すべき10年後の指針を「みんなが輝く都市と自然が織りなす・千葉市」とする「千葉市基本計画（2023～2032年度）」の策定や、当該計画の上位に位置付けられる計画として、環境分野の総合的な計画であり、望ましい環境都市の姿を「自然や資源を大切に、みんなでつくる持続可能なまち・千葉市」とする「千葉市環境基本計画（2022～2032年度）」が策定されています。

(2) 生物多様性に関する動向

水環境問題をはじめ気候変動や生物多様性の低下が国際的課題として深刻化した1992年、世界の首脳が集う「地球サミット（環境と開発に関する国際会議）」が開催され、「気候変動枠組条約」とともに、生物多様性の保全と生物資源の持続可能な利用、さらに遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を目的とした「生物多様性条約」が採択され、翌年、日本は条約を締結しました。その後、国内では生物多様性国家戦略の策定（1995年）に続き、「生物多様性基本法」が施行（2008年6月）され、地方公共団体にも、生物多様性の保全とその持続可能な利用に関して定める生物多様性地域戦略の策定が努力義務となりました。また、法律の施行に先立ち、千葉県が日本で最初の地域戦略「生物多様性ちば県戦略（2008年3月）」を策定しました。

現在では、国において、生物多様性国家戦略（2012～2020）や愛知目標の評価から得られた経験や教訓、COP15（2022年12月、カナダ・モントリオール）で採択された世界目標の内容を踏まえ、〇年〇月に第6次「生物多様性国家戦略」が策定されました。その中では、地球の持続可能性の確保のため、生物多様性の損失を食い止め回復軌道に乗せる「2030 ネイチャーポジティブ（自然〇〇）の実現」を2030年までに達成すべき目標として掲げています。

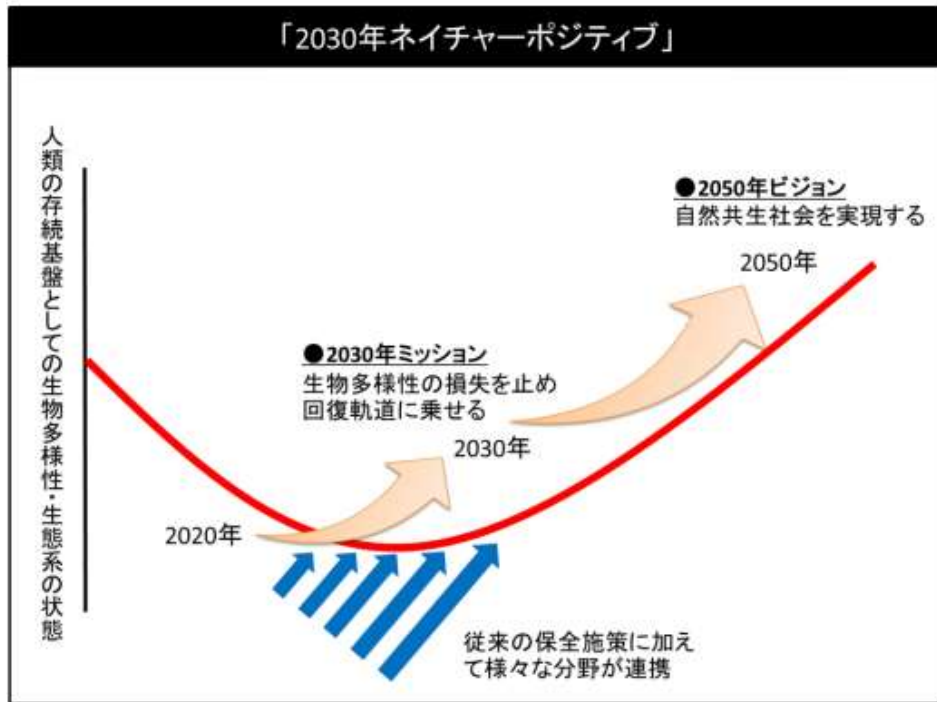


図 1-2 ネイチャーポジティブのイメージ図（環境省）

また、2021年のG7サミットで約束された、生物多様性保全に効果的な自然環境エリア、すなわちOECM*（Other Effective area based Conservation Measures）を活用し、従来の保護地域*とあわせて2030年までに陸域と海域の30%以上を保全する「30by30（サーティ・バイ・サーティ）*」という具体的行動目標も掲げられました。

さらに、「ネイチャーポジティブ」を後押しする世界の金融・経済会の動きとして、自然資本・生物多様性に関するTNFD：Taskforce on Nature-related Financial Disclosure（自然関連財務情報開示タスクフォース）が2021年に発足し、2023年の開示枠組の公表に向けて議論が進められています。これは、各企業活動における自然資本及び生物多様性への影響や依存及びそれらを踏まえたリスクや機会を適切に評価した上で、目標を設定して非財務情報として開示するものであり、すでに脱炭素分野で実施されているTCFD：Taskforce on Climate-related Financial Disclosures（気候関連財務情報開示タスクフォース）に続く枠組みです。

このように、国際的には生物多様性を脱炭素と一体的に解決すべき課題と位置付けて事業活動に組み込んでいく動きが加速しており、今後はTNFDも、TCFDと同様にプライム市場上場の条件として日本の金融機関や企業に広がっていくことが期待されます。

◆ネイチャーポジティブ・30by30

ネイチャーポジティブとは、「2030年までに生物多様性の減少傾向を食い止め、回復に向かわせる」という地球規模の目標です。

また、30by30目標とは、「ネイチャーポジティブというゴールに向け、2030年までに陸と海の30%以上を保全する」という目標で、ポスト2020生物多様性枠組の具体目標のひとつとして検討されています。

決定に先立ち、2021年のG7サミットにおいて、G7各国における自国での30by30目標が約束されました。

30by30目標の国内での達成に向けて、2022年4月に関係省庁が合同で「30by30ロードマップ」を公開しました。保護地域とOECMの拡張を中心の取組としているほか、目標の達成を目指すことで、地域の経済・社会・環境問題の同時解決にもつなげるための、健全な生態系を確保する基盤的・統合的アプローチとなるとしています。

◆OECM

OECMとは、「保護地域以外で生物多様性保全に資する地域」(Other Effective area-based Conservation Measures)の意で、法令によって自然が守られる保護地域ではなく、人々の生業や自発的な取組によって自然が守られている地域のことを指します。愛知目標において、30by30の達成手段のひとつとして示されました。

2023年度から、民間の取組等により生物多様性の保全が図られている区域を国が「自然共生サイト(仮称)」に認定する仕組みがスタートします。認定された地域は、OECMの国際データベースに登録されます。

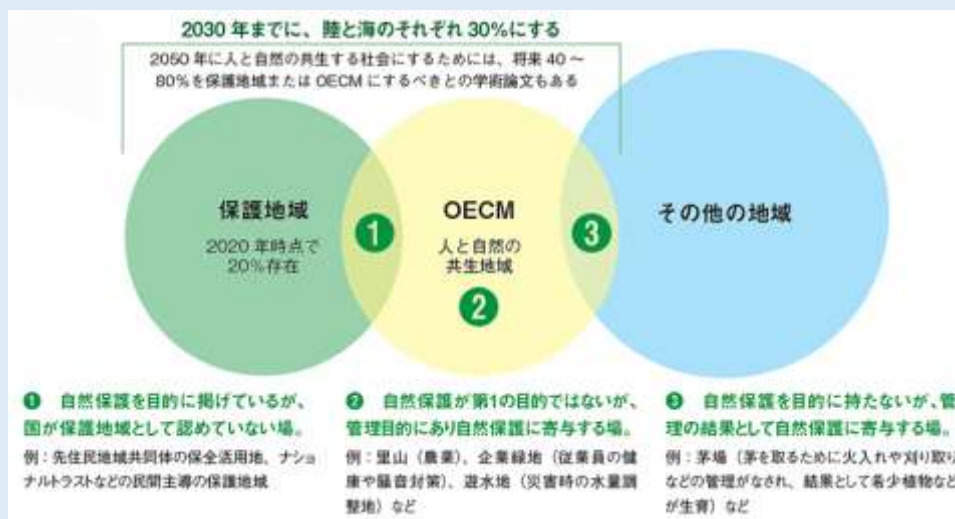


図 1-3 3パターンのOECM(日本自然保護協会)

(3) 持続可能な開発目標(SDGs: Sustainable Development Goals)

2015年9月に国連サミットにおいて、「私たちの世界を転換する：持続可能な開発のための2030アジェンダ*」が採択されました。この2030アジェンダでは、国際社会で起こっている貧困や格差問題、深刻さを増す環境汚染や気候変動などに取り組むべく、相互に密接に関連した17のゴールと169のターゲットから成る「持続可能な開発目標(SDGs: Sustainable Development Goals)」を掲げました。

17のゴールのうち、少なくとも13が直接的に環境に関連するものであり、我が国でも気候変動、持続可能な消費と生産(循環型社会形成の取組みなど)などの分野において国内外における施策を積極的に展開することとしています。

本市でもこのSDGsに基づく取り組みが進められており、分野横断的な課題の解決を目指しています。



図 1-4 SDGs 17の目標

SDGs ウエディングケーキモデルについて

SDGs には、ストックホルム大学のヨハン・ロックストローム博士が提唱している「SDGs ウエディングケーキモデル」という概念モデルがあります。

これは、SDGs の 17 の目標は、3 つの階層から成り立っており、下の層に位置する目標を達成することで、上の層の目標も達成することが出来ることを示したものです。

層は3層に分かれており、下の層である「BIOSPHERE（環境圏（生物圏）」）では、清潔な水へのアクセスや、気候変動への対策、海と陸の生態系を守ることによる、地球環境の包括的な改善を目指しています。

真ん中の層の「SOCIETY（社会圏）」では、貧困をなくすことや、すべての人に向けた健康と福祉、質の高い教育の提供、ジェンダー平等の実現等、格差の縮小とインフラの充実、平等社会の実現が挙げられています。

上の層の（ECONOMY（経済圏）」では、働きがいと経済成長の両立、人や国の不平等の撤廃、産業と技術革新の基盤作成等、働きやすさや、イノベーションが生まれる土台、そして、それが世界中で実現できる平等性が重視されています。また、経済と社会や環境を切り離さず、責任のある生産と消費を求めていることも経済圏の特徴です。

このように、生物圏が土台となり、その上に社会圏が成立し、それらを基盤とする経済圏が成り立つことを示したものが SDGs ウエディングモデルです。

また、目標 17「パートナーシップで目標を達成しよう」は、三層の上に位置しており、三層の全てにおいてこれまでの枠組みに囚われず、パートナーシップを形成することで、持続可能な社会を作り上げることを目指していることを示しています。



図 1-5 SDGs ウエディングケーキモデル

出典：Azote Images for Stockholm Resilience Centre, Stockholm University（千葉市訳）

(4) 気候変動の影響

地球の平均気温は産業革命以前からすでに約 1.0℃上昇しており、地球温暖化によって生態系及び生態系サービスの一部はすでに変化が生じていると報告されています。また、地球温暖化を 1.5℃未満の上昇に抑えることで、2.0℃の上昇と比較して、生物の絶滅リスクや生態系の変質、生態系サービスの悪化が低減されると予測されています。

また、人間活動が大气・海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がなく、大气中の二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素の濃度は、過去 80 万年間で前例のない水準まで増加していると報告されています。

さらに、強い台風の発生割合は過去 40 年間で増加しており、今後も気温の上昇とともに、高温・乾燥・強風・強い降雨・河川氾濫などの極端な気象現象が増加すると予測されています。本市においても、近年、災害級の大雨が相次いで発生しており、気候変動の影響が如実に感じられるようになっていきます。

今後も、温暖化対策のさらなる強化を進めるとともに、対策の実施にあたっては、その対策が地域の生物多様性や生態系サービスに直接的・間接的な悪影響を及ぼす可能性があることを考慮し、生物多様性に十分配慮した対策を講じる必要があります。

気候変動への対応（緩和策と適応策）

気候変動の影響に対応するためには、その原因物質である温室効果ガス排出量を削減する「緩和」と、気候変化に対して自然生態系や社会・経済システムを調整することによりマイナスの影響を軽減する「適応」があり、対応策を積極的に実施していくことで、私たちの暮らしをより良く、充実したものに転換していく必要があります。



図 1-6 地球温暖化対策と市民の暮らしとの関連（イメージ）
（出典）国立環境研究所「気候変動適応情報プラットフォーム（A-PLAT）」website

(5) 海洋プラスチックごみ

プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチック資源循環を促進する重要性が高まっています。

こうした背景から、政府では、2019年5月に「プラスチック資源循環戦略」（消費者庁・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省）を策定し、3R + Renewableの基本原則、6つの野心的なマイルストーン（目指すべき方向性）のほか、海洋プラスチック対策などを掲げました。

さらに、2021年6月には、プラスチック使用製品の設計からプラスチック使用製品廃棄物の処理まで、プラスチックのライフサイクルに関わるあらゆる主体におけるプラスチックの資源循環の取組を促進するための措置を盛り込んだ「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が成立しました。

プラスチックごみを減らすために

プラスチックごみ問題の対策のためにできることは、その他のごみを減らすためにも言われている「Reduce・Reuse・Recycle」の「3つのR」と、「適正排出」「ごみ拾い」が重要です。

(1) Reduce（リデュース：ごみを減らそう）

- ・プラスチックごみ、特に、使い捨てのプラスチックごみを減らす生活を心掛けましょう。
- ・買い物時は「マイバッグ」を使用したり、手で持ち帰ったりして、レジ袋のごみを減らしましょう。
- ・「マイカトラリー」を使用し、使い捨てのスプーンやフォークは断りましょう。
- ・容器、包装を簡略化（ダイエット）し、ごみを減らす努力をしている企業の商品を選びましょう。

(2) Reuse（リユース：繰り返し使おう）

- ・「マイボトル」や「リユース食器」を利用し、ペットボトルなどの使い捨て容器のごみを減らしましょう。
- ・家庭で不要になったもの、必要になったものがあつた際は、リユースショップ、フリーマーケット、フリマアプリ等を活用し、ものを繰り返し使いましょ。

(3) Recycle（リサイクル：もう一度資源として活用しよう）

- ・分別をしっかりと行い、ペットボトルをリサイクルしましょう。
- ・ごみステーションでは回収していない、小型家電、製品プラスチックや食品トレイ等も、回収拠点や回収協力店に持っていき、リサイクルにご協力ください。

(4) 適正排出（ごみを正しく捨てよう）

- ・ポイ捨てはやめましょう。
- ・ご自宅のお庭、駐車場、ベランダなどの屋外に、置いたままで使っていないプラスチック製品（洗濯ばさみ、植木鉢、バケツなど）がありましたら、片付けましょう。

(5) マイクロプラスチックになる前にごみを拾おう

- ・街中などで捨てられているごみを見つけたら、ぜひごみ拾いにご協力ください。
- ・自治会等ボランティアでごみ拾い活動に取り組んでいる団体もありますので、ぜひ活動に御参加ください。

3. 水環境と生物多様性

(1) 水の中で誕生した生命

地球誕生は約 46 億年前といわれ、やがて地球には原始の海ができます。海が誕生してすぐの海水は、塩酸などを含んだ酸性で、生き物の住むことができる環境ではありませんでしたが、地表のカルシウム、鉄、ナトリウムなどさまざまな物質が溶けこみ、それらが地殻変動等で化学反応を起こしたことで、アミノ酸や核酸など、生命の基となる物質ができました。そして、今から約 38 億年前、これらの物質を素に、原始の海に最初の生物が誕生したと考えられています。この最初の生物は、世代を重ねながら進化し、海の中には多種多様な生物が生息するようになりました。

今から約 4 億年前、海の生物は、オゾン層形成により紫外線が減少した陸域に進出します。この陸上生物も多くの水を体に保ち、水や養分を取り込み、さらに進化していきました。

現在も、地球上には多種多様な生物が生息・生育していますが、全ての生き物は水と直接的または間接的に関わっており、水なくして生きることはできません。もちろん、それは身体の 50%以上が水である私たち人間も例外ではなく、水は欠かすことのできない重要な存在です。このように、豊かな水環境によって、私たちは営みを続けることができているのです。

(2) 水循環と多様な生物がもたらす生態系

先述のように、地球上の水は絶えず循環しており、「水循環」のサイクルを形成しています。この水循環は、土壌や地形、さらに気象や海流などにも影響するほか、水に含まれている栄養や生物の移動は、生物の生息・生育や分布・生態にも大きく影響します。

このような水との関係のなかで、多種多様な生物は、水やそれに含まれる栄養を求め、食物連鎖の関係から共生や寄生などの関係性を築き、これらは水や大気の循環とともに物質やエネルギーが流れて循環する生態系を形成します。

現在、地球上には、まだ知られていない生物を含めると約 3,000 万種ともいわれるたくさんの生物が生きています。そして、同じ種(しゅ)であっても、遺伝子の違いによって、姿・形に違いも生じます。そして、このような多様な生物の種は、それらを取り巻く森や海などの環境とかかわりながら、様々な生態系を形づくってきました。

このような遺伝子から種、生態系のレベルまで、さまざまな変異や変化とその生命のにぎわい、そして生物・生命の間のいろいろなつながりと関係性のすべて（総体）を「生物多様性」と呼んでいます。もちろん、私たち人間も、生物多様性の一員です。

(3) 人間の暮らしにかかわる生態系からの恵み(生態系サービス)

私たち人間は、生物多様性の一員として、生態系からもたらされる様々な恵みを利用し、生きてきました。この恵みは「生態系サービス (Ecosystem Services) 」と呼ばれ、大きく 4 つに分類されます。

- ①供給サービス：食料や医薬、木材、繊維といった生物由来のモノを供給するサービス
- ②調整サービス：大気や水の浄化、水源や土壌・地形の保全など環境を制御し安定させるサービス
- ③文化サービス：レクリエーションや文化、芸術、教育、信仰など、人の精神へ作用するサービス
- ④基盤サービス：土壌形成や光合成による酸素供給、水の循環など生命基盤のシステムを形成するサービス

生態系サービスは、地域の自然環境や生物多様性、自然と人間とのかかわりの歴史や文化によっても、違いや特徴があります。かつての人々の生活・生業には、生態系サービスを効果的かつ持続的に得られるように工夫や保全がなされ、自立・循環型の持続可能な地域の生態系が形成されてきました。先人がもたらした、これらの豊かな里山里海などの生態系を持続し、将来の世代へ引き継いでいくことは、私たちの重要な使命です。



図 1-7 生物多様性のめぐみ (出典：こども白書 2016 (環境省))

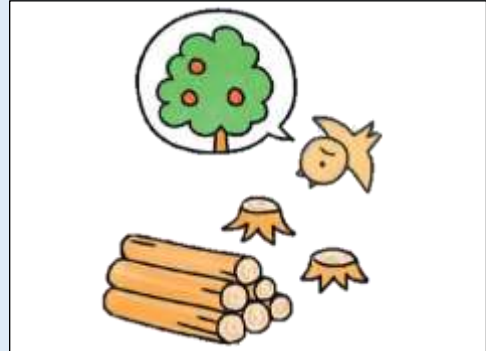
一方、近年では、人間社会の文明化や都市化、資源やエネルギーの大量消費、自然環境の破壊や汚染、土地の利用や管理放棄などにより、生物多様性は急速に失われています。

生物多様性が失われることで、食糧生産量の減少、生き物の生息・生育地の減少、動植物の絶滅、土砂崩れや津波等の災害の甚大化などが深刻になってきています。さらに、世界が直面する新型コロナウイルス感染症など新興感染症によるパンデミックの根本的な発生要因は、グローバル化のなかで、開発や都市化をはじめとする自然の改変とも深くかかわっていることが指摘されています。

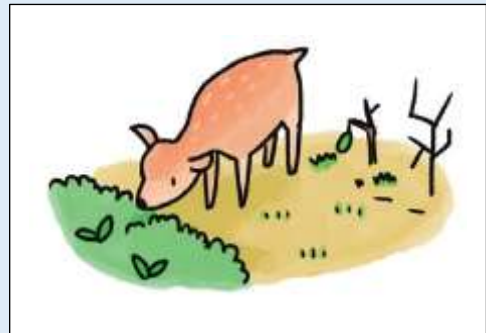
生物多様性が直面している危機

生物多様性を低下させる危機については、地域から地球全体に関わるものまで、大きく以下の4つに整理されます。

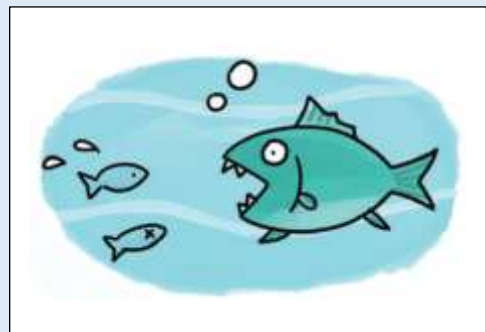
● **自然の破壊**： 森林の大規模伐採、干潟や水辺の埋立、自然の改変、野生生物の乱獲等により、生き物の生息・生育環境や個体数が減少しています。これらの人為的影響により、生態系が破壊され、多くの生物が絶滅の危機に瀕する一方で、異常繁殖の生き物が発生する場合があります。



● **管理の放棄**： 里山や里海は、様々な自然の恵みを得る場として、人々に上手に管理・利用され、豊かな生物多様性を育んできました。しかし、近年、その管理の低下により、生物多様性が損なわれ、増加したイノシシやニホンジカによる被害の増加も見られます。



● **環境の汚染**： 資源やエネルギーの大量消費によって排出される廃棄物や有害物質により、水や空気、土壌が汚染され、人間を含む生き物の健全な成長が阻害され、健康も損なわれています。また、本来の移動能力を超えて、人間の手により、意図的あるいは非意図的に国外や国内の他の地域から持ち込まれた生き物が、地域固有の生き物や生態系を改変し、絶滅危惧種を含む在来生物に大きな影響を与えています。



● **地球温暖化**： 資源やエネルギーの大量消費や自然破壊は大気中の CO2 濃度を高め、その温室効果による温暖化は、気温や海水温の上昇、海面上昇や干ばつ、洪水等の異常気象の発生リスクを高め、人間をはじめとする多くの生き物の生息・生育環境へ悪影響を及ぼしています。また、地球温暖化による気候変動により多くの種の絶滅も予測されています。



図の出典：こども環境白書 2016（環境省）

第2章 計画の基本的事項

1. 対象区域

千葉市全域を計画の対象区域とします。ただし、流域*は市域を超えて広がりを持つことから、流域の関係自治体と連携を図り計画を推進します。

2. 計画期間

2023 年度を初年度とし、目標年度を 2032 年度までとした 10 か年計画とします。

3. 位置付け

本計画は、市の「千葉市基本計画」の個別部門計画である「千葉市環境基本計画」のもとで、互いに密接な関係にある水環境や生物多様性の保全について一体的に推進する計画とします。

また、本計画は関係性の深い、以下の計画を包含する形で策定します。

①「生物多様性地域戦略」（生物多様性基本法第 13 条）

「都道府県及び市町村は、生物多様性国家戦略を基本として、単独で又は共同して、当該都道府県又は市町村の区域内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。」との規定を踏まえ策定します。

また、生物多様性基本法第 13 条第 2 項の下記の要件を満たすものとします。

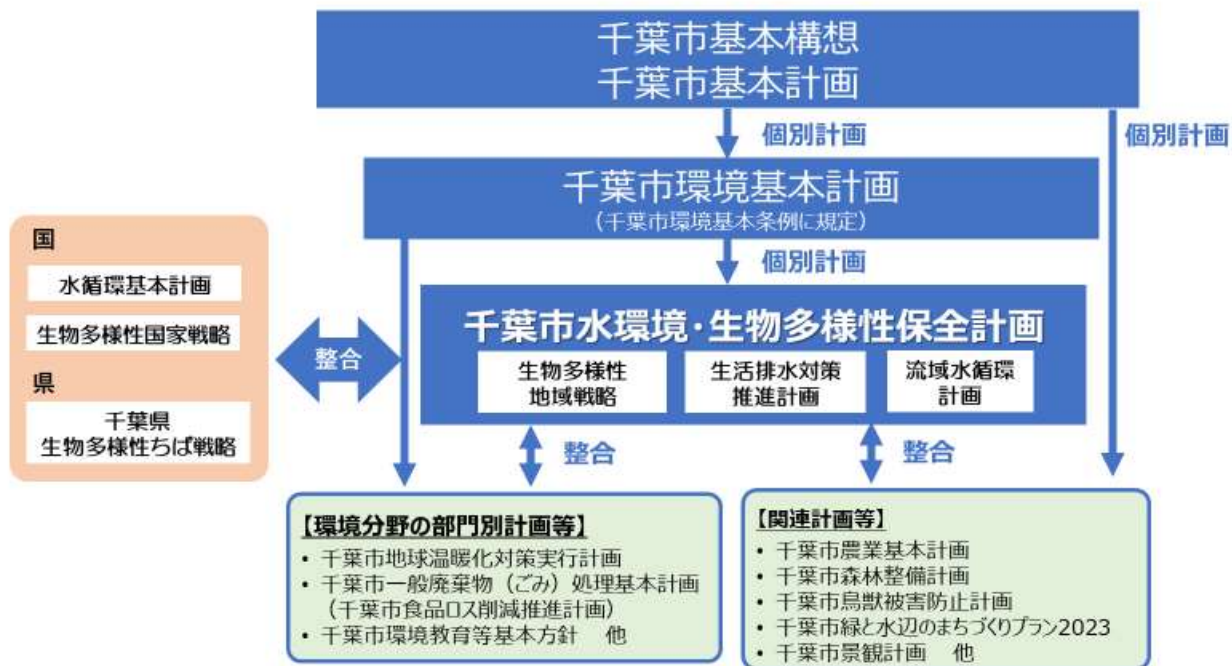
1. 対象とする区域
2. 目標
3. 総合的かつ計画的に構ずべき施策
4. その他、施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

②「生活排水対策推進計画」（水質汚濁防止法第 14 条の 9）

生活排水対策重点地域の指定を受けて策定され、2011 年に千葉市水環境保全計画に統合。

③「流域水循環計画」（水循環基本法に基づく水循環基本計画）

千葉市水環境保全計画が流域水循環計画に認定（2018 年）



千葉県基本計画

基本構想・基本計画・実施計画の3層から構成される総合計画のうち、恒久的な都市づくりの基本理念などを示す基本構想に基づいて中長期的なまちづくりの方向性を示す10年間（計画期間：2023～2032年度）の計画

千葉県環境基本計画

目指す望ましい環境都市の姿を「自然や資源を大切に、みんなでつくる持続可能なまち・千葉県」とし、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進する計画

図 2-1 計画の位置づけ

第3章 現状と評価

1. 千葉市の概況

(1) 位置

本市は東京湾の湾奥部に面し、千葉県のはほぼ中央部、東京都心部から東に約 40km に位置します。市域面積は約 272km²で、地形は花見川などの河川によって形成された低地と台地、東京湾沿いに広がる約 34km²の埋立地に大別されます。

延長約 42km に及ぶ海岸線や 13 の河川を擁するなど、大都市でありながら緑と水辺に恵まれていることが特徴です。



図 3-1 本市の位置

(2) 地勢

本市の地勢は、市の東部が比較的標高の高い丘陵地となっていますが、ほとんどは平野が広がる平坦な地勢となっています。

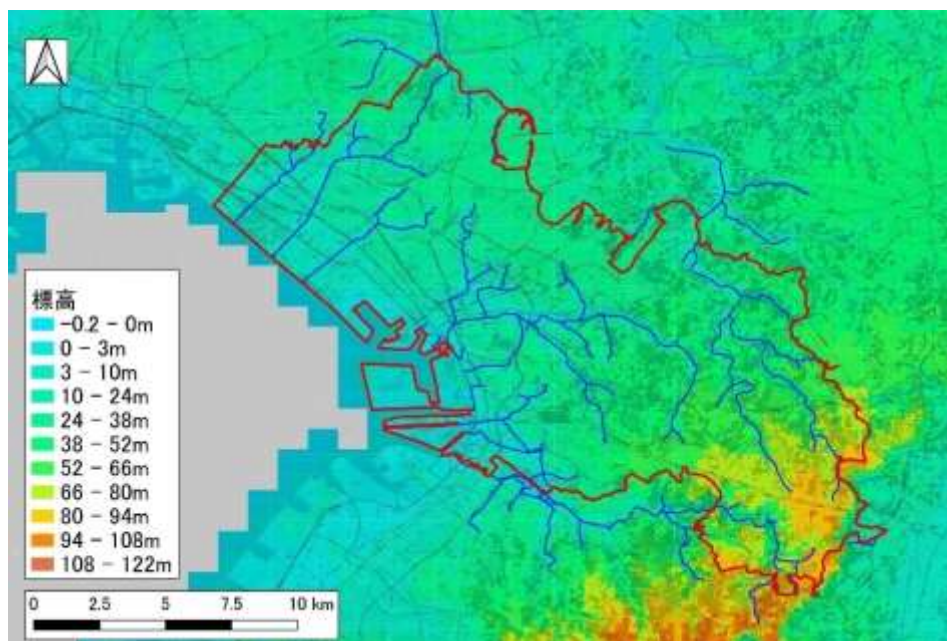


図 3-2 本市の地勢

(3) 土地利用計画

本市の用途地域の指定状況については、郊外は住居専用地域が多数を占めているのに対し、湾岸部には、商業地域、工業地域が多く集まっています。

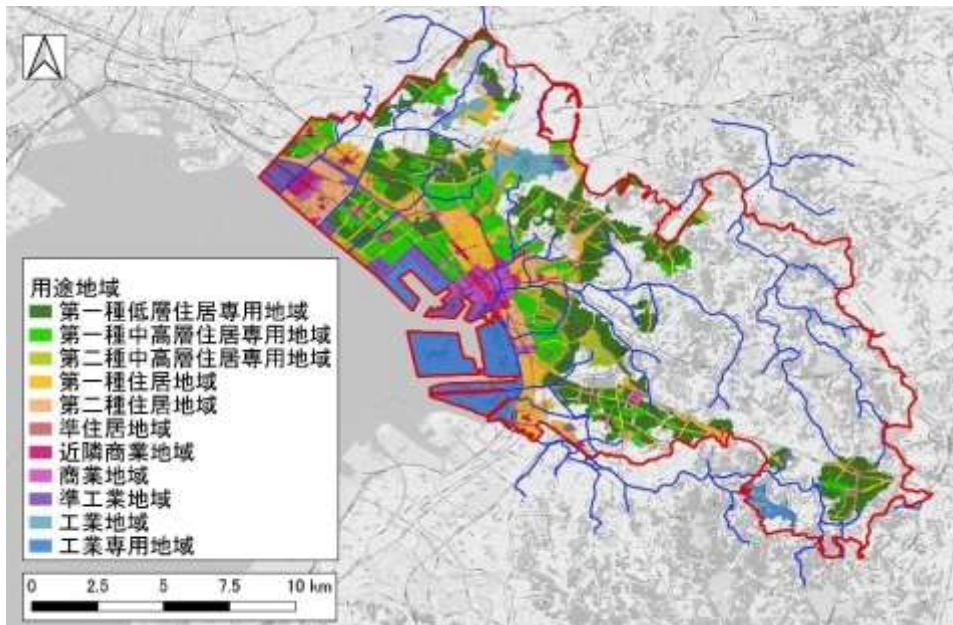


図 3-3 用途地域指定状況

(4) 降水量と気温

本市の2021年の年間降水量は1,834.5mm、年間平均気温は17.1℃となっており、比較的温暖で、気候に恵まれた土地です。

1975年からの46年間の年平均気温の推移をみると、若干の上昇傾向が見られます。また、同期間の年降水量の推移についても増加傾向が見られます。

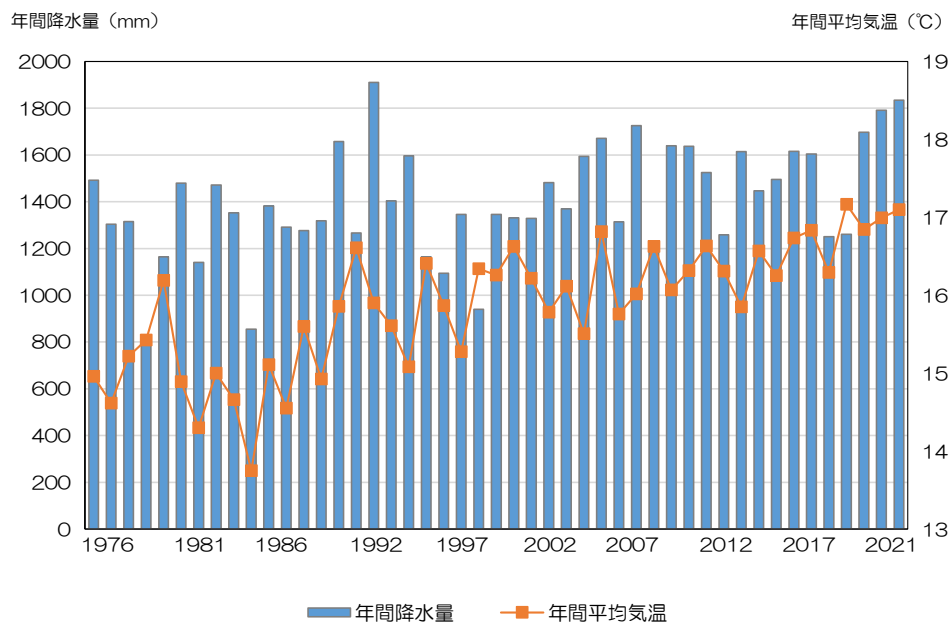


図 3-4 降水量・気温の変化

2. 水環境や生物多様性に関する現状

(1) 水環境に関する現状

■ 河川・海域の分布および概況

市内の河川は、後背地に水源となる山地がないため、台地に降った雨水を起源とする地下水や生活排水を主な水源としています。また、ほとんどの河川が海拔 10～20m位の低地の谷津を流れ、川幅が狭く、自己水量が少ないことが特徴です。

本市には、北部に花見川（印旛放水路）、浜田川、草野水路、中心部に都川、南部に生実川、浜野川、村田川が流れ、東京湾に、東部の鹿島川は印旛沼に注いでいます。

北部の花見川、浜田川、草野水路は、周辺に住宅地や市街地が形成されており、河川沿いには緑地やサイクリングコースなどが整備されています。中心部を流れる都川は、上流部は豊かな田園景観とともに谷津や樹林地が多く、下流部は交通網が整備された市街地となっています。東部を流れる鹿島川は、周辺に田畑が広がり、緑が多く残されています。南部を流れる生実川は、付近の台地から水を集め、生実池に注いでいます。

浜野川は、上流部は台地、中流部は水田地帯を流れ、下流部から河口部は河床勾配*がほとんどなく、潮の干満の影響を強く受けています。村田川は、周辺に田畑や樹林地が多く広がり、鹿島川周辺と同様に緑が多く残っていることが特徴です。

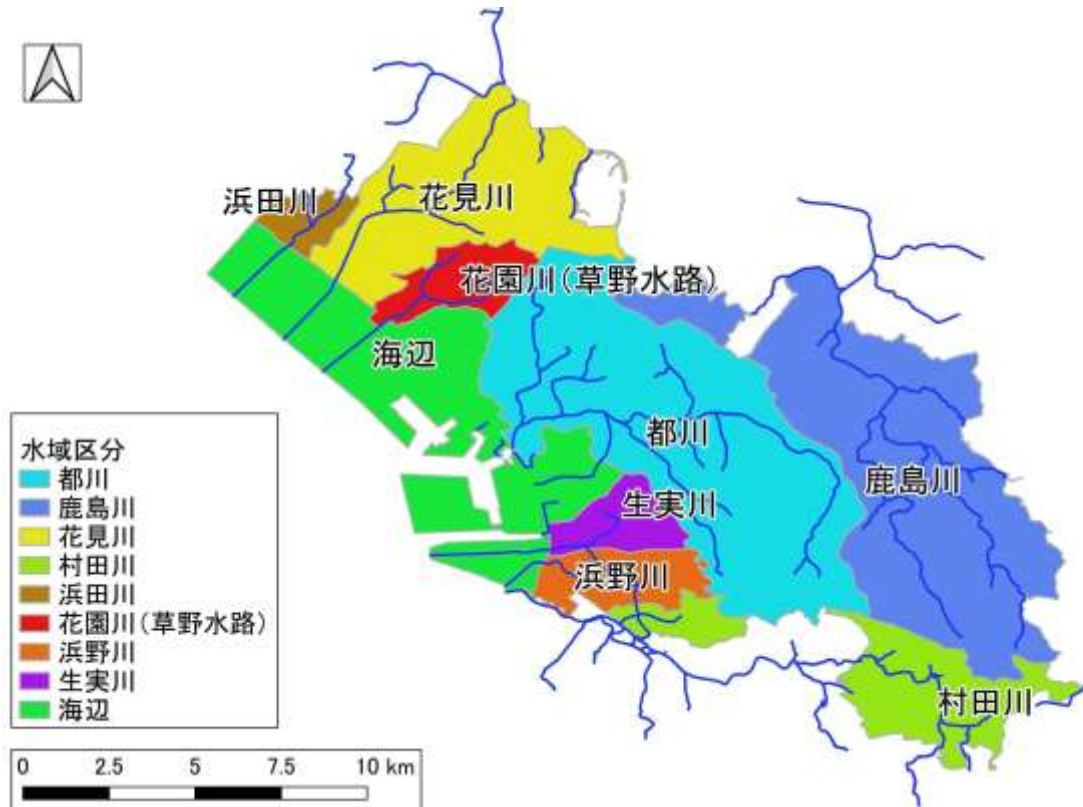


図 3-5 各流域の位置図

■ 水質・流量の調査地点

水質・流量については、下記に示す市内の各所（河川 17 カ所、海域 2 カ所）で測定を行っています。



図 3-6 市内の水質・流量評価地点

表 3-1 流域区分と調査地点

流域区分	調査地点		河口からの距離	水質調査 ○：実施	流量調査 ○：実施
都川	1. 高根橋	都川上流	10.0	○	○
	2. 青柳橋	都川中流	4.6	○	○
	3. 都橋	都川下流	0.8	○	
	4. 日本橋	葎川下流	1.2	○	
	5. 新都川橋	支川都川	5.0	○	○
	6. 辺田前橋	坂月川	6.4	○	○
	7. 源町 407 番地地先	葎川上流	6.1	○	○
鹿島川	8. 下大和田町 1146 番地地先	鹿島川上流	26.7	○	○
	9. 平川橋		27.5	○	○
	10. 下泉橋	鹿島川下流	15.5	○	○
花見川	11. 花島橋	花見川上流、勝田川	8.5	○	
	12. 新花見川橋	花見川下流	2.4	○	
村田川	13. 高本谷橋	村田川	12.3	○	○
浜田川	14. 下八坂橋	浜田川	2.4	○	
草野水路	15. 高洲橋	草野水路	2.0	○	
浜野川	16. 浜野橋	浜野川	0.3	○	
生実川	17. 平成橋	生実川	0.9	○	
海域	18. 千葉コンビナート湾内	千葉港	-	○	
	19. 幕張の浜地先	いなげの浜～幕張の浜	-	○	

■ 公共用水域(河川・海域)の水質

公共用水域（河川・海域）の水質を把握するため、水質汚濁防止法に基づき千葉県が定めた「公共用水域の水質測定計画」により常時監視を行っています。

本市では表 3-1 の調査地点（河川 17 地点、海域 2 地点）において、測定を行っています。

① 河川の水質の経年推移

河川の有機物による汚れの指標である生物化学的酸素要求量（BOD）*については、これまでの取組みにより大幅に改善しています。

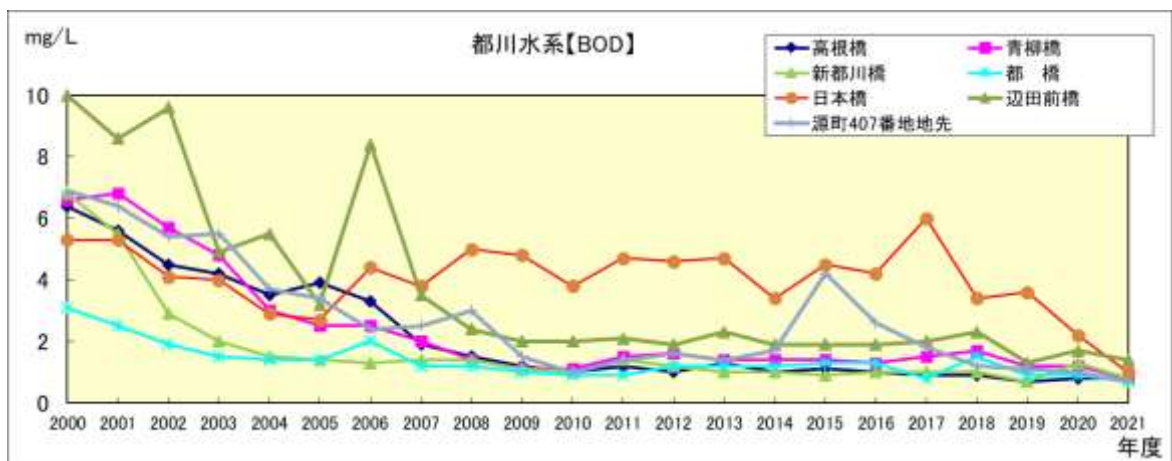


図 3-7 都川水系における BOD 測定値の推移

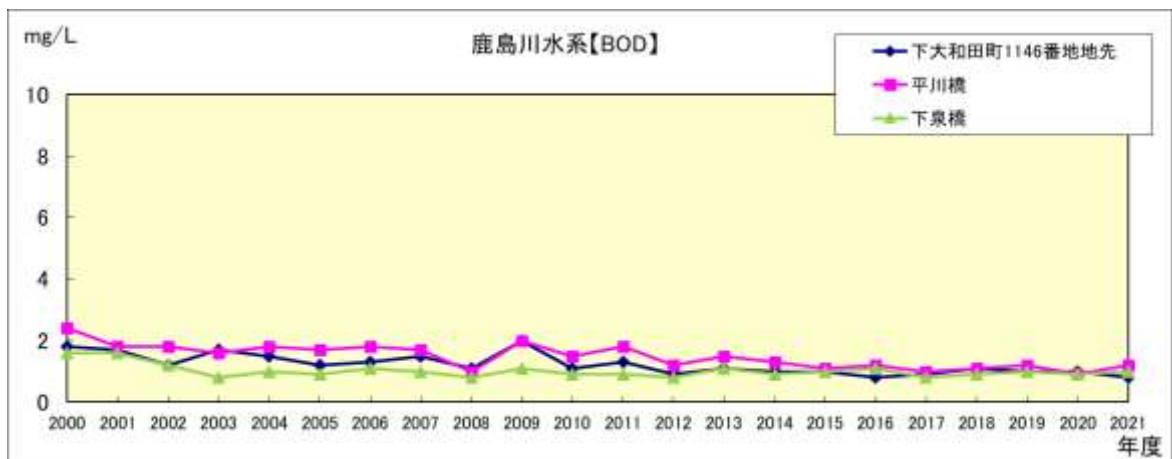


図 3-8 鹿島川水系における BOD 測定値の推移



図 3-9 花見川水系における BOD 測定値の推移

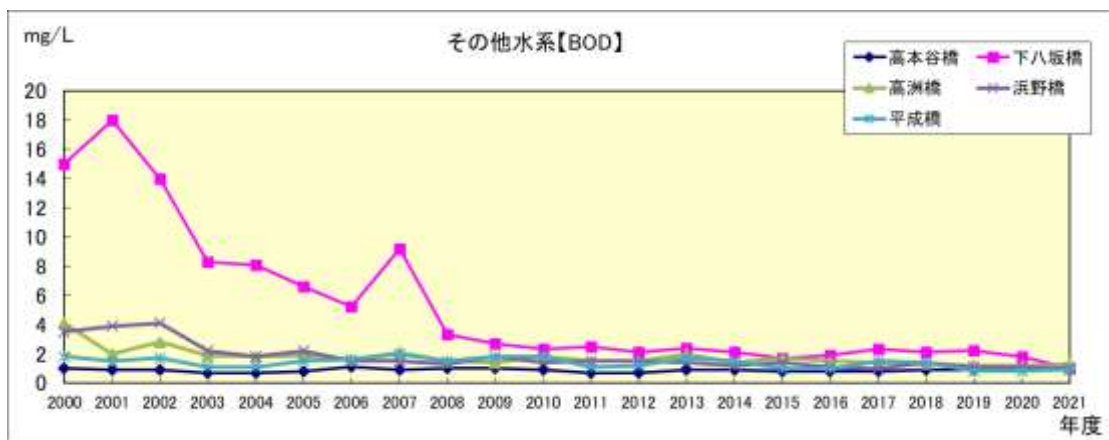


図 3-10 その他の水系における BOD 測定値の推移

また、水中の酸素量を示す溶存酸素量（DO）*については、良好な状態が保たれています。水中の生き物も人間と同じように酸素を必要としており、DO が減少すると、水中の好気性微生物の活動が鈍って腐敗臭がするなど河川や海域の自然浄化作用が働かなくなったり、魚などが窒息してしまうこともあります。

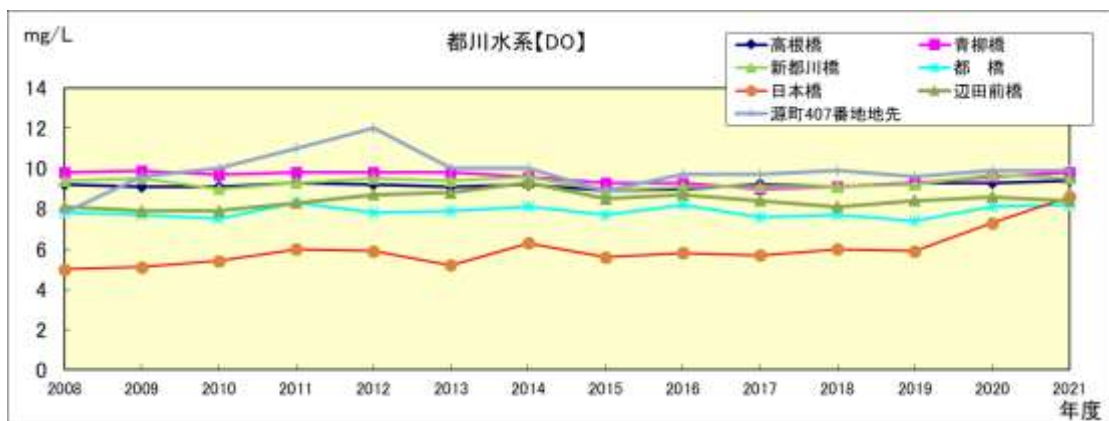


図 3-11 都川水系における DO 測定値の推移

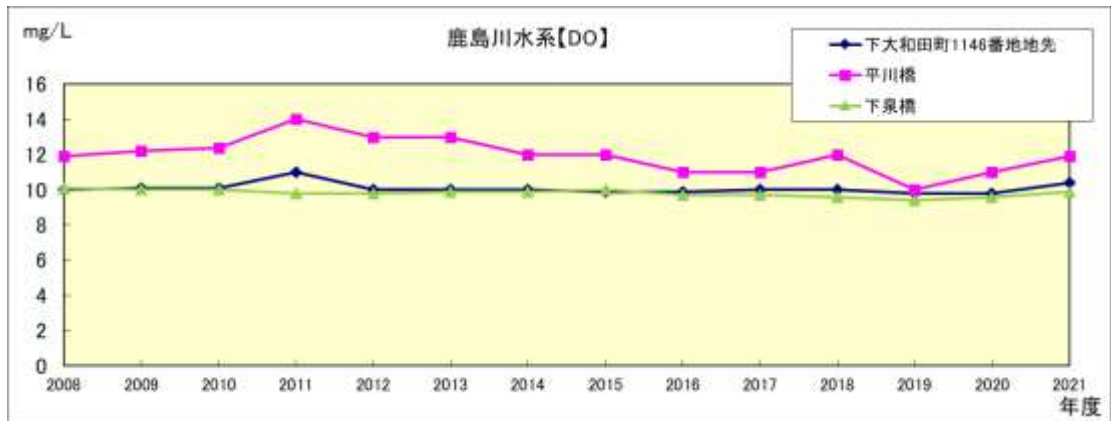


図 3-12 鹿島川水系における DO 測定値の推移



図 3-13 花見川水系における DO 測定値の推移

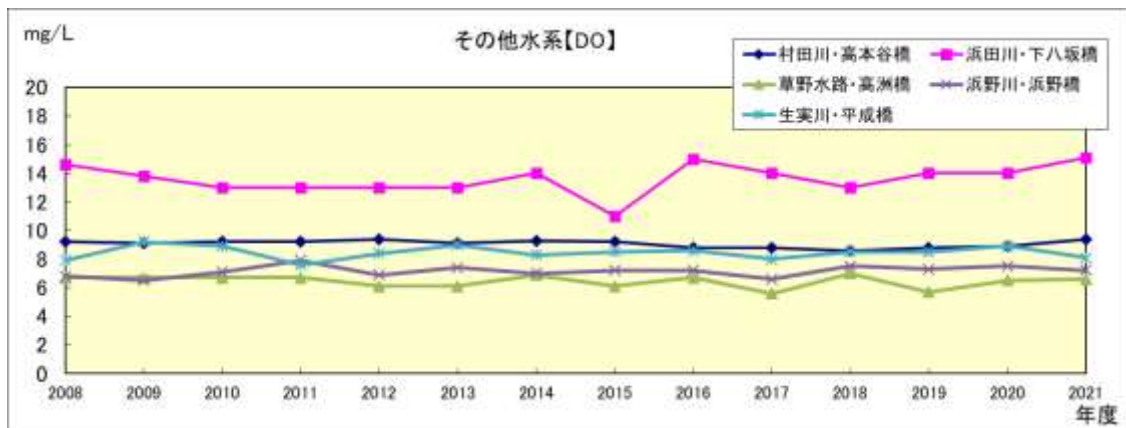


図 3-14 その他の水系における DO 測定値の推移

② 海域の水質の経年推移

海域の有機物の汚れの指標である化学的酸素要求量（COD）*については、横ばいで推移しています。

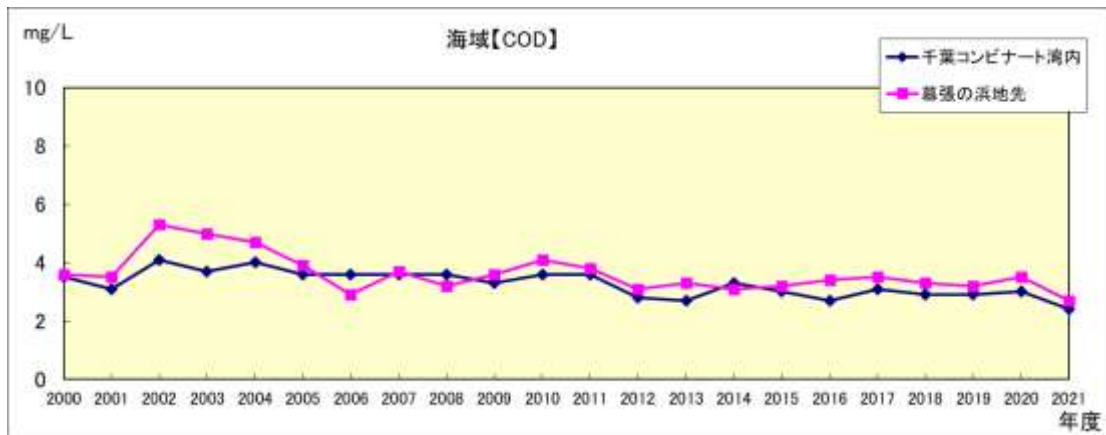


図 3-15 海域における COD 測定値の推移

また、水生生物の生息に必要な水中の酸素量を示す溶存酸素量（DO）については、良好な状態が保たれています。

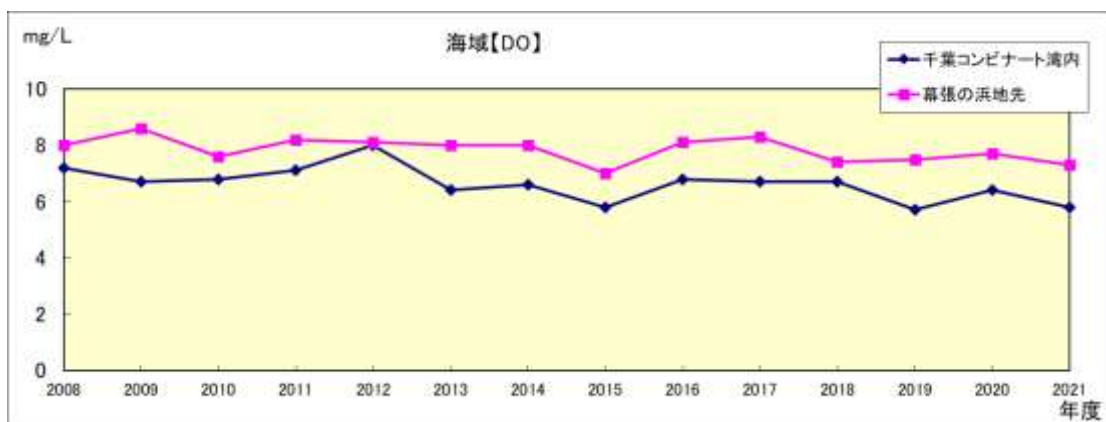


図 3-16 海域における DO 測定値の推移

海域の富栄養化の要因となる全りん、全亜鉛及び全窒素濃度は、概ね横ばいで推移しています。



図 3-17 海域における全りん測定値の推移



図 3-18 海域における全亜鉛測定値の推移



図 3-19 海域における全窒素測定値の推移

■ 河川の水量

水量については、平常時の河川流量の年平均値を算定しています。

宅地化による土地利用状況の変化や下水道の普及などにより、流量の低下が見られた河川もありましたが、鹿島川下流および都川中流以外の測定地点では概ね横ばいで推移しています。

都川中流および鹿島川下流においては、測定年によりばらつきが見られるものの、近年は増加傾向にあります。

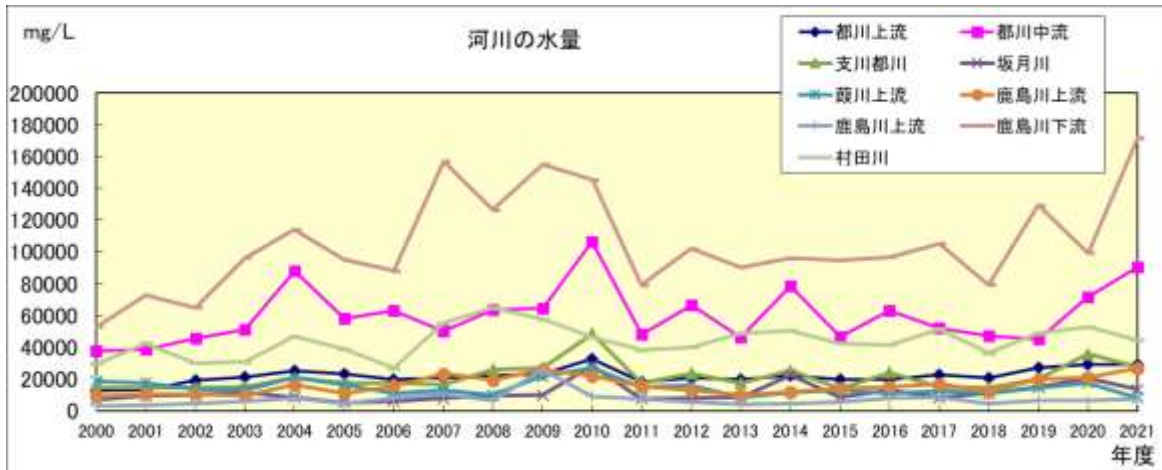


図 3-20 河川における水量測定値の推移

■ 地下水の水質

市域における地下水の水質の状況を把握するため、水質汚濁防止法の規定により千葉県が策定した測定計画に基づき、毎年、概況調査を実施しています。

この概況調査では、市内を2 kmメッシュに区切り、1年で15～16か所を測定し、5年間で全72か所を調査しています。

その結果、「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」、「揮発性有機化合物」、「砒素」及び「六価クロム」の4項目については、環境目標値^{*}の超過が見られており、過去10年間の超過率の傾向は、ほぼ横ばいの状況です。また、水質汚濁防止法に基づく調査のほか、汚染範囲確認調査（先端調査）などの独自調査も行っています。各項目とも超過率に大きな変動は見られていません。

地下水は一度、汚染されてしまうと回復が困難であるため、汚染を未然に防止することが大切です。

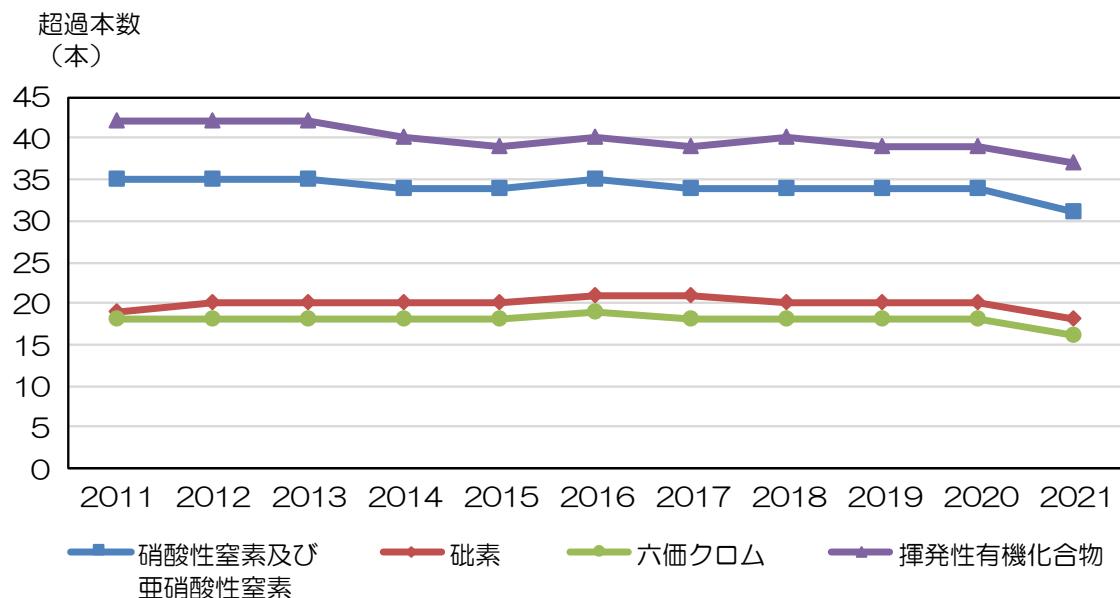


図 3-21 水質汚濁防止法に基づく地下水の水質調査結果（調査本数）

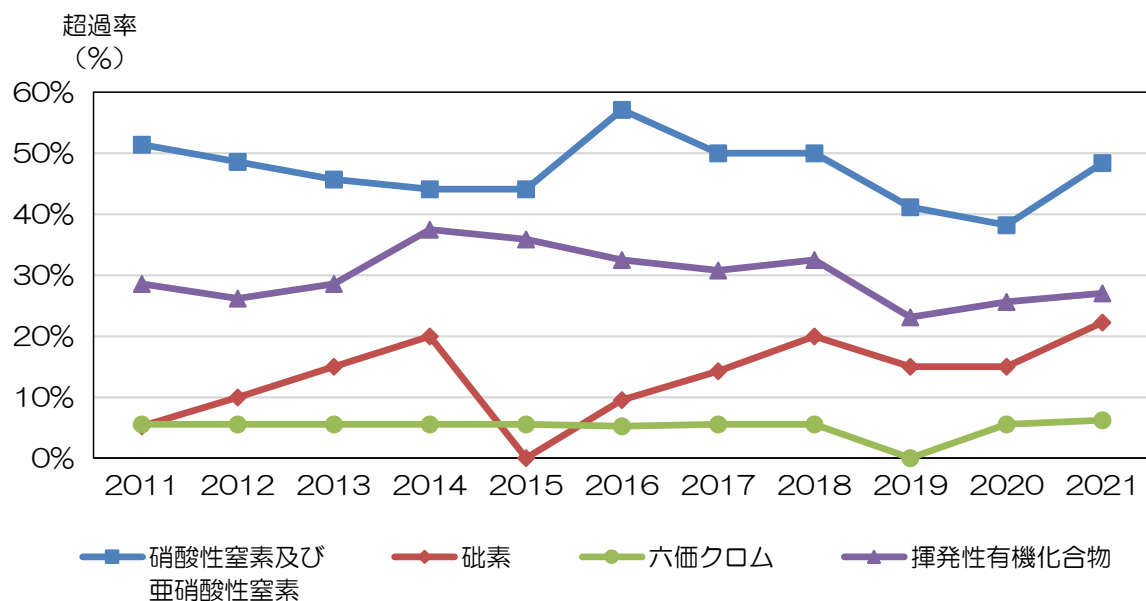


図 3-22 水質汚濁防止法に基づく地下水の水質調査結果（超過率）

■ 地下水の水位

本市の地下水は、地表から約 30m までの深さに分布する浅層地下水*と、それよりも深く分布する深層地下水*に大きく分けられます。

浅層地下水は、概ね地表の地形面に沿って流れており、都川などの一部の区間では地下水が河川に湧出しています。

一方、深層地下水は、主に東京湾の方向に流れています。また、深層地下水は農業用水などにとって重要な水源の一つになっています。

貴重な資源である地下水の水位の状況をモニタリングするため、市内に 15 か所の観測井を設けて観測しています。水位は、いずれの観測井も 1989 年以降、ほぼ横ばい、またはわずかに上昇の傾向にあります。降雨や地下水の利用状況等の影響を受けることから、今後も各用途別の利用状況の把握や水位の変化の監視などを続けることが必要です。

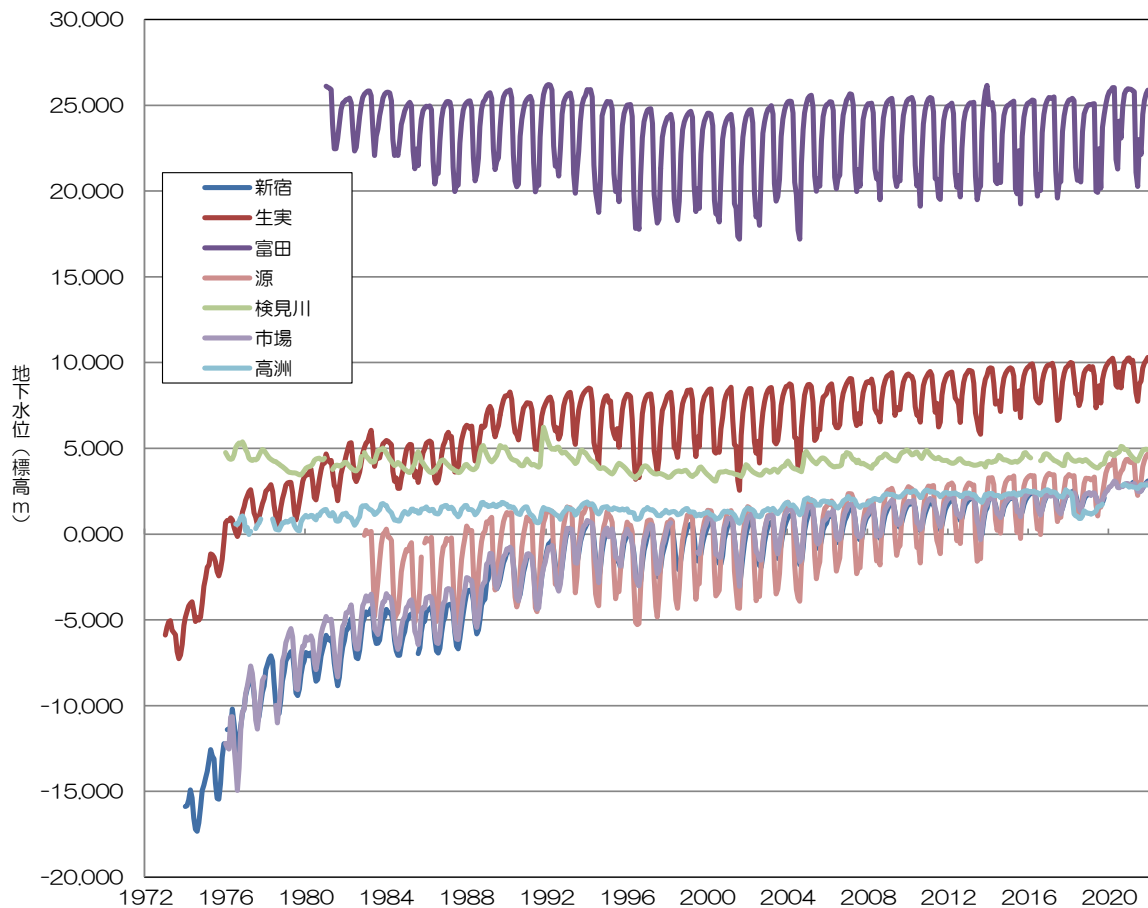


図 3-23 地下水位の経年変化

■ 地下水の利用状況

地下水は、年間を通じて温度が一定で安価であるなどの特徴から、高度経済成長期以前まで良質な水資源として幅広く利用されてきました。その後、高度経済成長の過程で地下水採取量が増大し、地盤沈下や塩化水といった地下水障害の発生が大きな社会問題となったことを受け、法律や条例等による採取規制等の地下水保全対策が実施されました。

法令等による許可井戸における地下水の揚水量は、1972年時点には16万3千 m^3 /日でしたが、近年は、2万 m^3 /日前後で推移しています。

2021年で見ると、地下水の揚水量約2万 m^3 /日のうち、約75%が農業用であり、次いで水道用、工業用の順となっています。

工業用、ビル用、水道用の揚水量については、1972年と比較して大きく減少していますが、農業用については現在までほぼ横ばいで推移しています。

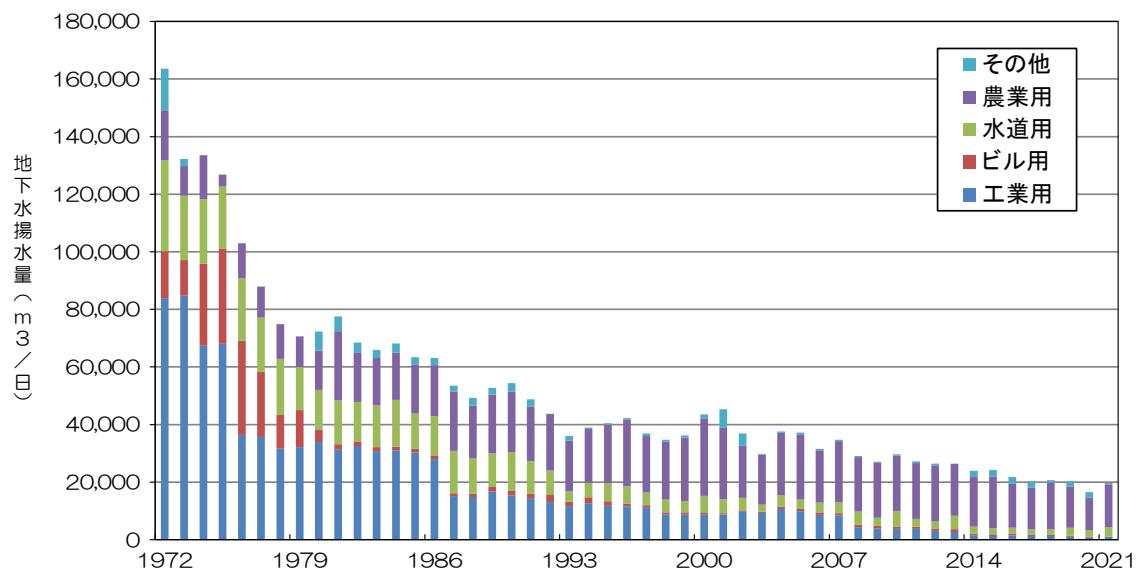


図 3-24 地下水の揚水量の経年変化について

■ 地盤沈下の状況

地下水の過剰採取による地盤沈下は、関東平野南部では明治中期（1890年代前半）から認められていましたが、近年は地下水の採取規制や表流水への水源転換などの措置を講じることによって沈静化の傾向にあります。

2020年の千葉県内における1年間沈下量を見ると、市内において2cm以上の地盤沈下が見られた地域はありませんでした。

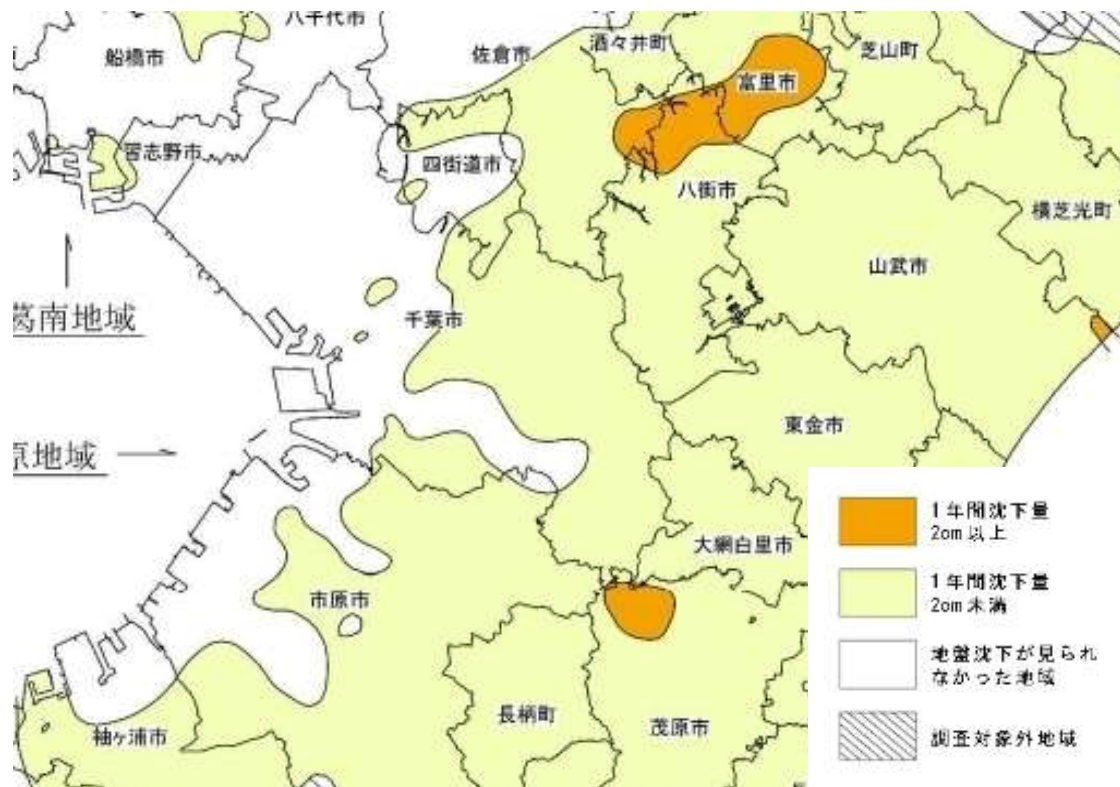


図 3-25 2020年市内の地盤沈下状況（1年間沈下量）

■ 湧水

市内の湧水地は、2006年度に実施した調査によって確認された地点について継続的なモニタリングを行っています。

2016年に実施した湧水調査の結果、12地点中9地点で、2011年実施の前回調査時と比較して流量の減少が確認されました。近年では、湧水地やかん養域の開発、森林の荒廃などによる影響で、湧水が減少している状態です。

千葉市の湧水

湧水は雨が地下水となり、自然状態で地表面に湧き出るものです。谷地の片隅では地下水が湧出しているところがあり、周辺の水溜りに飲み水を汲みにきた人々が湧水の周りを石や丸太で囲んだところから湧水の所有が始まったとされています。やがて掘削の技術を手に入れた人々は、井戸を掘るようになり、また、涸れないように神を祀るようになりました。その後、長い時代の流れの中で、病気への効能や有名人が美味しいと言ったなどという伝承が生まれ、今に伝わっているものもあります。ここでは、本市に伝わる、かつての湧水の伝承をいくつか紹介します。

◆べにたけべんざいてん紅嶽辯財天湧水

千葉氏中興の祖常胤（つねたね）が鎌倉から都賀村（現在のみつわ台）に移したとされている紅嶽辯財天には、泉があり、架けられた橋の上で手を叩くと、底から清水が湧き出てきたとされています。また、安産したうえに乳の出がよくなるとの言い伝えがあり、妊婦が出産前に飲みに来て、乳の出がよくなると水を二倍にして返したとされています。



◆お茶の水

お茶の水は、千葉県庁の東に位置し、不動尊を安置しているため、別にこれを「不動の滝」とも称えています。また、同所にある石碑には、源頼朝にこの水をもってお茶を献上したことからお茶の水と称えられるようになったとの伝承が書かれています。



湧水は本市の貴重な水源の一つですので、水源かん養域の保全・再生や、湧水地周辺環境の調査・維持管理などの取組みを進め、保全することが重要です。



湧水調査地点図

■ 生活排水対策

生活排水処理率については、1990 年度末には 70%程度であったのに対し、2021 年度末の時点では、98.4%と、大幅に改善されています。また、処理形態については、全体の 97.1%が公共下水道により処理されています。

生活排水（し尿及び雑排水）は、次の3つの方法により処理されています。

ア) 公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽

イ) 単独処理浄化槽

ウ) 汲み取り便槽

※イ)、ウ) はし尿のみ処理、雑排水は未処理で放流

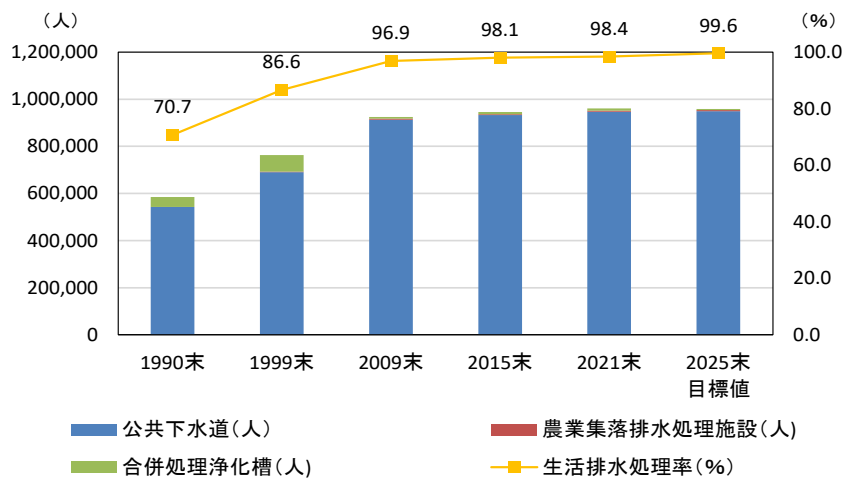


図 3-26 生活排水処理率の推移

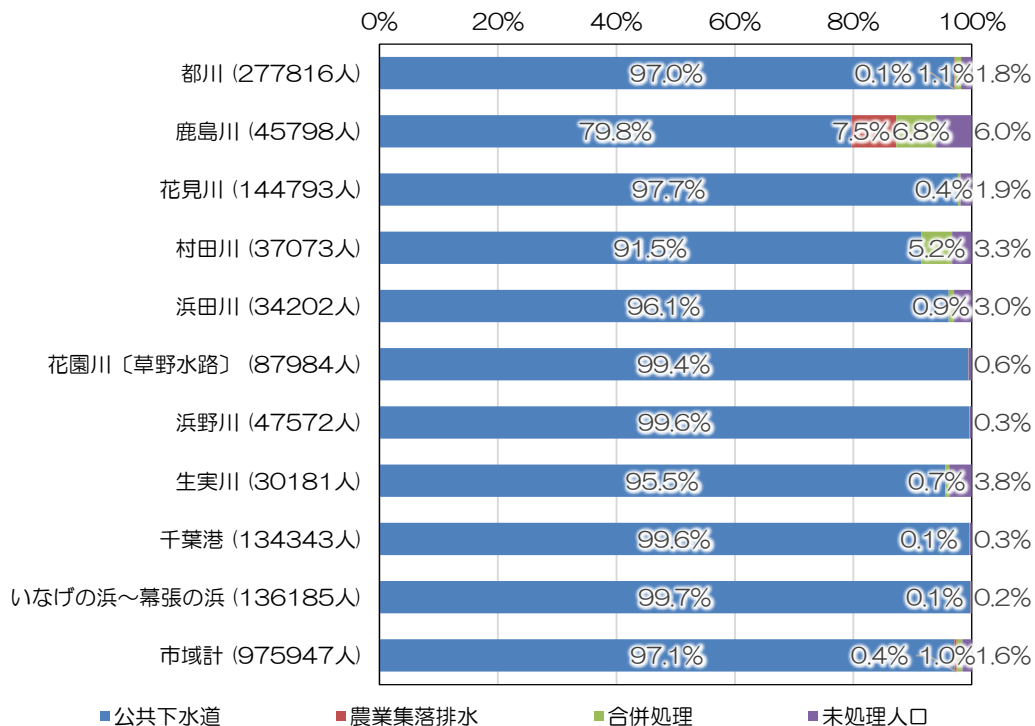


図 3-27 生活排水処理形態別人口

生活排水対策

私たちが毎日の生活で使用する水は、一人あたり 244 リットルとされています。

私たちが使用したあとの水は生活排水として排出されますが、川や海をきれいにするためには、この生活排水を減らす努力が必要です。

《生活排水対策メニュー》

いくつできているでしょうか？チェックしてみましょう！

■ 台所編

<input type="checkbox"/>	水切り袋や三角コーナーを使用し、調理くずは流さずキャッチ！
<input type="checkbox"/>	油は上手に活用して使いきりましょう。やむを得ず捨てる際は、新聞紙などに吸わせてから。
<input type="checkbox"/>	食器、鍋等の油は拭き取ってから洗いましょう。
<input type="checkbox"/>	石けんや洗剤は適量がベスト！使いすぎないようにしましょう。
<input type="checkbox"/>	米のとぎ汁は、植物に再利用しましょう。無洗米を使うのも効果的です。
<input type="checkbox"/>	飲み残し、食べ残しは NG！食事は必要な分だけ調理しましょう。

■ お風呂編

<input type="checkbox"/>	残り湯はお風呂掃除や洗濯水として使用しましょう。
<input type="checkbox"/>	排水口にはネットを利用して髪の毛が流れないようにひと工夫。
<input type="checkbox"/>	シャンプー・リンス・ボディソープは適量を使いましょう！

■ 洗濯編

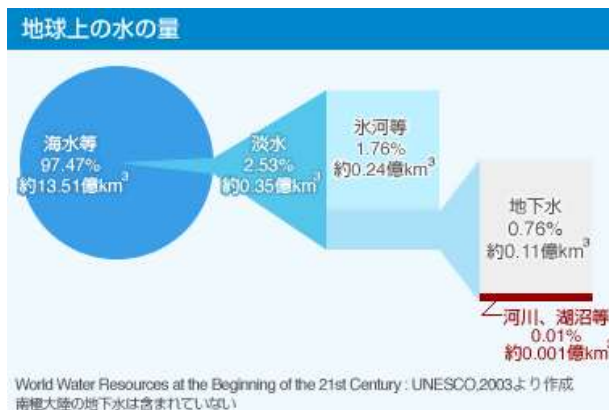
<input type="checkbox"/>	洗剤はきちんとはかって適量で！
<input type="checkbox"/>	洗濯機のくず取りネットで洗濯くずをキャッチ！

■ その他

<input type="checkbox"/>	トイレはこまめに掃除して、洗剤の量を減らしましょう。
<input type="checkbox"/>	生活排水がちゃんと下水道や浄化槽に接続して処理されているか確認しましょう。地域によっては、ベランダの排水口や U 字溝などを流れる水はそのまま川や海に流れてしまいます。
<input type="checkbox"/>	洗車はバケツを使用し、洗剤の使用は控えめに！
<input type="checkbox"/>	側溝、路面の清掃を心がけ、ごみや汚れた水が河川に流れ込むのを防ぎましょう。
<input type="checkbox"/>	浄化槽は適正に管理しましょう。 ※浄化槽の維持管理等については市の収集業務課ホームページをご覧ください。
<input type="checkbox"/>	地域のごみ出しルールを守りましょう。屋外で出たごみは持ち帰りましょう。

■ 水の利用状況

地球の表面の 3 分の 2 は水で覆われていますが、その大部分は海水であり、淡水はわずか 2.5%程度に過ぎません。また、全体のうち、地下水や河川、湖沼などの水として存在する量は約 0.8%に過ぎず、さらにこの多くは地下水であり、河川や湖沼などの人が利用しやすい状態で存在する水に限ると、その量は地球全体の水の約 0.01%でしかありません。（出典：国交省 HP）



地球上の貴重な資源である水は、私たちの日常において、飲み水や生活用水として利用され、河川や地下水から取水しています。

上水道の水源としては、大部分が千葉県北部にある利根川や印旛沼、また、県南部にある高滝ダムなどの表層水のほか、一部、地下水も利用されています。このように、市内で利用される水の多くが市域外から供給されています。



図 3-28 上水道の給水状況

また、市内における水道普及状況は、下表の

とおり、人口の約 97.2%にあたる 97 万 6 千人に対して、千葉県営水道、千葉市営水道、四街道市営水道の事業体により給水しています。このうち、県営水道が約 92%の人口に給水し、市営水道は約 5%の人口に給水しています。

表 3-2 上水道の普及状況（2022 年 3 月 31 日現在）

地区	面積 (平方キロメートル)	地区人口 (人)	給水人口 (人)	普及率 (%)
市域全域	271.77(100.0%)	975,947	948,425	97.2
千葉県営水道	190.93(70.3%)	919,028	900,672	98.0
千葉市営水道	80.28(29.5%)	54,690	45,524	83.2
四街道市営水道	0.56(0.2%)	2,229	2,229	100.0

流域での連携

本市の都市アイデンティティの1つである海辺や、私たちが利用する飲み水等の重要な水源である「印旛沼」において、水環境の保全や健全な水循環を維持していくため、流域における行政などの公的機関、事業者、団体、住民等が連携した、一体的な取組みが進められています。

◇東京湾再生推進会議

東京湾は、大都市圏を抱える閉鎖性海域であり、陸域からの汚濁負荷が非常に多いこと、海水交換が起こりにくいことから、水質汚濁が慢性化しています。この水質を改善し、「海」の再生を図るため、2001年に行動計画を策定して以降、東京湾において海の再生を推進するための協議機関（国の関係省庁や湾岸の自治体で構成）として、「東京湾再生推進会議」が設置されています。その後、2003年には「東京湾再生のための行動計画」が策定され、各機関が連携して総合的かつ計画的に取組みを進めています。



図 東京湾再生プロジェクトのイメージ

◇印旛沼流域水循環健全化会議

印旛沼は、命の水の源であり、「恵みの沼」ですが、近年まで水質が全国でワースト1となるなど、決して良好な状態であるとは言えません。この「恵みの沼」を再生し、次世代に継承するため、2001年に印旛沼流域水循環健全化会議を立ち上げ、再生に向けた方策について議論してきました。関係者全員が意識を持ち続け、取組みを着実に実行するため、当該会議を中心に、住民や市民団体、企業、水利用者、行政等関係する6者が連携して計画を推進しています。



また、健全化会議と印旛沼環境基金は連携した体制をとり、市民活動等の取組みを推進しています。

(2) 生物多様性に関する現状

■ 緑の分布

千葉市全域での緑被*面積は 13,217.9ha、緑被率は 48.6%となります。(2020 年)

生き物の生息・生育地である緑地の分布を見ると、河川などの自然環境由来のものと都市政策由来※のものに大別できます。緑被地の大部分は、市東部の市街化調整区域と主要河川の上流部にまとまって分布しており、都市計画の区域区分境(市街化区域と市街化調整区域の境)にも点在しています。

※ 都市計画で、市東部を市街化調整区域と定めるとともに、区域区分境に穴抜き調整区域を設けたこと、海辺に大規模公園を決定したことなどを指しています。



図 3-28 緑地の分布

■ 谷津田の分布と保全状況

本市の水源域にある谷津田の自然は、水田や畑、雑木林、屋敷林、集落などの様々な要素によって構成されており、多くの野生動植物が生息・生育する拠点となっています。

しかし、農林業の衰退に伴う耕作放棄や宅地開発等により、谷津田の自然の荒廃や消滅が進んできたため、2003年7月に「千葉市谷津田の自然の保全施策指針」を策定し、市内63か所の谷津田から保全対象のモデルとなる候補地として25地区の谷津田を選定し、「谷津田の自然の保全に関する要綱」等に基づいて保全を推進しています。

2022年3月現在、14地区、計61.89haで土地所有者と市の二者で保全協定*を締結するとともに、6地区において市民団体8団体の協力を得て保全と活用を推進しています。市民団体を含めた活動協定*を締結し、保全と活用を推進しています。



図 3-29 谷津田の状況



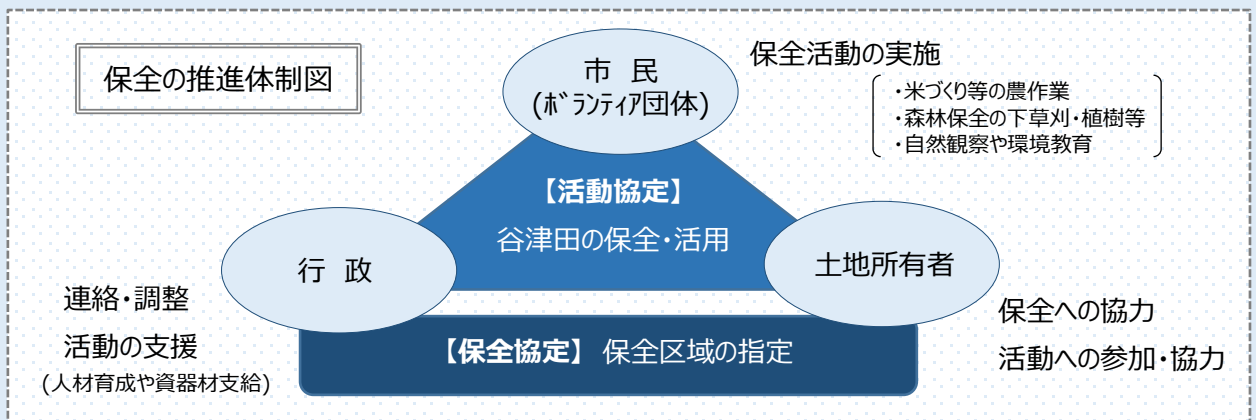
図 3-30 谷津田の分布

谷津田の保全施策の推進体制

谷津田の豊かな自然の保全は、土地所有者や市民の皆さまのご協力を得ながら推進しています。

本市では、「千葉市谷津田の自然の保全施策指針（2003年7月）」の趣旨を踏まえ、谷津田保全の制度として「谷津田の保全の自然に関する要綱（2004年1月）」を定め、土地所有者との「保全協定」の締結により谷津田等の保全区域の指定を進めています。

また、保全区域において谷津田の保全・活用に関する活動を促進するため、申出により、市、ボランティア団体及び土地所有者との間に「活動協定」を締結し、人材育成や資材支給等の活動支援を行なっています。



■ 谷津田の保全の基本目標

地域・市民と共に守り育て、時代を担う子供たちに引き継ぐあらたな「谷津田の自然」の保全と創造

■ 谷津田の自然を保全する意義

① 多様な生物相[※]の保全

・谷津田の自然の特性である、湿地、樹林、草地等の多様な自然環境と生物相を保全する。

② 原風景を守り育て農村文化を伝える

・ふるさとの原風景を保全し文化的歴史的遺産として継承するとともに、地域の伝統的な農村文化や農業技術を保存し継承する。

③ 自然とふれあい学ぶ

・市民が身近に自然とふれあい、自然について学ぶ場を提供する。

④ 都市環境の保全

・ヒートアイランド現象を軽減する。
・大気浄化、洪水防止、水源涵養機能を確保する。

⑤ 循環型社会の形成

・農林業の豊かな地域資源を利用・活用した循環型社会を形成する。

■ 多様な生き物の生息状況

本市では、水生生物調査や市民参加型のちばレポ*アプリを活用した「身近な生き物さがし」など、市内の生き物の生息状況を把握するための調査を実施しています。

また、千葉県では、千葉県生物多様性センターが運営する市民参加型生物モニタリング調査の「生命のにぎわい調査団」が行われており、本市もその対象地域となっています。

今回、それらの調査から把握された生物の情報について、市が3次メッシュ（約1km四方の枠）をベースに取りまとめ、生物多様性保全に関する基礎情報として整理しました。

ここでは、上記の調査で確認された生物種数や、重要種*の確認状況をGIS（地理情報システム）*によって図化しています。

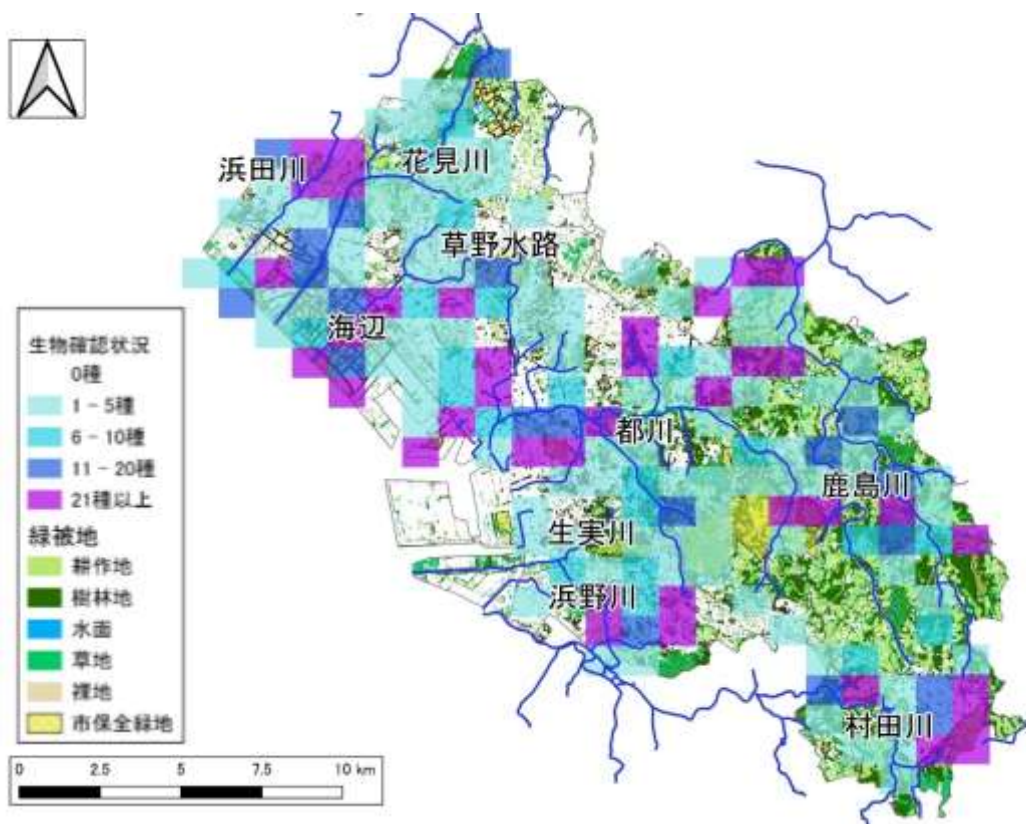


図 3-31 生き物の確認状況

表 3-2 各流域の確認種数

	流域								
	都川	花見川	村田川	浜野川	生実川	草野水路	浜田川	鹿島川	海辺
種数	2148 種	598 種	388 種	136 種	36 種	114 種	656 種	2149 種	391 種

*本稿における重要種とは、環境省や千葉県、千葉市のレッドリストに記載されている種のことをいいます。

*同じメッシュ内で流域の区分が異なる場合、他の流域と重複して種数をカウントしている場合があります。

■ 重要種の確認状況

重要種の確認状況は以下の通りとなります。

北部の浜田川水域および花見川水域においては、市のレッドリストにおいて、A(最重要保護生物)に指定されている、ホソミイトンボ、モズクガニが確認されているほか、環境省のレッドリストにて NT(準絶滅危惧)に指定されているウネナシトマガイ、ネアカヨシヤンマ等が確認されています。

草野水路水域においては、環境省のレッドリストにて NT(準絶滅危惧)に指定されているホシヒメセダカモクメ、ヤマトシジミ等が確認されていますが、確認種数は16種と、他の水域に比べて少ない状況にあります。

都川水域においては、環境省のレッドリストにおいて、CR(絶滅危惧 IA 類)に指定されているタイワンホトトギスが確認されているほか、EN(絶滅危惧 IB 類)に指定されているオオアカウキクサ、ホトケドジョウなどが確認されており、重要種が多く確認されています。

鹿島川水域においては、環境省のレッドリストにおいて EN(絶滅危惧 IB 類)に指定されているホトケドジョウのほか、市のレッドリストにおいて、A(最重要保護生物)に指定されているヒクイナ、アカハライモリ等が確認されています。

花見川水域においては、市のレッドリストにおいて、A(最重要保護生物)に指定されている、ホソミイトンボ、モズクガニ等が確認されています。

海辺においては、環境省のレッドリストにおいて VU(絶滅危惧 II 類)に指定されているコアジサシや、シロチドリ、キンラン等が確認されています。

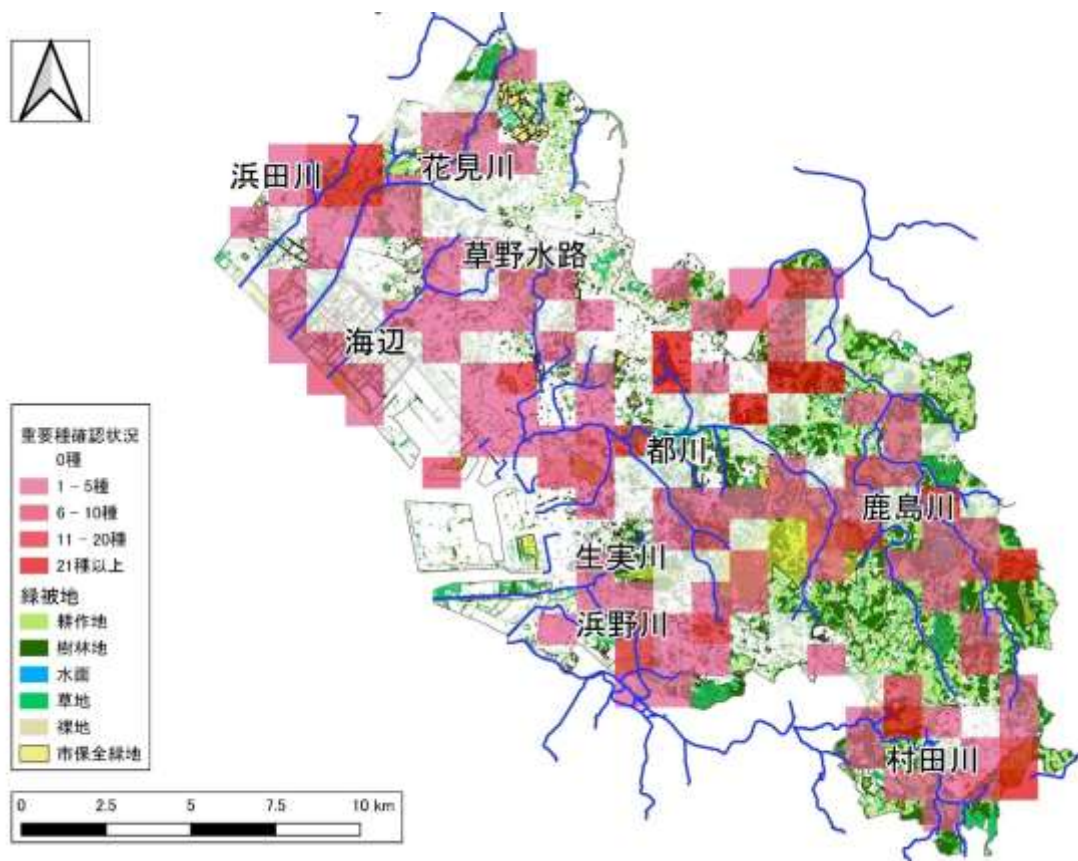


図 3-32 重要種の確認状況

表 3-3 各流域の確認種数（重要種）

	流域								
	都川	花見川	村田川	浜野川	生実川	草野水路	浜田川	鹿島川	海辺
重要種数	246 種	57 種	92 種	49 種	12 種	16 種	61 種	211 種	56 種

※同じメッシュ内で流域の区分が異なる場合、他の流域と重複して種数をカウントしている場合があります。

市内で見ることができる生き物



ヤマユリ



ツリフネソウ



スナヤツメ



ミナミメダカ



サワガニ



ニホンアカガエル



コサギ



クマ

◆コアジサシの生態

コアジサシは、チドリ目カモメ科に分類される鳥で、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）」で国際希少野生動植物種に指定されているほか、環境省のレッドリストで絶滅危惧Ⅱ類（VU）に位置付けられている希少な鳥です。



コアジサシ（写真提供：箕輪義隆氏）

全長はおよそ 28 センチメートル。体は白色で、翼から背にかけては薄い灰色。頭部には黒い帽子をかぶったような模様があり、くちばしは黄色で先端が黒色、脚は橙色です。

5 月頃に夏鳥としてオーストラリアなどから渡来し、8 月頃まで営巣活動を行い、秋には日本を去っていきます。

抱卵期間は 20 日程度で、ヒナが飛べるようになるまでは^{ふか}孵化後 20 日程度を要します。

主な繁殖地として河川敷や中洲の砂れき地、海岸の砂地等を好み、市内では近年、検見川の浜において、営巣活動がみられていますが、繁殖地となる場所の減少や、カラスによる捕食等が原因となり、個体数が減少しています。

◆コアジサシを守るために

本市では、政令指定都市移行を記念して、1993 年に市の新しいシンボルとして「コアジサシ」を市の鳥に制定しました。

繁殖のために飛来する 4 月から 9 月にかけて、繁殖状況などの生息実態調査を実施するとともに、検見川の浜において、立入禁止のロープ柵（90m×70m）や注意看板を設置するなどして、市民と協働で繁殖地を保護しています。



立入禁止の看板)



ロープ柵設置の様子

■ 外来生物の状況

本市では、アライグマやハクビシン、カミツキガメ、ミシシippアカミミガメ、ウシガエル、カダヤシ、アメリカザリガニ、オオキンケイギク、アメリカオニアザミ、セアカゴケグモなどの外来生物や、分布拡大により市外から流入してきたイノシシなどの外来種が確認されています。

このうち、アライグマ、カミツキガメ、ウシガエル、カダヤシ、オオキンケイギク、セアカゴケグモは、生態系等への被害を及ぼすおそれのある生物として、外来生物法により特定外来生物に指定されています。

■ 有害鳥獣の防除状況

近年、本市ではアライグマ、ハクビシン、イノシシによる生活・環境被害、農作物被害が増加傾向にあり、第2次千葉県アライグマ防除実施計画（令和3年3月策定）や千葉市鳥獣被害防止計画（令和2年度作成）に基づき防除に取り組んでいます。

アライグマやハクビシンは、坂月川、都川、村田川などの河川周辺のほか市街地でも多くの個体が確認されており、イノシシは若葉区や緑区の河川周辺、他市との市境で確認されています。

市内では、2014年度から2021年度の8年間で、アライグマ533頭、ハクビシン631頭、イノシシ369頭が捕獲されています。防除数は、2014年以降増加傾向にあり、2017年に一度大きく減少したものの、以降は再び増加傾向にあります。

◇アライグマ、ハクビシン、イノシシの防除数（環境部局と農政部局の合計）（単位：頭）

	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	計
アライグマ	4	16	34	17	56	67	163	176	533
ハクビシン	85	77	93	56	77	65	91	87	631
イノシシ	0	4	10	12	75	54	98	116	369
合計	89	97	137	85	208	186	352	379	1,533

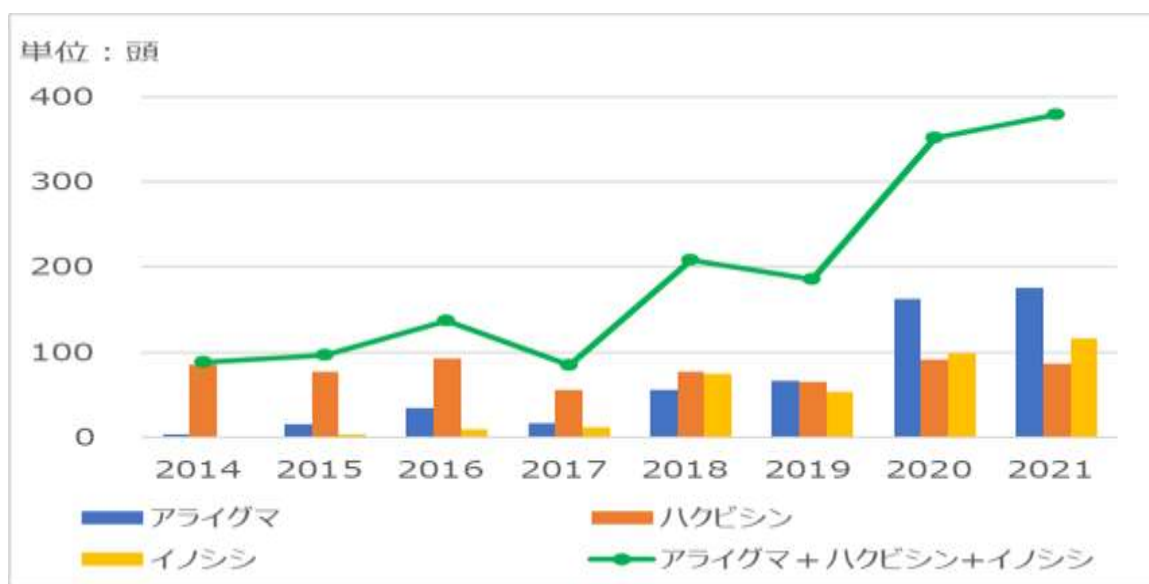


図 3-33 アライグマ、ハクビシン、イノシシの防除数の推移

外来種と外来生物

外来種とは、もともとその地域にいなかったのに、他の地域からやってきたり、持ち込まれた生き物です。2004年に施行された「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（外来生物法）では、海外起源の外来種を「外来生物」とし、外来生物であって在来生物（我が国にその本来の生息地又は生育地を有する生物）とその性質が異なることにより、生態系、人の生命・身体又は農林水産業に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれのあるものを「特定外来生物」としています。

■ 市内で確認された主な外来生物



アライグマ
(環境省提供)



カミツキガメ



セアカゴケグモ



オオキンケイギク



ナガエツルノゲイトウ
(環境省提供)



ブルーギル
(環境省提供)



アカミガメ
(環境省提供)



アメリカザリガニ

■ 外来種の問題点

<生態系への影響>

外来種が侵入し、新たな場所で生息するためには、餌をとったり、葉っぱを茂らして生活の場を確保したりする必要があり、もともとその場所で生活していた在来の生物との間で競争が起こります。

<人の生命・身体への影響>

たとえば、毒をもっている外来種にかまれたり、刺されたりする危険があります。

<農林水産業への影響>

外来種の中には、畑を荒らしたり、漁業の対象となる生物を捕食したり、危害を加えたりするものもいます。

■ 外来種被害予防三原則

1. 入れない ～悪影響を及ぼすおそれのある外来種をむやみに「入れない」。
2. 捨てない ～飼養・栽培している外来種を適切に管理し、「捨てない」
(逃がさない・放さない・逸出させないことを含む)。
3. 拡げない ～既に野外にいる外来種を他地域に「拡げない」(増やさないことを含む)。

(出典：日本の外来種対策(環境省 HP))

■ 水辺や自然とのふれあいの場

「水辺や自然とのふれあいの場」の整備状況は、下の図表に示すとおりです。

河川の上流域から下流域まで広い範囲で、公園、ビオトープ、調整池*などを整備しています。

表 3-4 水辺や自然とのふれあいの場の一覧

流域	場所の名称	場所の概要
都川	①泉自然公園	桜の名所であり、園内に菖蒲田、湿生植物園がある
	②大草谷津田いきものの里	ボランティアによる谷津田での活動、自然観察会など
	③千葉公園	綿打池のオオガハス
	丹後堰公園	江戸時代に農業用かんがい施設として作られた用水跡(湿地)
	千葉市都市緑化植物園	湿生地など
	都川水の里公園	小川・田んぼエリア、自噴井“太郎”
	④坂月川ビオトープ	住宅地近くにある貴重な自然環境や多様な生態系を保全
	縄文の森特別緑地保全地区	優れた自然的景観とともに、市民の環境保全活動や自然観察の場
	六方調整池多目的施設	多目的調整池として公園的に整備
	ろっぽう水のみち	動物公園駅から調整池までの約2kmに及び、せせらぎ沿いの散策路
鹿島川	⑤大池	農業用のため池を活用した親水施設
	原田池	富田さとにわ耕園内にある池で周辺に遊歩道が整備
花見川	花島公園	「水」ゾーンや「緑」ゾーンなど水辺や自然をテーマとした公園。水生植物や野鳥などを観察できる。
	⑥こてはし台調整池	調整池が市民協働により整備・維持管理されている水辺に再生
	花見川サイクリングコース	花見川沿いに整備（弁天橋～稲毛海浜公園）
村田川	⑦花見川千本桜緑地	サイクリングコース沿いに整備され、休憩施設も設置
	⑧昭和の森下夕田池	2haの広い池、良好な自然環境が残されている(一部県立自然公園に指定)
	あすみが丘水辺の郷公園	調整池がある風致公園
草野みずのみち (草野水路)	創造の杜	調整池機能を取り入れた親水公園で調整池の一部を修景池として活用
	桜の散歩道	水路沿いに桜が並ぶ
浜野川	泉谷公園	菖蒲田、ホタルの沢、ホタルの人工飼育場（ほたる生態園）
	⑨大百池公園	泉谷公園～おゆみの道と続く水の流れの終結点となる大百池
生実川	生実池	地域住民の憩いの場、
海域	舟田池	県立博物館生態園内にある池、野鳥、水生生物（トンボ等）が生息
	千葉ポートパーク	穏やかな波が打ち寄せる人工海浜
	いなげの浜	レクリエーションを目的とした日本初の人工海浜
	⑩検見川の浜	ボードセーリングなどが盛んな人工海浜
	幕張の浜	未来型の国際業務都市に隣接する人工海浜
	稲毛ヨットハーバー	海洋教室など各種イベント実施

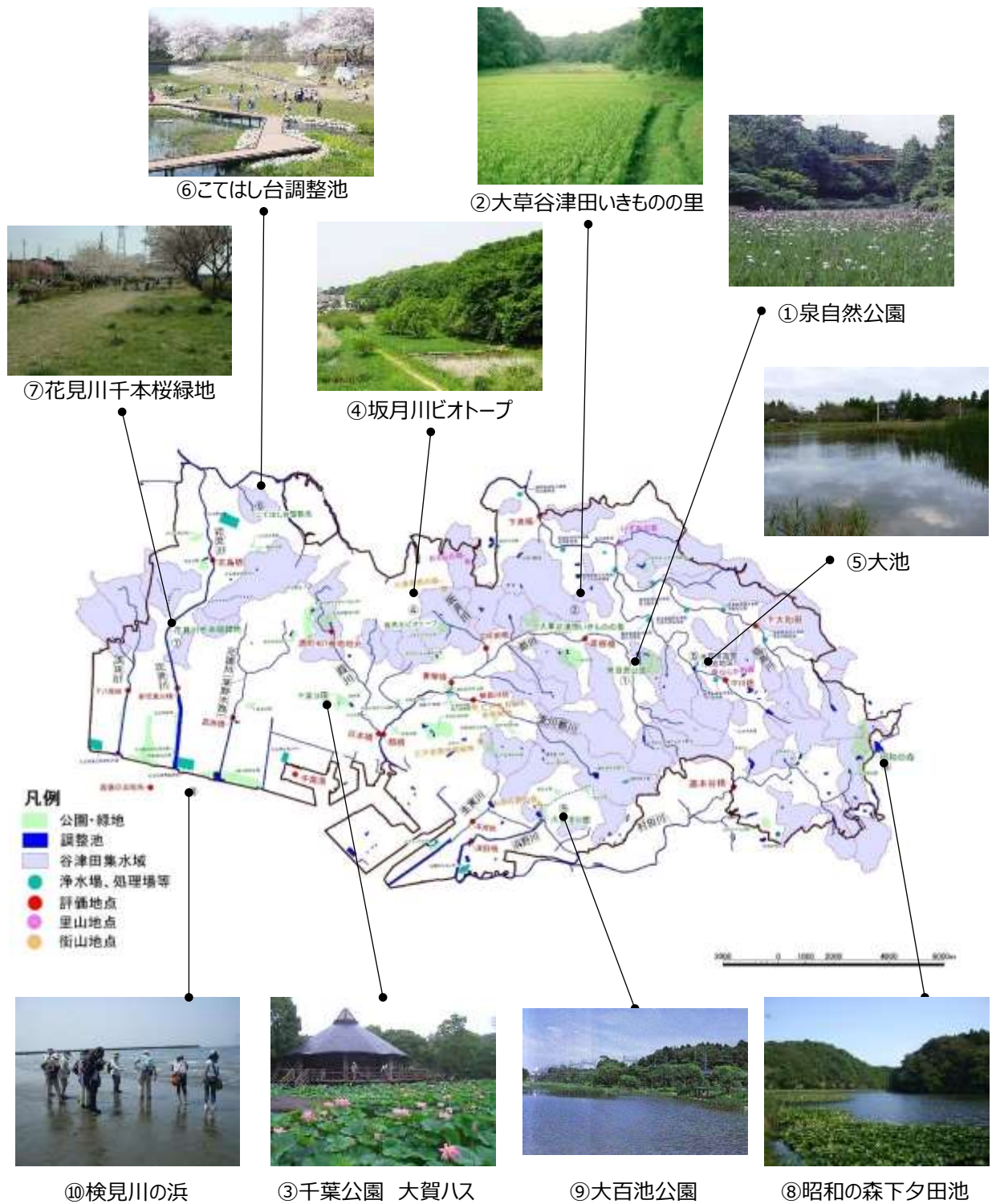


図 3-34 水辺や自然とのふれあいの場の分布図

大草谷津田いきものの里（若葉区大草町）

◆大草谷津田いきものの里とは

大草谷津田いきものの里は、ふるさとの原風景であり多様な生態系を有する、市街地にほど近い場所に残された貴重な谷津田です。

大草谷津田いきものの里にも、「鴻巣（このす）」という小字名が示すように明治時代中期まではコウノトリが営巣していたとも伝えられており、近年まで田んぼや森林で農的な営みが行われ、良好な環境が保全されていました。本市では、こうした自然を守り育て次代の子どもたちに引継ぎ、人と自然がふれあい学ぶ場とすることなどを目的として、土地所有者の方々のご協力により整備を行い、2006年5月に大草谷津田いきものの里を開設しました。

谷津田の豊かな生態系を維持していくためには継続した管理が必要となります。現在では、地元・土地所有者の方々で構成される管理組合による維持や保全とともに、ボランティアの方々によって昔ながらの手法による米づくりをはじめとする田んぼ・土水路の維持保全、森林保全活動、生き物調査などが行なわれています。

また、大草谷津田いきものの里には自然観察路（約 1.5km、約 1 時間）や解説板を整備しており、気軽に谷津田の自然や生き物、里山と人々の関わりについて学ぶことができます。

さらに、大草谷津田いきものの里では谷津田や樹林などの様々な環境を利用して多くの生き物が暮らしていますが、こうした環境をより身近に感じていただくため、本市では8月を除く毎月第3日曜日に自然観察会を実施しております。



上空から見た大草谷津田いきものの里



大草谷津田いきものの里の自然観察路案内図

■ 市内の家庭系食品ロス量

私たちの暮らしや事業活動で生産・消費される資源（食料、木材、水、繊維など）の多くは、国内外からの「生物多様性の恵み」によりもたらされています。そしてこれらは、世界各地において、資源の採取、生産、流通などの過程を経て、消費者である私たちの手元にたどりつきます。

特に、食料や生産資材の大部分を輸入に依存している日本は、消費者の日々の選択が他国の生産現場をはじめとする供給網の生物多様性や生態系サービスの増減に大きな影響を及ぼすことになります。

生物多様性からの恵みを、将来にわたって持続可能な形で享受していくことのできる社会へと転換していくためには、生物多様性に関する意識を身近な市民生活や社会経済活動の中に組み込んでいく必要があります。

そのためには、生物多様性保全に配慮している商品を選択的に購入することや、食品ロスの削減など、普段の生活の中で誰もができることを実施していく行動変容を促すことが重要です。

「食品ロス」とは、本来食べることができるにもかかわらず廃棄されてしまう食品のことです。2021年度の家庭系可燃ごみの組成調査では、手つかず食品が1.8%、食べ残しが0.6%あり、本市の家庭系食品ロス量は年間3,824トンと推計しています。

食品ロスは、水分の多い食品を廃棄する際は、重量が重い、焼却時によりエネルギーを必要とすることから、余分な運搬や焼却により、温室効果ガスの排出につながります。また、食料、食品は廃棄時だけではなく、生産により多量のエネルギーを消費しており、適量以上の食品を購入し、食品ロスを発生させてしまうことは、生産におけるエネルギー消費を増加させる原因にもなります。

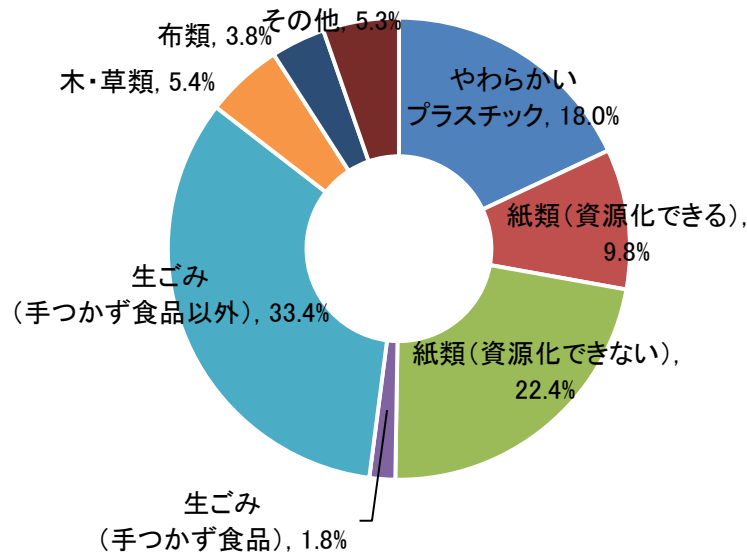


図 3-40 2021年度の家庭系可燃ごみ組成調査結果

3. これまでの取組みと評価

これまでの取組みと前計画の評価

「生命（いのち）はぐくむ水の環（わ）を未来へ」を基本理念として、4つの基本方針の目標達成に向けて、市は様々な取組みを行ってきました。

基本方針 1 いろいろな水辺の生き物の保全

⇒水辺の生き物の保全のため、環境に配慮した護岸の整備を推進する多自然川づくりや生息状況の確認及び生息地の保全などに取り組んできました。

その結果、水辺における生き物の生息・生育環境についても改善が進んでおり、一部の流域では本市が最重要保護生物に指定するミナミメダカやホトケドジョウなども確認されるようになりました。

しかしながら、支川都川や村田川の魚類、都川上流や浜野川の底生生物など、部分的に目標を達成したものもありますが、総合的にみると目標は達成できていないものが多く、引き続き、生息環境の改善などに取り組む必要があります。

■ 調査結果一覧

水域区分	評価地点	魚類		底生生物		植物	
		①	②	①	②	①	②
		達成度(後期)	達成度(後期)	達成度(後期)	達成度(後期)	達成度(後期)	達成度(後期)
都川上流	都川上流(高根橋)	56%	0%	100%	75%	100%	100%
都川中流	都川中流(青柳橋)	0%	10%	50%	33%	90%	90%
都川下流・葭川下流	都川下流(都橋)	33%	0%	0%	0%	63%	0%
	葭川下流(日本橋)	100%	0%	0%	0%	75%	75%
支川都川	支川都川(新都川橋)	100%	0%	100%	67%	78%	78%
坂月川	坂月川(辺田前橋)	25%	0%	100%	0%	100%	100%
葭川上流	葭川上流(源町407番地先)	100%	25%	100%	33%	60%	60%
鹿島川上流	鹿島川上流(下大和田町1146番地)	67%	33%	25%	0%	100%	50%
鹿島川上流	鹿島川上流(平川橋)	33%	14%	50%	0%	50%	50%
鹿島川下流	鹿島川下流(下泉橋)	50%	0%	38%	0%	100%	0%
花見川上流	花見川上流(花島橋)、勝田川	67%	0%	33%	0%	100%	100%
花見川下流	花見川下流(新幕張橋)	50%	0%	33%	0%	100%	100%
村田川	村田川(高本谷橋)	100%	20%	50%	25%	100%	0%
浜田川	浜田川(下八坂橋)	33%	100%	67%	100%	50%	50%
花園川【草野水路】	花園川【草野水路】(高洲橋)	50%	50%	100%	0%	67%	67%
浜野川	浜野川(浜野橋)	50%	0%	100%	33%	67%	67%
生実川	生実川(平成橋)	67%	0%	50%	25%	83%	100%

水域区分	評価地点	魚類		底生生物	
		①、②の区分なし		①、②の区分なし	
		達成度(後期)	達成度(後期)	達成度(後期)	達成度(後期)
千葉港	千葉港(千葉コンビナート湾内)	R4実施	R4実施	R4実施	R4実施
いなげの浜～幕張の浜	いなげの浜～幕張の浜(幕張の浜地先)	R4実施	R4実施	R4実施	R4実施

※魚類、底生生物、植物欄の①は「保全したい種」、②は「呼び戻したい種」を示す。

※調査は概ね5年で全ての地点について実施するため、達成度は後期分(2017-2021)を示す。

基本方針 2 親しみのもてる水辺の創出

⇒人と水とのふれあいの場の創出として、親水施設の整備、調整池の公園的整備、いなげの浜の養浜などに取り組んできました。

その結果、河川ごとの水深や護岸構造、海域ごとの水際（なぎさ）などの物理環境に関する目標は全て達成しています。

■ 調査結果一覧

水域区分	評価地点	流速 (cm/s)	水深 (cm)	河床材料	河道	護岸構造
都川上流	都川上流(高根橋)	○	○	中～細礫 一部中砂	瀬と淵等、変化に富んでいる。 落差工による魚類等の生息環境の分断がない。	環境に配慮した護岸
都川中流	都川中流(青柳橋)	○	○	中～細礫 中～細砂	瀬と淵等、変化に富んでいる。	現状の自然護岸を活かす
都川下流・葎川下流	都川下流(都橋)	/	/	細礫 中～細砂	現在の形状を活かす。	治水・美観の向上等に配慮した護岸
	葎川下流(日本橋)					
支川都川	支川都川(新都川橋)	○	○	中～細礫 中～細砂	瀬と淵等、変化に富んでいる。	環境に配慮した護岸
坂月川	坂月川(辺田前橋)	○	○	中～細礫 中～細砂	瀬と淵等、変化に富んでいる。	現状の自然護岸を活かす
葎川上流	葎川上流(源町407番地先)	○	○	中～細礫 中～細砂	現在の形状を活かす。	治水・美観の向上等に配慮した護岸
鹿島川上流	鹿島川上流(下大和田町1146番地)	○	○	中～細礫 一部中砂	瀬と淵等、変化に富んでいる。 落差工による魚類等の生息環境の分断がない。	環境に配慮した護岸
	鹿島川上流(平川橋)	○	○			
鹿島川下流	鹿島川下流(下泉橋)	○	○	中～細礫 中～細砂	瀬と淵等、変化に富んでいる。 落差工による魚類等の生息環境の分断がない。	環境に配慮した護岸
花見川上流	花見川上流(花島橋、勝田川)	○	○	中～細礫 中～細砂	現在の形状を活かす。	環境に配慮した護岸
花見川下流	花見川下流(新幕張橋)	/	/	細礫 中～細砂	中州(干潟)を保全する。	魚釣りのできる足場の確保 治水・美観の向上等に配慮した護岸
村田川	村田川(高本谷橋)	○	○	中～細礫 中～細砂	瀬と淵等、変化に富んでいる。 落差工による魚類等の生息環境の分断がない。	環境に配慮した護岸
浜田川	浜田川(下八坂橋)	/	/	細礫 中～細砂	現在の形状を活かす。	治水・美観の向上等に配慮した護岸
花園川【草野水路】	花園川【草野水路】(高洲橋)	/	/	細礫 中～細砂	現在の形状を活かす。	治水・美観の向上等に配慮した護岸
浜野川	浜野川(浜野橋)	/	/	細礫 中～細砂	現在の形状を活かす。	治水・美観の向上等に配慮した護岸
生実川	生実川(平成橋)	/	/	中～細礫 中～細砂	瀬と淵等、変化に富んでいる。 落差工による魚類等の生息環境の分断がない。	環境に配慮した護岸

水域区分	評価地点	水際(なぎさ)
千葉港	千葉港(千葉コンビナート湾内)	<ul style="list-style-type: none"> ●港湾機能の維持を図りつつも、親水性や修景性を考慮した水際を創造する。 ●臨海地域の事業活動への影響や安全確保に十分配慮し、身近に楽しむことのできる海洋性レクリエーション空間の創造、パブリックアクセスの確保を図る。
いなげの浜～幕張の浜	いなげの浜～幕張の浜(幕張の浜地先)	<ul style="list-style-type: none"> ●人々が集い、憩い、水辺とふれあうことのできる快適でにぎわいのある水際を創造する。 ●東京湾を代表する海水浴、潮干狩り等の海辺レクリエーション空間として、安全性、美観、利便性、自然環境に配慮した海浜整備を図る。

基本方針3 ゆたかな流れ（水量）の確保

⇒河川における水量は、水質の保持や動植物の生息・生育等の、正常な機能を維持しているかを示す指標の一つとして用いられ、森林・谷津田等の保全・再生及び雨水浸透施設整備の推進等により、水量の確保に取り組んできました。

湧水保全の取組み事例としては、谷津田の自然などの水源かん養域の保全再生、雨水浸透事業の推進によるかん養機能*の確保や工業用水法等に基づく地下水採取の規制指導等による地下水の適正な利用などにより保全を推進しています。

また、湧水地保全の取組み事例としては、水源のかん養域である谷津田の土地所有者と市の二者で保全協定を締結するとともに、ボランティア団体を含めた三者で活動協定を締結するなどして谷津田の自然の保全を推進しているほか、大草谷津田いきものの里において田んぼづくりが進められるなど、各地でボランティアによる湧水地の保全活動が行われています。

河川における水量は 2018 年頃まで低い値で推移してきましたが、2021 年度は評価地点である 9 地点のうち、6 地点で環境目標値を達成しました。

今後も水量の維持のための施策（谷津田や樹林地の保全による地下水かん養や湧水の保全など）に取り組む必要があります。

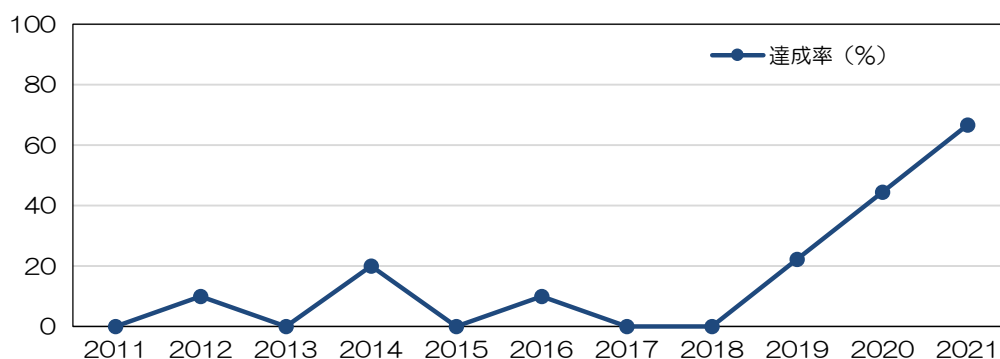


図 3-3 3 河川の水量の環境目標値達成状況（9 地点）

基本方針 4 きれいな水（水質）の保全

⇒水質改善のために公共下水道・農業集落排水処理施設の整備等の生活排水対策や水質浄化施設の設置による水質浄化対策に取り組んできました。

その結果、水質汚濁の代表的な指標である河川の生物化学的酸素要求量（BOD）及び海域の化学的酸素要求量（COD）は全 17 地点で目標を達成しており、2011 年から 2020 年までは 0%もしくは 50%で推移していましたが、2021 年には 100%を達成しています。また、海域における全窒素、全りん、全亜鉛については、2 地点中 1 地点で全窒素及び全りんが環境目標値を未達成であり、海域については、引き続き取り組みが必要となります。

また、有機物による水質汚濁の指標である溶存酸素量（DO）については、河川、海域を合わせた 19 地点全てで環境目標値を達成しています。

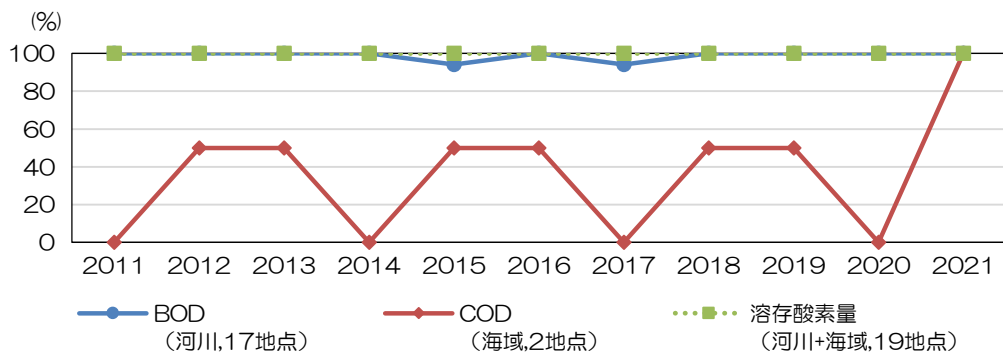


図 3-33 河川・海域の COD、BOD、DO の環境目標値達成状況 (計 19 地点)

海域 2 地点（千葉港、幕張の浜地先）における全窒素*、全りん*、全亜鉛*について、全窒素と全りんは環境目標値の達成率が 0%または 50%で推移しています。全亜鉛については環境目標値を 2 地点共に達成しています。

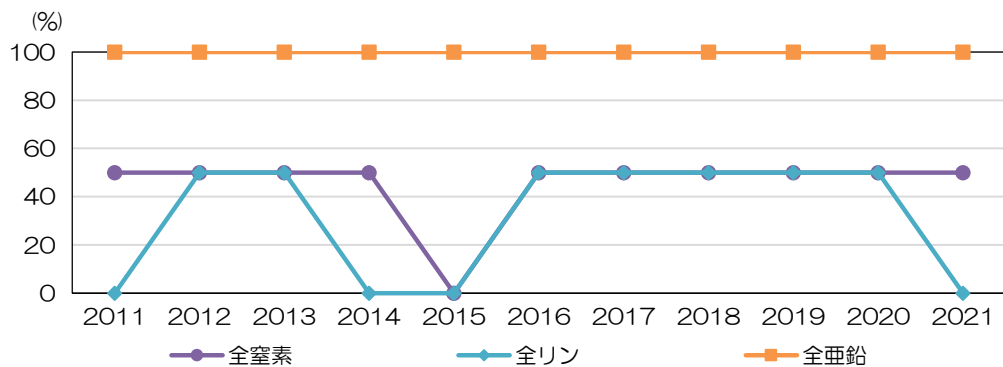


図 3-34 海域の全窒素、全りん、全亜鉛の環境目標値達成状況 (2 地点)

4. アンケート・ワークショップ

新たな計画の策定にあたり、水環境・水循環や生物多様性について、課題・問題点、こうなってほしい夢、夢を達成するための対策・ご意見などをアンケートやワークショップで伺いました。

(1) アンケート調査

本市の水環境や生物多様性に対する取り組みへのご意見や課題などを広く市民の皆様に向うために、2021年度にアンケート調査（全10問程度）を行いました。調査概要は次のとおりです。

表 3-4 アンケート調査概要

主体	実施時期	回答数
市民	①2021年10月1日～10日 ②2022年1月25日～30日	426名
小中学生	2022年1月24日～2月18日	1,753名（うち、小学生397名、中学生1,356名）
事業者	2022年1月20日～2月16日	55社
ボランティア団体等	2022年1月24日～2月13日	14団体
回答者数（延べ）		2,179名、69団体

(2) ワークショップ

これまでの本市の取組事例の紹介や生物多様性に関する勉強会を開催するとともに、本市の水環境や生物多様性に対する取り組みへのご意見や課題を抽出するため、ワークショップを開催しました。

■ セミナー(勉強会)・意見交換会

日 時：2021年11月21日（日）午後2時～3時

場 所：新宿公民館（中央区）

開催方式：対面、オンラインの併用（Webex）

内 容：①講演：「千葉市水環境保全計画・生物多様性ちば市戦略（仮称）」をいかに
つくるか！（放送大学客員教授 中村俊彦氏）

②取組紹介：千葉市の取組みについて

意見交換会：市の水環境や生物多様性に関する課題、対策など

■ ワークショップ

日 程：2021年12月4日～2021年1月8日

場 所：公民館や保健福祉センターなど

開催方式：対面、オンラインの併用（Webex）

内 容：市の水環境や生物多様性に関する課題、対策など

(3) 市民説明会

本計画の中間報告を行うため、参加者を公募し、市民説明会を開催しました。

日 時：2022年11月7日（月）午後6時30分～8時

場 所：中央コミュニティセンター（中央区）

開催方式：対面

内 容：計画の策定状況の紹介、質疑応答など

(4) アンケートやワークショップ等の結果

アンケート結果等の概要ですが、「市内の水環境について、どう思いますか」という質問に対し、ボランティアの皆様を除く約半数の方が「わからない」との回答であったこと並びに、生物多様性の認知度に関する質問に対しても、ボランティアの皆様を除き半数以上の方が「知らない」、「十分には分からない」という回答であり、水環境、生物多様性ともに市民の皆様等に十分には浸透していないことがうかがわれ、策定段階からの計画の周知、さらには連携した取組みの重要性を再認識しました。

また、自由記述の部分では、「生き物」をはじめ「水」、「川」、「環境」をキーワードに多様な意見が寄せられており、「生物多様性が豊かな未来にするためには、川や海などの水環境の保全が必要」といった水環境と生物多様性双方の視点からの取組みを求めのご意見もございました。



図 3-35 セミナーの様子



図 3-36 ワークショップの様子

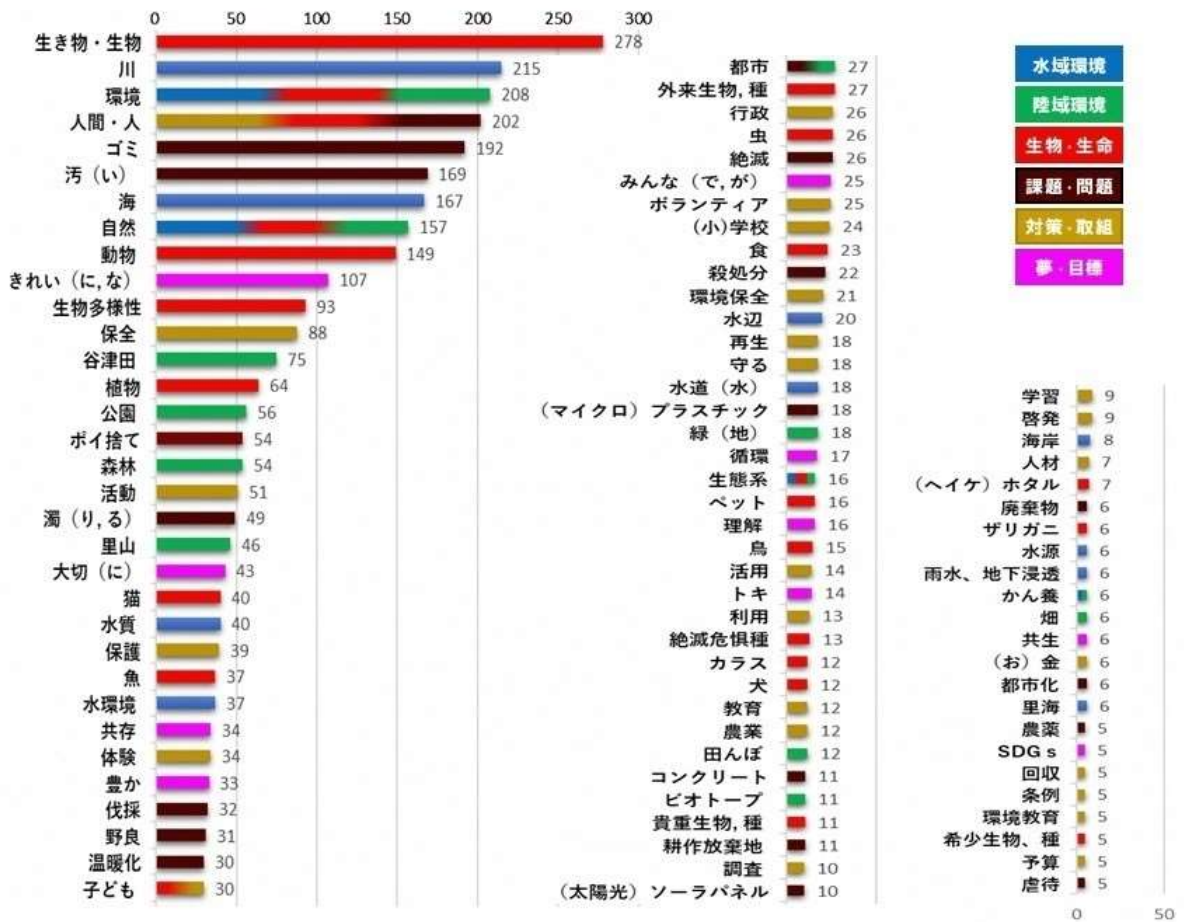
(5) 市民アンケート・ワークショップで得られたキーワード

本計画の策定にあたり、市民アンケート・ワークショップによって、市民の皆さまから、2,732 件のご意見を頂きました。頂いたご意見のうち、頻出の言葉を以下に記載しています。

また、皆様のご意見のうち、多かったキーワードとして、「生き物・生物」、「川」、「環境」、「人間・人」、「ゴミ」の5つがあげられました。



アンケートやワークショップで寄せられた意見2732件での頻出(5件以上)の言葉



(6)市民アンケート・ワークショップで寄せられた主な意見(課題)

【水環境について】

- ・水環境に関する情報が少なく市民に届いていない。
- ・里山や水辺などの手入れがされていない。
- ・河川の両脇がコンクリートで固められ、水を流すだけの施設になっている。
- ・水辺にごみがポイ捨てされている。
- ・池や水路に土砂やヘドロの堆積が進んでいる。
- ・河川や池、海にごみが多く水が濁って汚い、臭い。
- ・生物豊かな水辺環境が減少している。
- ・プラスチックゴミとマイクロプラスチックゴミの増加による魚への影響が懸念される。
- ・宅地化による林地の伐採で地下浸透する雨水が少ない。
- ・湧水の場所が減少している。
- ・豪雨が増えてきているため、洪水対策が重要となる。
- ・水辺やいきものにふれ親しむ場が少ない。

【生物多様性について】

- ・生物多様性や生態系の情報が少なく、市民や子どもが理解し、知る環境が少ない。
- ・生物多様性と人間の暮らしとの関係がわからない。
- ・地球温暖化には関心が高いが、生物多様性には関心が低い。
- ・耕作放棄地の増加や森林の荒廃が問題である。
- ・湿地や草地の太陽光発電所化や丘陵部の開発による生態系の変化が問題である。
- ・公園管理が機能性や景観重視となり、生物多様性に配慮した管理でない（公園自体の乾燥化、保水力の低下）。
- ・谷津田を保全するための土地が担保されていない。
- ・谷津田や森林へごみが不法投棄されている。
- ・外来生物や野生鳥獣等による被害対策が不十分である。
- ・ペットや園芸植物等の管理放棄や動物虐待がなくなる。
- ・外来生物や森林伐採、乾田化、農薬、ゴミ投棄等により在来生物の衰退や絶滅が進んでいる。
- ・希少種、貴重種が大量に捕獲され、販売されている。
- ・食べ残しが多く、食料が無駄にされている。
- ・地球温暖化による豪雨の増加や生き物への影響が心配である。
- ・多くの人が自然環境に触れて生物多様性の大切さを体感する機会が少ない。

【人材育成や活動支援等について】

- ・ボランティア活動の参加者の高齢化や減少が進んでおり、活動継続が困難である。
- ・生物多様性やフィールドワークに関する専門知識を持つ人材や教師が少ない。
- ・水環境、生物多様性に関する保全活動団体への市の支援や連携が脆弱である。
- ・千葉県レッドリスト（千葉市の保護上重要な野生生物）が見直しされていない。
- ・生物多様性に関する市政の予算配分が少ない。
- ・水環境や生物多様性の保全について、市がどのような取組みをしているのか分からない。

第4章 施策の展開

前計画の課題、近年の社会情勢、アンケート調査やワークショップ等で得られたご意見、新たな千葉市基本計画において、めざすべき 10 年後の千葉市の指針である「みんなが輝く 都市と自然が織りなす・千葉市」及び新たな千葉市環境基本計画において、望ましい環境都市の姿として設定した「自然や資源を大切に、みんなでつくる持続可能なまち・千葉市」を踏まえ、「水の環（わ）はぐくむにぎわい輝く生命（いのち）のつながりを 子どもたちの未来へ」を基本理念として設定しました。

また、基本理念を実現するための柱として 3 つの取組みの柱、各柱を支える方向性として 13 の施策の方向性を定め、この方向性に則って計〇〇〇の取組みを進め、関連する SDGs の達成に寄与します。

【前計画の評価】

- ・水辺の生き物の保全については、総合的にみると目標は達成できていないものが多く、引き続き、生息環境の改善などに取り組む必要があります。
- ・親しみの持てる水辺の創出については、親水施設の整備、調整池の公園的整備、いなげの浜の養浜などに取り組み、河川ごとの水深や護岸構造、海域ごとの水際（なぎさ）などの物理環境に関する目標は全て達成しています。
- ・水量については、2020 年度は評価地点である 9 地点のうち、6 地点で目標を達成しましたが、経年的に見ると、達成状況は芳しくないため、今後も水量維持の施策に取り組む必要があります。
- ・水質については、海域（COD）の 2 地点で目標を未達成でした。また、海域における全窒素、全りん、全亜鉛については、2 地点中 1 地点で全窒素及び全りんが目標を未達成であり、引き続き取組みが必要です。

【社会情勢】

- ・SDGs（持続可能な開発目標）
- ・生物多様性条約第 15 回締約国会議（COP15）
- ・ネイチャーポジティブ、30by30、OECM（保護地域以外で生物多様性保全に資する地域）
- ・次期生物多様性国家戦略の策定

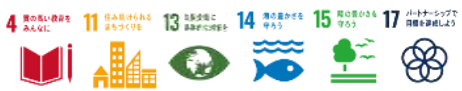



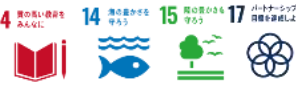
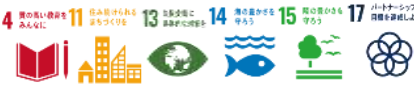







【市民からの意見】

- ・市内の水環境、生物多様性については、よくわからない。
- ・生物多様性が豊かな未来にするためには、水源から川や海など水環境の保全が重要である。
- ・ネイチャーポジティブ、30by30、OECM といった社会動向について、計画に盛り込んでほしい。
- ・保全活動団体の高齢化、活動の担い手不足といった問題がある。

【千葉市基本計画／千葉市環境基本計画】

「みんなが輝く 都市と自然が織りなす・千葉市」

「自然や資源を大切に、みんなでつくる持続可能なまち・千葉市」

基本理念	取組みの柱	施策の方向性・貢献する SDGs
水の環（わ）はぐくむ にぎわい輝く生命（いのち）のつながりを 子どもたちの未来へ	水環境の 保全活用	(1) 水環境の理解の促進 
		(2) 豊かな水辺（河川・海岸 湧水地など）の保全・創出 
		(3) きれいな水（水質） の保全 
		(4) 資源の持続可能な利用 
		(5) 地域の水辺とふれあう機会の創出 
	生物多様性の 保全再生	(1) 生物多様性・生態系の 理解の促進 
		(2) 豊かな緑（水源林・谷津田など） の保全創出 
		(3) 貴重な動植物の保護及び外来生物対策 
		(4) 生物多様性がもたらす資源の持続可能な利用 
		(5) 地域の自然とふれあう機会の創出 
	計画の推進体 制の整備	(1) 人材の確保、育成 
		(2) ボランティア等の 活動支援 
		(3) 市と市民等による モニタリング体制の整備 

1. 基本理念

前計画の基本理念「^{いのち}生命をはぐくむ^わ水の環を未来へ」を基にして、本計画の新たな基本理念を「^わ水の環をはぐくむ ^{いのち}にぎわい輝く ^{いのち}生命のつながりを 子どもたちの未来へ」として定めます。

この基本理念を実現するために、「水環境の保全活用」、「生物多様性の保全再生」、「計画の推進体制の整備」を3つの取組みの柱として計画を推進していきます。

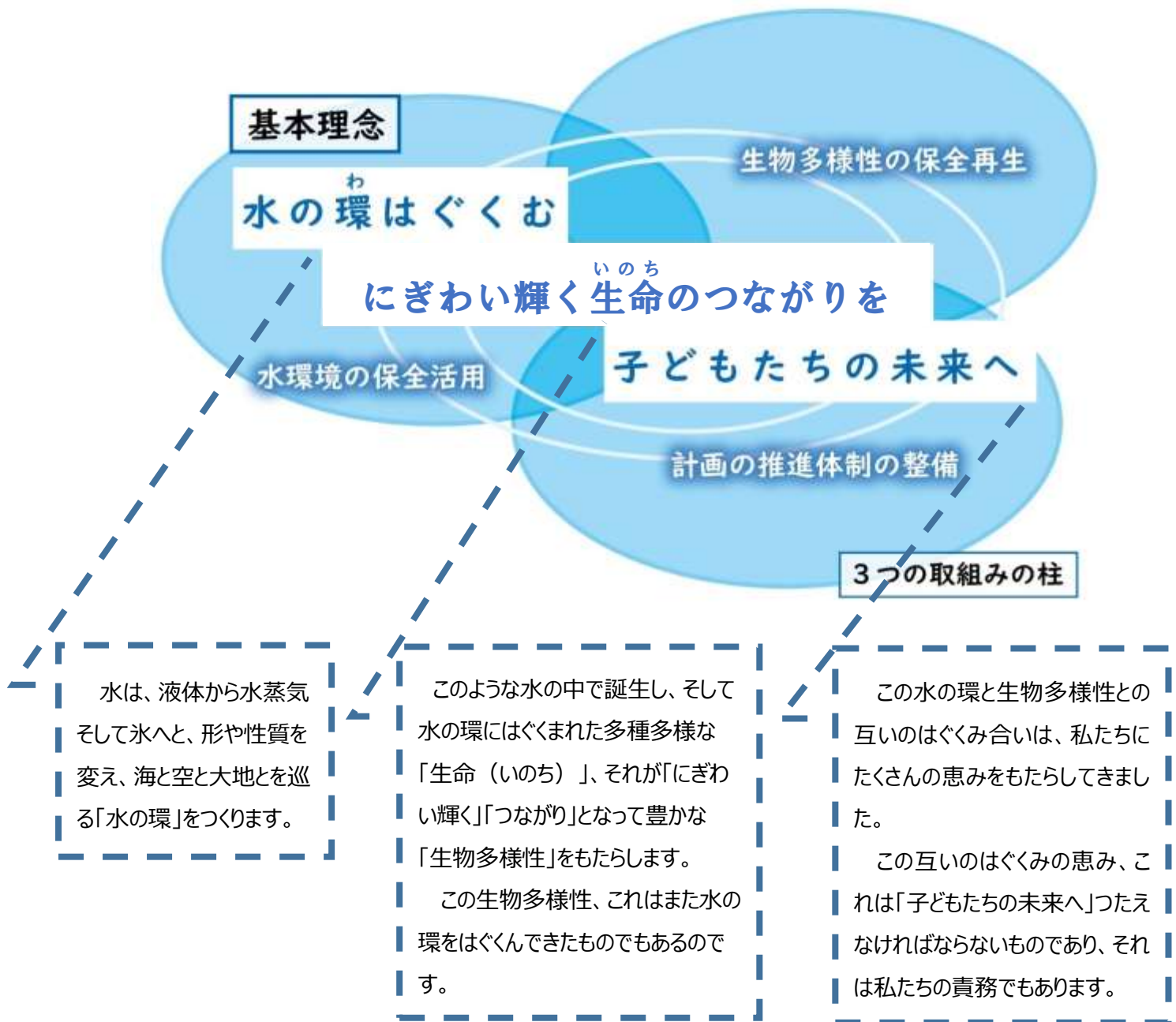


図 4-1 計画の基本理念・3つの取組みの柱

1. 取組みの柱・施策の方向性

取組みの柱 1. 水環境の保全活用

本市は、低地や台地から構成される平坦な地形が広い範囲を占めますが、花見川や都川、鹿島川などの河川が市域を流れるほか、延長 42 kmの海岸線に接する水環境に恵まれた都市です。

こうした豊かな水環境を次世代へつないでいくためには、水辺環境や水質を良好に保っていくことや、水環境や水循環に対する市民の理解を促進していく必要があります。

このため、多自然川づくり*などによる豊かな水辺の保全、水質の監視などの他、市民への啓発などに取り組んでいきます。



取組みの柱 2. 生物多様性の保全再生

本市は、千葉県で最も人口を有する都市でありながらも、若葉区や緑区を中心に、まとまった自然環境が残されています。中でも、若葉区にある大草谷津田いきものの里などの谷津田の自然には豊かな生態系がみられ、本市を代表する自然環境となっています。

こうした自然の中の生物多様性は、森林伐採や耕作放棄、水質汚染や外来生物の増加等により劣化・衰退してきています。

このため、今ある自然環境の実態を把握し保全する取組みや、緑を保全し、新たな緑を創出する取組み、地域の生態系についての理解を促進する取組みなどにより、豊かな生物多様性の保全再生を進めていきます。



取組みの柱 3. 計画の推進体制の整備

水環境や生物多様性を保全していくための取組みを着実に推進するためには、市民、事業者、ボランティア、行政等のすべての主体の一人一人が現状を理解し、意識を変えていくとともに、行動に移していくことが必要不可欠です。

このため、市民への情報提供を充実させていくほか、市民やボランティア等との連携や活動支援などを行っていきます。



2. 取組みの柱・施策の方向性ごとの指標

各取組みの柱の達成状況を把握する指標として、以下の項目を数値目標に設定します。

取組みの柱	施策の方向性	指標名	目標 (2032年度)	実績 (2021年度)	把握方法
水環境の保全活用	水環境・水循環の理解の促進	水環境や水循環について理解している市民の割合	100%	未実施	市民へのWEBアンケート
	豊かな水辺(河川、海岸、湧水地など)の保全・創出	多自然護岸整備河川等の延長 [※]	17,449m (2029年度)	13,644m (2019年度)	
	きれいな水(水質)の保全	水質環境目標値(生活環境項目)達成率	100%	67%	
	水資源の持続可能な利用	単年度沈下量2cm未満の地点数の割合	100%	100%	
	地域の水辺とふれあう機会の創出	自然観察会等の参加者数・開催数 [※]	2,450人、140回	92人、5回	
生物多様性の保全再生	生物多様性・生態系の理解の促進	生物多様性について理解している市民の割合	100%	未実施	市民へのWEBアンケート
	豊かな緑(水源林、谷津田など)の保全・創出	谷津田の協定締結面積	80.17ha	61.89ha	
	貴重な動植物の保護及び外来生物対策	貴重な生物(ヘイケボタル、ニホンアカガエル)の生息数	増加	956匹 1,049個	ヘイケボタル(匹)、ニホンアカガエル(卵塊数、個)
		特定外来生物(哺乳類)の防除数 [※]	2,350頭	176頭	アライグマやキョンなどの防除数
	生物多様性がもたらす資源の持続可能な利用	家庭系食品ロス量(1人1日あたり)	8.3g	10.7g	
地域の自然とふれあう機会の創出	(再掲)自然観察会等の参加者数・開催数 [※]	2,450人、140回	92人、5回		
計画の推進体制の整備	人材の確保・育成	ボランティア育成講座の受講者数・開催数 [※]	1,200人、60回	17人、1回	
	ボランティア等の活動支援	環境保全自主活動補助金の団体数 [※]	30団体	1団体	
	市と市民等によるモニタリング体制の整備	貴重な生物(ヘイケボタル、ニホンアカガエル等)のモニタリング地点数	14地点	3地点	ボランティア団体等による調査

※計画期間中の累計値

■ 次ページ以降では、施策の方向性ごとに以下のような形で取組みを説明していきます。

取組みの柱 1. 水環境の保全活用

① **水循環の理解の促進**
 このため、水辺における観察会やイベントにおいて環境学習的な視点を取り入れるほか、小学校での環境学習の推進、市が保有する環境に関わるデータをわかりやすく長尺化して情報を発信するなど、水環境や水循環の理解促進に取り組めます。

② **施策の方向性実現に向けた視点と取組み** ※関連する取組みは 70 ページをご参照ください
 ◎水環境・水循環の普及啓発
 ・水環境や水循環を含めた生物多様性の現状、課題、私たちの生活とのかかわりや私たちができる取組みなどについて、リーフレット、パネルを作成し、広く啓発します。
 ・また、市のホームページや広報でも情報を発信していきます。
 ・市民の愛着や誇りを醸成し、本市固有の「千葉市らしさ」を意味する「都市アイデンティティ」を確立するため、「加藤利四郎」「オオガハス」「千葉氏」「海辺」の 4 つの地域資源を活用したプロジェクトを行います。
 ◇学びの場の充実
 ・地域の環境を知り、見て、触れ、考え、自ら学ぶことが重要となるため、環境教育の場として、緑と水辺の様々なフィールドを積極的に活用します。これと併せて、これまで環境教育を実施したことのあるエリアでは、既存の資料をまとめた環境教育プログラムの作成について検討します。
 ◇学校教育等との連携
 ・小学校高学年を対象に、身近な水環境（河川や海）の水質やそこに生息している生き物について体験学習する「いきもの探索隊」を実施します。また、過去に行った結果をアーカイブ化し、啓発ツールとして情報発信していきます。
 ・水環境や水循環を含めた生物多様性の現状、課題、私たちの生活とのかかわりや私たちができる取組みなどについて、学習教材を作成します。また、小学校高学年を対象に、生物多様性について出張授業を行うとともに、豊かな生態系を有する谷津田での現場体験も行います。

指標名	目標値（2032年度）	実績値（2021年度）
水環境や水循環について理解している市民の割合	100%	未実施

④ **いきもの探索隊**
 いきもの探索隊、水辺いきもの探し

⑤ **いきもの探索隊**
 本市では、水生生物の生息状況や水質調査を通じて、水辺環境意識の高揚と水辺のふれあい促進を図るため、応募のあった小学校を対象に水環境の保全に関する出張授業（いきもの探索隊）を行っています。
 出張授業では、水質調査（気温・水温・透視度・pH・COD など）や生き物調査（魚類・底生生物・植物など）を行っており、「たくさん生き物や、水のことを知ることができて楽しかった」といった声をいただいています。
 【過去の実施校】
 2022年度 高州第四小学校(5年生 27名)
 2021年度 畑小学校(4年生 35名)
 2020年度 花見川小学校(4年生 36名)

⑥ **【市民意見（対策・夢）】**
 ・イベント、講座、観察会など水辺に親しみ、学び考える場づくりが必要ではないか。
 ・水環境・水循環の重要性をSDGs など関連させて発信することが必要ではないか。
 ・市民や子どもたちが水環境や水循環の大切さを知ることができる取組みを充実してほしい。

① 取組みの必要性と概要

取組みの必要性および取組みの概要を記載しています。

② 施策の方向性実現に向けた視点と取組み

施策の方向性実現に向けた視点と、視点ごとに分類した取組みを記載しています。

ここでは、本計画策定時に既に実施している、または実施の予定がある取組みのほか、今後検討していく取組みを記載しています。

③ 目標値

各施策の取組み状況を客観的に評価し、また、計画の達成度を市民の皆様に分かりやすく伝えるため、施策の方向性ごとに設定した目標値を記載しています。

目標値の設定にあたっては、上位計画や他都市の計画も参考にしつつ、委員会での検討も踏まえて値を定めています。

④ 取組みのイメージ写真

取組みの実施風景や成果物の写真を掲載しています。

⑤ コラム

施策の方向性に関連した市の取組みや、社会動向、基礎的な知識等をコラム形式で紹介します。

⑥ 市民意見（対策・夢）

アンケートやワークショップ等で頂いた市民の皆さまからの意見（対策・夢）を記載しています。

取組みの柱 1. 水環境の保全活用

(1) 水環境・水循環の理解の促進

水環境を保全していくためには、市民が水環境や水循環に関する知識を身につけ、普段の行動に取り入れていくことが重要です。

このため、水辺における観察会やイベントにおいて環境学習的な視点を取り入れるほか、小学校での環境学習の推進、市が保有する環境に関わるデータをわかりやすく見える化して情報を発信するなどして、水環境や水循環の理解促進に取り組めます。

【施策の方向性実現に向けた視点と取組み】 ※具体的な事業については 70 ページをご参照ください。

◇水環境・水循環の普及啓発

・水環境や水循環を含めた生物多様性の現状、課題、私たちの生活とのかかわりや私たちができる取組みなどについて、リーフレット、パネルを作成し、広く啓発します。

また、市のホームページや広報でも情報を発信していきます。

・市民の愛着や誇りを醸成し、本市固有の「千葉市らしさ」を意味する「都市アイデンティティ」を確立するため、「加曽利貝塚」「オオガハス」「千葉氏」「海辺」の 4 つの地域資源を活用したプロモーションを行います。

◇学びの場の充実

・地域の環境を知り、見て、触れ、考え、自ら学ぶことが重要となるため、環境教育の場として、緑と水辺の様々なフィールドを積極的に活用します。これと併せて、これまで環境教育を実施したところのあるエリアでは、既存の資料をまとめた環境教育プログラムの作成について検討します。

◇学校教育等との連携

・小学校高学年を対象に、身近な水環境（河川や海）の水質やそこに生息している生き物について体験学習する「いきもの探索隊」を実施します。また、過去に行った結果をアーカイブ化し、啓発ツールとして情報発信していきます。

・水環境や水循環を含めた生物多様性の現状、課題、私たちの生活とのかかわりや自身ができる取組みなどについて、学習教材を作成します。また、小学校高学年を対象に、生物多様性について出張授業を行うとともに、豊かな生態系を有する谷津田での現場体験も行います。

【目標値】（案）

指標名	目標値（2032 年度）	実績値（2021 年度）
水環境や水循環について理解している市民の割合	100 %	未実施

■ 取組みのイメージ写真



いきもの探索隊

本市では、水生生物の生息状況や水質調査を通じて、水辺環境意識の高揚と水辺のふれあい促進を図るため、応募のあった小学校を対象に水環境の保全に関する出張授業（いきもの探索隊）を行っています。

出張授業では、水質調査（気温・水温・透視度・pH・COD など）や生き物調査（魚類・底生生物・植物など）を行っており、「たくさんの生き物や水のことを知ることができて楽しかった」といった声をいただいています。

【過去の実施校】

2022 年度 高洲第四小学校(5 年生 27 名)

2021 年度 畑小学校(4 年生 35 名)

2020 年度 花見川小学校(4 年生 36 名)



生き物調査の様子

【市民意見（対策・夢）】

- ・イベント、講座、観察会など水辺に親しみ、学び考える場づくりが必要ではないか。
- ・水環境・水循環の重要性を SDGs などと関連させて啓発することが必要ではないか。
- ・市民や子どもたちが水環境や水循環の大切さを知ることができる取組みを充実してほしい。

(2) 豊かな水辺(河川、海岸、湧水地など)の保全・創出

河川、海岸、湧水池などの水辺は、そこに生息する生き物にとって、欠かせない存在です。また、市民の貴重な憩いの場でもあり、良好な水辺環境を保全していく必要があります。

このため、多自然川づくりなどの生き物が生息できる場を創出するほか、湧水地やビオトープなどの今ある豊かな水辺を保全する取組み、水辺の美化・維持管理のための水質状況の確認や草刈・清掃などにより、豊かな水辺の保全・創出に取り組みます。

【施策の方向性実現に向けた視点と取組み】 ※具体的な事業については 70～73 ページをご参照ください。

◇多自然川づくりの推進

・環境に配慮した護岸の整備、河道の連続性の確保に努めるなど、多様な生物が棲める川づくりを推進するとともに、地域との合意形成を図ります。

◇水辺の保全

・坂月川ビオトープの豊かな水辺環境を適切に維持管理するため、ボランティア団体と協定を締結し、市と協働で池や水路、散策路における草刈りや水辺の管理等を行います。
・人工海浜の良好な保全のため、いなげの浜の地形調査を行い、堤防の機能能力や養浜砂の移動状況の把握等を行います。

◇水辺とのふれあい

・多自然型修景施設※として整備した「こてはし台調整池」の草刈・清掃等維持管理を地元と行政の協働で行います。
・加曽利貝塚の史跡整備に当たり、縄文時代の景観の再現及び湧水地等における水環境の保全・再生を図るため、史跡周辺の自然を含めた一体的な環境の保存に取り組みます。

◇良好な景観維持

・地域の核となる水辺サポーターを設置し、河川又は海域における生き物調査や水質調査、環境美化などの実践活動を実施するとともに、地域住民主体の活動を促します。また、調査に係る活動用資材の支援等を行います。
・産業廃棄物の不適正処理を未然に防止するため、職員や委託による監視パトロールを実施するほか、不法投棄の多発する地点に監視カメラを設置します。
・排水路施設の草刈や清掃等、維持管理を行い、水辺の景観を良好に保ちます。

【目標値】(案)

指標名	目標値 (2029 年度)	実績値 (2019 年度)
多自然護岸整備河川等の延長 (累計)	17,449 m	13,644 m

■ 取組みのイメージ写真



坂月川ビオトープ

自噴井「太郎」

坂月川ビオトープ

坂月川上流（若葉区小倉町）と小倉市民の森の狭間に「坂月川ビオトープ」があります。

坂月川ビオトープは、自然環境に配慮しながら、池や水路、散策路の木道等を設置し、水辺の生き物とふれあうことができる空間となっています。

2005年4月に発足以来、環境学習や市民の憩いの場として活用され、ビオトープの機能が地域に定着してきました。

日々の維持管理は、ボランティア団体に行っていただいています。また、トンボやホタル、ニホンアカガエルなどのモニタリング調査や田んぼで穫れた稲の収穫祭など季節に合わせたイベントを開催しています。



坂月川ビオトープの風景

【市民意見（対策・夢）】

- ・水源地域に廃棄物が投棄されないような対策が必要ではないか。
- ・河川河口域（特に干潟や河岸）の自然再生が必要ではないか。
- ・安全面や生き物の生息に配慮した河川的环境づくりをしてほしい。
- ・いろんな人や動物、植物がきれいな水が使えて川もきれいなところになってほしい。

(3) きれいな水(水質)の保全

河川、海岸など水辺の水質を保全するためには、日常生活や事業活動から排出される汚濁負荷を軽減する必要があります。

また、地下水は、一度汚染されると回復が困難なことから、未然に汚染を防ぐことが重要です。

このため、公共下水道の整備や合併処理浄化槽への転換を推進するほか、事業者への指導などに取り組みます。

また、水質汚濁の防止対策として、水質汚濁防止法等に基づき、特定事業場の立入検査や水質分析を実施し、規制基準の遵守状況を確認するとともに、事業者への指導などに取り組みます。

あわせて、河川や海域等における水質汚濁の状況把握のため、調査・監視を継続して行います。

【施策の方向性実現に向けた視点と取り組み】 ※具体的な事業については 73～77 ページをご参照ください。

◇汚濁負荷の抑制

- ・水質汚濁防止法に基づき、千葉県が策定する水質測定計画を基本とする、市内公共用水域の水質測定を実施します。
- ・公共下水道事業に係る管渠の新設及び再構築工事を実施します。
- ・合併処理浄化槽の設置促進を行い、単独処理浄化槽及び汲み取り便槽からの転換を図ります。

◇河川の浄化

- ・景観向上や河川浄化のため、都川、花見川、鹿島川、村田川の随時浚渫を行うほか、清掃を実施します。
- ・市民に対してマイクロプラスチックの現状と問題点を発信するため、マイクロプラスチック実態調査を実施します。

◇海域の浄化

- ・東京湾流域別下水道整備総合計画に基づき、浄化処理場からの処理水に含まれる窒素・りんが図れる浄化センターの高度処理施設の増設等を進めます。
- ・東京湾の水質環境基準の達成・維持のため、東京湾総量削減計画（略称）に基づき、総量規制基準の周知を行うとともに、定期的な立入検査や汚濁負荷量を報告させることにより、総量規制基準の遵守状況を確認します。

◇地下水の保全

- ・水質汚濁防止法等に基づき、地下水の調査を継続して行い水質の状況を把握します。また、特定有害物質等を使用する事業者に対しては、定期的に立入検査を行い適正処理について指導を行います。

【目標値】（案）

指標名	目標値（2032年度）	実績値（2021年度）
水質環境目標値（生活環境項目）達成率	100 %	67 %

■ 取組みのイメージ写真



水質環境目標値（生活環境項目）

河川や海域における水質の維持、改善のため、項目ごとに水質調査を実施しています。

表 水質環境目標値（生活環境項目）の一覧

流域	評価地点	BOD※1 (mg/L以下)	COD※2 (mg/L以上)	大腸菌数 (CFU/100mL以下)	全窒素 (mg/L以下)	ノニフェノール (mg/L以下)	LAS※4 (mg/L以下)
野川	上流(◎高根橋)	3	7.5	※5	0.03	0.002	0.05
	中流(◎青柳橋)	3	7.5	※5	0.03	0.002	0.05
	下流(◎新橋)	5	5	※5	0.03	0.002	0.05
	菟川下流(◎日本橋)	5	5	※5	0.03	0.002	0.05
	夫川(◎新野田橋)	3	5	※5	0.03	0.002	0.05
	坂月川(◎辺田前橋)	5	5	※5	0.03	0.002	0.05
鹿島川	上流(◎源町407番地先)	5	5	※5	0.03	0.002	0.05
	上流(◎下大和田町1146番地先)	2	7.5	※5	0.03	0.002	0.05
	下流(◎下泉橋)	2	7.5	300	0.03	0.002	0.05
花見川	上流(◎花見橋)	5	5	※5	0.03	0.002	0.05
	下流(◎新花見川橋)	5	5	※5	0.03	0.002	0.05
村田川	◎高本谷橋	2	7.5	※5	0.03	0.002	0.05
浜田川	◎下八坂橋	5	5	※5	0.03	0.002	0.05
草野水路	◎高津橋	3	5	※5	0.03	0.002	0.05
浜野川	◎浜野橋	3	5	※5	0.03	0.002	0.05
生家川	◎平成橋	3	5	※5	0.03	0.002	0.05

流域	評価地点	COD※2 (mg/L以下)	DO (mg/L以上)	糞便性大腸菌数 (CFU/100mL以下)	全窒素 (mg/L以下)	全りん (mg/L以下)	全亜鉛 (mg/L以下)	ノニフェノール (mg/L以下)	LAS (mg/L以下)	総窒素 (mg/L以上)
海域	◎千葉港コンテナ埠頭内	3	5	※5	1	0.08	0.02	0.001	0.01	2.0
	◎菟塚の浜地先	3	5	100	0.6	0.05	0.02	0.001	0.01	3.0

※1 BOD: 生物化学的酸素要求量(河川中の有機物の代表的な汚染指標)
 ※2 COD: 化学的酸素要求量(河川中の有機物の代表的な汚染指標)
 ※3 DO: 溶存酸素量(水中にどれだけの濃度で酸素が溶存しているかを示す指標)
 ※4 LAS: 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
 ※5 人が水辺に触れ合える場所となっている地点であることから目標値の設定が望ましいが、「大腸菌数」は2002年4月から新たに環境基準に追加され、これまでの知見がないため、今後の目標値設定に向けてモニタリングを行う。なお、大腸菌数で目標値が設定されていない地点については、水とふれあえる場所ではないことや海水浴場ではないことから設定していない。

【市民意見（対策・夢）】

- ・生き物への影響低減のため、赤潮や青潮の発生防止などの水質汚濁防止対策が必要ではないか。
- ・海洋ごみやマイクロプラスチックゴミを減らすための啓発や陸域や水辺の美化活動などの取組みが必要ではないか。

(4) 水資源の持続可能な利用

私たちが普段、使用している水道水は、一部、市内の地下水を利用していますが、大部分は、鹿島川を水源の一つとする印旛沼を経由し、市外の利根川から供給されています。また、農業や災害時には地下水を多く利用することから、限りある資源としての地下水を持続的に利用していくことが必要です。

このため、地盤沈下状況の把握や地盤沈下防止のための地下水採取の規制、水源かん養機能を持つ森林、緑地、都市公園、農地、谷津田の保全、透水性舗装や雨水浸透ます・トレンチ等の設置などに取組みます。

【施策の方向性実現に向けた視点と取組み】 ※具体的な事業については 77～80 ページをご参照ください。

◇地下水の適正な利用

- ・市内に水準点を設置し、定期的に水準点の高さを測量するとともに、地盤沈下状況を確認します。
- ・市内に設置した観測井の地下水位等を継続的に観測し、その変動量を把握します。
- ・地盤沈下を防止するために、建築物用地下水の採取の規制に関する法律、工業用水法（2015年度から）、千葉県環境保全条例に基づき、地下水採取の規制を行います。

◇かん養機能の確保

- ・自然の循環プロセスである雨水浸透・流出抑制機能の向上を図るため、公園の整備・リノベーションにあたっては、レインガーデン*として、公園敷地内の雨水を浸透させ、一時貯留する勾配の形成や透水性舗装などの雨水浸透施設の整備に努めます。また、都川中流部に位置し、豪雨時には雨水のオフサイト貯留浸透の場として機能し、下流部の千葉都心への浸水被害軽減に寄与する都川水の里公園の整備を県と連携しながら取組みます。
- ・雨水浸透ます・トレンチ等の設置、雨水貯留管等の整備を推進し、雨水流出量の抑制を図ります。
- ・街路の新設・修繕において、透水性舗装の整備を積極的に行います。

◇水源かん養域の保全・再生

- ・市民の身近な自然である里山を保全するため「里山地区」を指定し、森林所有者や森林ボランティア等市民団体と協力して、市民参加による森林整備を推進します。
- ・千葉県農業基本計画に基づき、水源かん養機能をもつ農地の保全を図ります。
- ・千葉県森林整備計画に基づき、民有林を対象とした枝打ち、間伐林内の整備等を行い、森林の育成・保全を図ります。
- ・都市緑地法に基づき、市街地及び周辺の樹林地、草地、水辺等が一体となった自然環境を「特別緑地保全地区」に指定し、行為規制を行うことで、環境を保全します。

【目標値】（案）

指標名	目標値（2032年度）	実績値（2021年度）
単年度沈下量 2cm未満の地点数の割合	100%	100%

■取組みのイメージ写真



水準測量

非常用井戸

水準測量

水準測量とは、地表面の高低差から標高を調べるための測量です。

本市を含む関東平野は、明治中期（1890年代前半）より地下水の過剰採取による地盤沈下が発生しているほか、2011年3月11日に発生した東日本大震災では、特に区全域が埋立地域である美浜区において地盤の液状化が起こり、土砂の噴出、ライフライン損壊、家屋の傾斜等の甚大な被害を受けました。

市では、地盤沈下の状況を把握し、その防止対策を図るため、毎年水準測量を実施し、その成果表を市のHPにて公開しています。

また、地下水の採取量については、条例により規制を設けているほか、液状化対策についても、美浜区内で特に被害の大きかった区域において液状化対策事業を実施しています。

【市民意見（対策・夢）】

- ・水や水源かん養林の大切さを周知してほしい。
- ・雨水浸透ます設置やレインガーデン、透水性舗装などにより、雨水の地下浸透を促進してほしい。
- ・流域の近隣自治体で連携して取り組んでほしい。

(5) 地域の水辺とふれあう機会の創出

水環境の保全を進めていくためには、市民が水環境・水循環の現状を知り、体験できる機会を増やすことが必要です。

このため、河川等の水辺における観察会や環境学習の機会を提供するほか、カヤック体験といった親しみある川辺を充実させるための取組みなどにより、地域の水辺とふれあう機会の創出に取り組めます。

【施策の方向性実現に向けた視点と取組み】 ※具体的な事業については 81～83 ページをご参照ください。

◇水辺にふれあう機会の提供

- ・賑わいや憩いのある港づくりのため、ベンチや電気設備等を整備するとともに、イベントの開催や更なるさん橋の活用を推進します。
- ・水辺や谷津田等において、自然観察会・調査などの環境学習活動を充実させ、水辺や谷津田等に対する意識の醸成を図ります。

◇親しみある川辺の充実

- ・地域固有の資源である河川の良さを体験・実感できるよう、川辺の活用に先行的に取り組んでいる花見川を拠点に、川の水にふれあいながら、自然環境の良さを再認識できるようなカヤック体験などのアクティビティの充実を図ります。
- ・花見川サイクリングコースにおいて、サイクリングをはじめ、ランニング、散歩利用がより快適にできるよう、走行環境の改善を図ります。これと併せて、川面を眺めながらリラックスできるように、休憩スポットや誘導サインなど、アメニティ環境の充実を図ります。
- ・緑と水辺のふれあいの場を創出するため、都川水の里公園の整備を進めます。

◇親しみある海辺の充実

- ・海辺の活性化を推進するため、稲毛海浜公園検見川地区において、活性化施設の導入を検討するとともに、市民と協働で開催しているイベントを実施します。また、県立幕張海浜公園へのにぎわい施設導入やイベント開催など、関係機関等と連携し、幕張の浜の利活用を進めます。
- ・海辺の賑わいを創出するため、民間活力を導入して稲毛海浜公園のリニューアルを進めます。
- ・幕張海浜公園の賑わい創出による更なる活性化を図るため、民間活力の導入による事業を検討するとともに、定期的なイベント開催などを行います。

【目標値】（案）

指標名	目標値（2032年度）	実績値（2021年度）
自然観察会等の参加者数・開催数（計画期間中の累計）	2,450人, 140回	92人 5回

■ 取組みのイメージ写真



幕張花火ビーチフェスタ



花見川カヤック体験イベント（社会実験）

ふれあい自然観察会

本市では、一人でも多くの方に自然環境に対する関心を持ってもらい、自然と親しみ、自然環境に配慮した生活や行動につながることを目的に、定期的に「ふれあい自然観察会」を開催しています。

検見川の浜で市の鳥コアジサシと海辺の生き物を観察したり、若葉区金親町の金光院周辺の谷津田で、冬鳥を探しながらの散策と合わせて、史跡や歴史にもふれてもらうなど、本市の魅力に気づいてもらえるような多岐にわたる内容になっています。



検見川の浜での生き物観察の様子

【市民意見（対策・夢）】

- ・水や生き物とのふれあいの場が少ないので、体験や学習できる水辺づくりが必要ではないか。
- ・コンクリート張りとなっている河川を環境に配慮した親水型河川に改修してほしい。

■施策一覧

取組みの柱 1. 水環境の保全活用

施策の方向性(1) 水環境・水循環の理解の促進				
No.	事業名	事業内容	再掲	関係課
1	水辺環境調査 (いきもの探索隊)	小学校高学年を対象に、身近な水環境（河川や海）の水質やそこに生息している生き物について体験学習する「いきもの探索隊」を実施します。 また、過去に行った結果をアーカイブ化し、啓発ツールとして情報発信していきます。		環境保全課
2	水環境や生物多様性の理解促進 (学習教材作成及び出張授業)	水環境や水循環を含めた生物多様性の現状、課題、私たちの生活とのかかわりや自身ができる取組みなどについて、学習教材を作成します。 また、小学校高学年を対象に、生物多様性について出張授業を行うとともに、豊かな生態系を有する谷津田での現場体験も行います。		環境保全課
3	自然観察会など環境学習活動の実施	水辺や谷津田等における自然体験の機会を通じて、保全意識の醸成や理解を促すとともに、保全によりもたらされる豊かな生態系を活用するため、自然観察会などの環境学習活動を実施します。		環境保全課
4	水環境や生物多様性の普及啓発 (リーフレット等)	水環境や水循環を含めた生物多様性の現状、課題、私たちの生活とのかかわりや私たちができる取組みなどについて、リーフレット、パネルを作成し、広く啓発します。 また、市のホームページや広報でも情報を発信していきます。		環境保全課
5	緑と水辺における環境教育の積極的な展開	地域の環境を知り、見て、触れ、考え、自ら学ぶことが重要となるため、環境教育の場として、緑と水辺の様々なフィールドを積極的に活用します。これと併せて、これまで環境教育を実施したことのあるエリアでは、既存の資料をまとめた環境教育プログラムの作成について検討します。		環境総務課 公園緑地事務所 動物公園 教育委員会
6	都市アイデンティティの確立	市民の愛着や誇りを醸成し、本市固有の「千葉市らしさ」を意味する「都市アイデンティティ」を確立するため、「加曽利貝塚」「オオガハス」「千葉氏」「海辺」の4つの地域資源を活用したプロモーションを行います。		都市アイデンティティ推進課
施策の方向性(2) 豊かな水辺（河川・海岸・湧水地など）の保全・創出				
No.	事業名	事業内容	再掲	関係課
1	水辺環境保全活動の推進 (水辺サポーター)	地域の核となる水辺サポーターを設置し、河川又は海域における生き物調査や水質調査、環境美化などの実践活動を実施するとともに、地域住民主体の活動を促します。 また、調査に係る活動用資材の支援等を行います。		環境保全課
2	坂月川ビオトープの維持管理	坂月川ビオトープの豊かな水辺環境を適切に維持管理するため、ボランティア団体と協定を締結し、市と協働で池や水路、散策路における草刈りや水辺の管理等を行います。		環境保全課

3	湧水地の保全	市内に存する湧水の水量・水質等調査し、存続状況の確認を行います。		環境保全課
4	産業廃棄物の適正処理の指導	産業廃棄物の不適正処理を未然に防止するため、職員や委託による監視パトロールを実施するほか、不法投棄の多発する地点に監視カメラを設置します。		産業廃棄物指導課
5	監視カメラによる不法投棄対策	不法投棄多発地区での不法投棄防止及び行為者の特定等、投棄状況を把握するため、監視カメラを設置し、不法投棄の早期発見・早期是正を図ります。		産業廃棄物指導課
6	ポイ捨て防止に関する取り組み	美しい街づくりを推進し、快適な都市環境を確保するため、ポイ捨て防止の周知啓発や取締り地区内等での巡視活動を実施します。		廃棄物対策課
7	河川（都川、花見川、鹿島川）を活用したまちづくり	河川沿川エリアの魅力向上を図るため、内陸部の河川沿いの豊かな緑と田園風景を保全するとともに、水辺空間や地域資源を活用したまちづくりを推進します。		都市政策課
8	斎園周辺（斎場・平和公園）環境の整備	斎場及び平和公園周辺の良好な環境づくりのため、道路、親水広場及び公園緑地の整備を進めます。		生活衛生課
9	多自然川づくりの推進	環境に配慮した護岸の整備、河道の連続性の確保に努めるなど、多様な生物が棲める川づくりを推進するとともに、地域との合意形成を図ります。		総合治水課
10	河川等環境の保全	生実川（二級河川及び準用河川）、坂月川、支川都川の4河川の草刈を実施し、良好な水辺景観を保ちます。		総合治水課
11	親水施設の整備（坂月川改修事業等）	河川において、管理用通路を利用した散策道や水辺に降りられる階段など、水に親しむことのできる施設を整備します。		総合治水課
12	河川の浚渫、ゴミの除去	生実川、坂月川について堆積土量により随時浚渫を行うほか、地域住民と協同し、河川清掃を実施します。		総合治水課
13	動物公園リスタート構想の推進	市民に身近な動物園としての存在価値を高め、都市の活性化に繋げる集客観光施設としての再生を図るため、老朽化した動物科学館の展示改修を行うとともに、新たに湿原ゾーンの整備を推進します。		動物公園

14	水環境施設維持管理事業（大池・杉山地区）	河川・ため池等の農業水利施設を活用して、親水水路、園路、東屋等を設置し、市民に憩いの場を提供すると共に、整備した施設の維持管理を行います。		農政課
15	人工海浜の地形調査	人工海浜の良好な保全のため、いなげの浜の地形調査を行い、堤防の機能能力や養浜砂の移動状況の把握等を行います。		中央・美浜公園緑地事務所
16	千葉公園の再整備	千葉公園の魅力向上及び周辺地域の活性化を図るため、再整備を進めます。		緑政課
17	多自然川づくりの推進	環境に配慮した護岸の整備に努めるなど、多様な生物が棲める川づくりを推進するとともに、地域との合意形成を図ります。		雨水対策課
18	水路の浚渫、ゴミの除去	水路の底泥（ヘドロ）を浚渫することにより、水質の改善を図るとともに、水生生物が生息しやすい環境の創出を図ります。		下水道維持課
19	河川等環境の保全	排水路施設の草刈や清掃等、維持管理を行い、水辺の景観を良好に保ちます。		下水道維持課
20	こてはし台調整池の維持管理（水辺再生事業）	多自然型修景施設として整備した「こてはし台調整池」の草刈・清掃等維持管理を地元と行政の協働で行います。		下水道維持課
21	調整池の環境保全	調整池の草刈や清掃等、維持管理を行い、水辺の景観を良好に保ちます。		下水道維持課
22	加曽利貝塚史跡整備事業	加曽利貝塚の史跡整備に当たり、縄文時代の景観の再現及び湧水地等における水環境の保全・再生を図るため、史跡周辺の自然を含めた一体的な環境の保存に取り組みます。		文化財課
23	プレジャーボート等の不法係留対策	不法係留船の実態調査※、船舶所有者に対する指導を行い、プレジャーボート等の係留保管の適正化を進めます。		県・河川環境課
24	多自然川づくりの推進	治水面での安全性を確保しつつ、河川内の環境変化など河川本来の営みを利用しながら、多様な生物が棲める川づくりを進めます。		県・河川整備課

25	千葉港海岸環境の整備・管理 (検見川の浜)	検見川の浜において、草刈・清掃等を実施し、親しみの持てる水辺の景観保全に取り組みます。		県・港湾課
26	千葉港港湾環境の整備・管理 (千葉ポートパーク)	千葉ポートパークにおいて、草刈・清掃等を実施し、親しみの持てる水辺の景観保全に取り組みます。		県・港湾課
27	都川河口、都川、葭川の浚渫	都川河口、都川、葭川の底泥（ヘドロ）を浚渫することにより、河川浄化に努めます。		県・土木事務所
28	河川の浚渫、ゴミの除去	景観向上や河川浄化のため、都川、花見川、鹿島川、村田川の随時浚渫を行うほか、清掃を実施します。		県・土木事務所
29	流入河川及び水路の浚渫	海域に流入する河川の底泥（ヘドロ）を浚渫することにより、水質浄化を図ります。		県・土木事務所
30	河川等環境の保全	都川、花見川、鹿島川、村田川、浜田川の河川景観を良好に保つため、堤防除草を実施します。		県・土木事務所
31	多自然護岸の整備（農業農村整備事業）	農業排水路の改修、整備にあたっては、生物が生息・生育しやすい環境に配慮した護岸の整備を行います。		県・農業事務所

施策の方向性(3) きれいな水（水質）の保全

No.	事業名	事業内容	再掲	関係課
1	水辺環境保全活動の推進 (水辺サポーター)	地域の核となる水辺サポーターを設置し、河川又は海域における生き物調査や水質調査、環境美化などの実践活動を実施するとともに、地域住民主体の活動を促します。 また、調査に係る活動用資材の支援等を行います。	再掲	環境保全課
2	水質保全対策の推進	川・海・池のきれいさを確保するため、公共用水域における水質を常時モニタリングするとともに、法令等に基づく工場・事業場への規制・指導を実施します。		環境規制課
3	異常水質対応	白濁水など異常水質に関する住民からの通報等に基づき調査を実施し原因究明を行うとともに、汚染の拡大防止と原因者への指導を通じて再発防止を図ることできれいな水質の維持に努めます。		環境規制課

4	法令等に基づく汚染状況の把握及び有害物質等に係る地下浸透の禁止	水質汚濁防止法等に基づき、地下水の調査を継続して行い水質の状況を把握します。また、特定有害物質等を使用する事業者に対し、定期的に立入検査を行い適正処理について指導を行います。		環境規制課
5	周辺自治体との連携	公共用水域の広域的な水質保全を図るため、「東京湾岸自治体環境保全会議」「東京湾再生推進会議」「九都県市首脳会議環境問題対策委員会水質改善全問部会」「東京湾官民連携フォーラム」等による相互連携を通じて、東京湾一斉調査をはじめとした水質調査や、啓発活動を実施する等広域的な水質の保全に努めていきます。		環境規制課
6	東京湾総量削減計画の推進	東京湾の水質環境基準の達成・維持のため、東京湾総量削減計画（略称）に基づき、総量規制基準の周知を行うとともに、定期的な立入検査や汚濁負荷量を報告させることにより、総量規制基準の遵守状況を確認します。		環境規制課
7	埋立土砂の安全管理の指導	汚染土壌の埋立てを未然に防止することにより、地下水汚染及び水質汚濁の防止を図るため、事業者への土砂汚染状況分析実施等の指導、定期的な立入検査、パトロール等を実施します。		産業廃棄物指導課
8	ポイ捨て防止に関する取組み	美しい街づくりを推進し、快適な都市環境を確保するため、ポイ捨て防止の周知啓発や取締り地区内等での巡視活動を実施します。	再掲	廃棄物対策課
9	生活排水対策（合併処理浄化槽設置助成事業の推進）	合併処理浄化槽の設置促進を行い、単独処理浄化槽及び汲み取り便槽からの転換を図ります。		収集業務課
10	井戸水の飲用に係る適正な指導・助言	飲用に適さない水を飲用していることが判明した場合は、健康被害発生防止の観点から利用者に対し、適切な指導・助言を実施します。		環境衛生課
11	大気保全対策の推進	空気のきれいさを確保するため、大気汚染物質を常時モニタリングするとともに、法令等に基づく工場・事業場への規制・指導や自動車の排出ガス対策を実施します。		環境規制課
12	汚染原因者への処理対策等の実施の指導	地下水の汚染を生じさせた事業者に対し、適正な指導を行い、汚染された地下水への対策を進めます。		環境規制課
13	公共用水域の水質調査	水質汚濁防止法に基づき、千葉県が策定する水質測定計画により、市内公共用水域の水質調査を実施します。		環境規制課
14	工場跡地等の土壌調査・汚染土壌対策の実施の指導	土壌汚染対策法及び千葉市土壌汚染対策指導要綱に基づき、工場跡地等の土地所有者及び事業者に対し、土壌調査の実施及び土壌汚染対策の実施について指導します。		環境規制課

15	ゴルフ場における農薬使用の削減指導	ゴルフ場周辺の公共用水域における水質汚濁を未然に防止するため、ゴルフ場から排出される水に含まれる農薬の使用量調査を実施します。		環境規制課
16	監視カメラによる不法投棄対策	不法投棄多発地区での不法投棄防止及び行為者の特定等、投棄状況を把握するため、監視カメラを設置し、不法投棄の早期発見・早期是正を図ります。	再掲	産業廃棄物指導課
17	マイクロプラスチック実態調査の実施	市民に対してマイクロプラスチックの現状と問題点を発信し、市民のプラスチックごみ削減に向けた行動変容を促すため、マイクロプラスチック実態調査を実施します。(2024年度以降は未定)		廃棄物対策課
18	水路の浚渫、ゴミの除去	水路の底泥(ヘドロ)を浚渫することにより、水質の改善を図るとともに、水生生物が生息しやすい環境の創出を図ります。	再掲	下水道維持課
19	下水道整備済み地区の下水道への接続の推進	下水道整備済み地区において、未接続者への接続指導を行い、下水道への接続を促進します。		下水道営業課
20	下水の高度処理の推進	東京湾流域別下水道整備総合計画に基づき、浄化処理場からの処理水に含まれる窒素・リンの除去が図れる浄化センターの高度処理施設の増設等を進めます。		下水道経営課
21	河川の浚渫、ゴミの除去	生実川、坂月川について堆積土量により随時浚渫を行うほか、地域住民と協同し、河川清掃を実施します。	再掲	総合治水課
22	環境保全型農業の推進	土壌診断を実施し、農地において適切な施肥管理を行うことで、農地から排水される水質の適正化に努めます。		農業生産振興課
23	畜産環境対策の推進	家畜排泄物の適正な管理・処理のため、農家への巡回・指導、排せつ物管理状況等の調査、堆肥の生産、利用促進を行います。		農業生産振興課
24	生活排水対策(公共下水道の整備)	公共下水道事業に係る管渠の新設及び再構築工事を実施します。		下水道整備課 下水道経営課
25	排水施設の改築	持続的に排水施設を使用できるようにするため、老朽化した一般排水施設等の調査・点検及び計画的な補修・改築工事を行います。		下水道維持課

26	流入河川及び水路の浚渫	海域に流入する水路の底泥（ヘドロ）を浚渫することにより、水質浄化を図ります。	再掲	下水道維持課
27	下水道施設の再構築	下水道施設の適正な機能を確保するため、中央処理区及び印旛処理区ポンプ場の統廃合や中央浄化センターにおける水処理施設の改築を行います。		下水道施設建設課
28	下水道ストックマネジメントの推進	良好な生活環境を守り、持続的に下水道が使用できるようにするため、下水道施設の適切な維持管理及び計画的な改築を行います。		下水道整備課
29	下水道未普及地域の解消（污水管渠の整備）	衛生的で快適な生活環境の実現と、海や河川等の水質保全を図るため、下水道の未普及地区の污水管渠の整備を行います。		下水道整備課
30	農業集落排水施設の最適整備	農村の生活環境を保全するため、農業集落排水の処理場を統合し公共下水道へ接続するとともに、施設等の修繕・更新を行います。		下水道整備課
31	流域下水道の整備及び事業の推進	複数の市町村の下水を効果的に一括処理するため、流域下水幹線管渠及び終末処理場の建設・管理を行います。		県・下水道課
32	千葉港の浚渫・油濁対策事業	船舶から排水されるバラスト水、またはビルジ（船底にたまった油性混合物）による油濁を防止し、事故発生等の際には適切に処理します。		県・港湾課
33	水質保全施策の推進（条例・協定等）	水質汚濁防止法及び関係法令等の適切な運用、環境の保全に関する協定締結工場に対する指導を行い、工場・事業場からの排水による汚濁負荷量の抑制に取り組みます。		県・水質保全課
34	東京湾総量削減計画の推進	東京湾沿岸の自治体と協力して、東京湾の水質環境基準の達成・維持のため、東京湾総量削減計画に基づき、富栄養化対策等、各種施策を推進します。		県・水質保全課
35	都川河口、都川、葭川の浚渫	都川河口、都川、葭川の底泥（ヘドロ）を浚渫することにより、河川浄化に努めます。	再掲	県・土木事務所
36	河川の浚渫、ゴミの除去	景観向上や河川浄化のため、都川、花見川、鹿島川、村田川の随時浚渫を行うほか、清掃を実施します。	再掲	県・土木事務所

37	流入河川及び水路の浚渫	海域に流入する河川の底泥（ヘドロ）を浚渫することにより、水質浄化を図ります。	再掲	県・土木事務所
38	生活排水対策（浄化施設の維持管理）	河川水質改善のため、都川中流に設置した浄化施設を、河川水質改善の効果を見極めながら継続的に稼働調整して行きます。		県・土木事務所
39	畜産環境対策の推進	家畜排泄物の適正な管理・処理、堆肥の有効利用推進のため、関係機関との連携強化、農家への巡回・指導、排せつ物管理状況等の調査、堆肥の生産・利用促進に取り組みます。		県・農業事務所

施策の方向性(4) 資源の持続可能な利用

No.	事業名	事業内容	再掲	関係課
1	坂月川ビオトープの維持管理	坂月川ビオトープの豊かな水辺環境を適切に維持管理するため、ボランティア団体と協定を締結し、市と協働で池や水路、散策路における草刈りや水辺の管理等を行います。	再掲	環境保全課
2	大草谷津田いきものの里の維持管理	大草谷津田いきものの里の豊かな自然環境を適切に維持管理するため、地元の住民等で構成される管理組合に委託し、谷津田、斜面林、自然観察路における草刈りや水田管理等を行います。		環境保全課
3	谷津田の保全の推進	土地所有者と市の二者で保全協定を締結するとともに、ボランティア団体を含めた三者で活動協定を締結するなどして、自然豊かな谷津田の保全を推進します。また、保全区域内の協定締結を拡大します。→実計を分割		環境保全課
4	上水道配水管布設等の促進	地下水汚染が確認された井戸を飲用に使用する市民に安全な飲料水を確保するため、上水道布設や浄水器の設置に対する費用を助成します。		環境規制課
5	観測井による地下水位及び地盤沈下の常時監視	市内に設置した観測井の地下水位等を継続的に観測し、その変動量を把握します。		環境規制課
6	許可井戸（一定規模以上）の地下水採取量の把握	千葉県環境保全条例等に基づき、地下水採取許可を受けた事業者から、年間の地下水採取量の実績報告書を受領し、適正に地下水採取が行われているか確認します。		環境規制課
7	水準測量等による地盤沈下の把握	市内に水準点を設置し、定期的に水準点の高さを測量するとともに、地盤沈下状況を確認します。		環境規制課

8	法令等に基づく揚水施設の許可	地盤沈下を防止するために、建築物用地下水の採取の規制に関する法律、工業用水法（2015年度から）、千葉県環境保全条例に基づき、地下水採取の規制を行います。		環境規制課
9	公園の整備	事業中の検見川・稲毛土地区画整理事業や東幕張土地区画整理事業をはじめ、事業が完了した土気東地区土地区画整理事業で確保された公園用地やその他寄付用地においては、ワークショップなどを通じて地域の声を聴きつつ、地域のコミュニティの形成の場や様々な世代の憩いの場となるほか、良好な環境形成や安全性の向上にも寄与する身近な公園の整備を進めます。		公園建設課
10	市民参加による森づくり（里山の保全推進事業）	市民の身近な自然である里山を保全するため「里山地区」を指定し、森林所有者や森林ボランティア等市民団体と協力して、市民参加による森林整備を推進します。		農業経営支援課
11	市民緑地の維持管理	市民主体で民有樹林地の維持管理を行う「市民緑地」を設置し、枯損木の整理、草刈、清掃等、維持管理を行い、良好な樹林地を保ちます。		公園管理課
12	特別緑地保全地区の指定	都市緑地法に基づき、市街地及び周辺の樹林地、草地、水辺等が一体となった自然環境を「特別緑地保全地区」に指定し、行為規制を行うことで、環境を保全します。		公園管理課
13	都市公園や街路樹の維持管理	都市公園や街路樹の維持管理を行い、かん養機能の保持に努めます。		公園管理課
14	保存樹木・樹林の指定	民有地に存する樹容等優れた樹木や樹林を「保存樹木」「保存樹林」に指定し、水源涵養機能を有する樹林の確保、美観風致保全を図ります。		公園管理課
15	近郊緑地特別保全地区・保全区域の樹林地の保全	首都圏近郊緑地保全法に基づき、優れた自然環境を有する「東千葉近郊緑地保全区域及び特別保全地区」を保全していきます。		公園管理課
16	市民の森の維持管理	市民に開放できる民有樹林である「市民の森」を設置し、枯損木の整理、草刈、清掃等、維持管理を行い、良好な樹林地を保ちます。		公園管理課
17	道路緑化の推進	道路を新設する際に、街路樹を植栽したり、植樹帯を設けることで、雨水を蓄えたり、地下浸透の確保に努めます。		道路建設課 街路建設課
18	森林の育成・保全（優良森林整備事業）	千葉県森林整備計画に基づき、民有林を対象とした枝打ち、間伐、林内の整備等を行い、森林の育成・保全を図ります。		農業経営支援課

19	農地の保全	千葉県農業基本計画に基づき、水源涵養機能をもつ農地の保全を図ります。		農地活用推進課
20	くらしの中心となる地域での緑化の推進	来訪者や居住者が潤いのある街なかと感じられるよう、ちば・まち・ビジョン(立地適正化計画)で定める都市機能誘導区域や居住促進区域における緑化を進めます。これと併せて、自然の循環プロセスである雨水浸透・流出抑制機能の向上のため、緑化に伴うレインガーデンの整備(事例紹介含む)や雨水流出抑制施設の設置促進に努めます。このほか、緑化の推進に関する千葉市の指導の基準については、まちづくりと関連する諸制度を勘案した見直しを検討します。		緑政課 下水道営業課
21	都市緑地の整備	環境保全、防災、都市景観形成などにおいて重要な役割を果たす都市緑地の整備を進めます。		公園建設課 公園管理課
22	浸水被害の軽減と対策の強化(雨水施設の整備)	近年の局地的な大雨などに対して浸水被害を軽減するため、地域の状況に応じた効率的な雨水整備を推進します。		雨水対策課
23	排水施設の整備	近年の局地的な大雨などによる浸水被害を軽減するため、地域の状況に応じた効率的な排水施設の整備を行います。		雨水対策課
24	透水性舗装等の整備推進	街路の新設・修繕において、透水性舗装の整備を積極的に行います。		街路建設課 道路建設課 土木保全課
25	雨水貯留浸透施設等の設置促進	雨水の流出を抑え浸水被害の軽減を図るため、市民による雨水貯留浸透施設や防水板の設置に係る費用を助成します。		下水道営業課
26	地震時における水道機能の確保(水道管路の耐震化)	地震発生時の安定給水を確保するため、水道管路の耐震化を進めます。		水道事業事務所
27	水道事業	揚水施設許可事項を遵守し、揚水量を制限します。		水道事業事務所
28	「雨水の貯留及び浸透に関する指針」に関連する事業の推進	「雨水の貯留および浸透に関する指針」に基づき、庁内関係各課で実施する事業において、貯留・浸透施設の設置を促進します。		総合治水課

29	下水道雨水貯留浸透事業	雨水浸透ます・トレンチ等の設置、雨水貯留管等の整備を推進し、雨水流出量の抑制を図ります。		総合治水課
30	北総中央用水土地改良事業の推進	利根川の水を農業用に活用することで、安定的な用水補給と地下水からの水源依存の転換を図ります。		農政課 農業生産振興課
31	非常用井戸及び井戸付耐震性貯水槽の維持管理	市が設置する非常用井戸、井戸付耐震性貯水槽について定期点検及び水質検査を行い、災害時の飲料水・生活用水を確保するため、適正な維持管理に努めます。		防災対策課
32	公園の雨水浸透・流出抑制機能の向上	自然の循環プロセスである雨水浸透・流出抑制機能の向上を図るため、公園の整備・リノベーションにあたっては、レインガーデン*として、公園敷地内の雨水を浸透させ、一時貯留する勾配の形成や透水性舗装などの雨水浸透施設の整備に努めます。 また、都川中流部に位置し、豪雨時には雨水のオフサイト貯留浸透の場として機能し、下流部の千葉都心への浸水被害軽減に寄与する都川水の里公園の整備を県と連携しながら取り組めます。		緑政課 公園建設課 公園管理課
33	開発行為に伴う雨水流出抑制の指導	開発行為に伴う下水排水施設に係る指導・協議・検査を行い、雨水流出の抑制を進めます。		下水道営業課
34	地震時における下水道機能の確保（下水道施設の耐震化）	大規模地震発生時においても、下水道の流下機能や処理機能を確保するため、管渠及び処理場・ポンプ場の耐震化を推進します。		下水道整備課
35	適切な施設管理（水道施設の更新）	持続的に安全・安心な水を提供するため、計画的に浄水場などの施設を更新します。		水道事業事務所
36	水道管路の整備	安全・安心な水を提供するため、水道管路を整備します。		水道事業事務所
37	流域治水の推進	近年の大雨などの影響により頻発化する浸水被害を軽減するため、雨水管や排水路の流末となる河川の改修等を実施します。		総合治水課
38	河道掘削	河道断面確保のための河道掘削を行います。		県・土木事務所

施策の方向性(5) 地域の水辺とふれあう機会の創出				
No.	事業名	事業内容	再掲	関係課
1	水辺環境調査 (いきもの探索隊)	小学校高学年を対象に、身近な水環境（河川や海）の水質やそこに生息している生き物について体験学習する「いきもの探索隊」を実施します。 また、過去に行った結果をアーカイブ化し、啓発ツールとして情報発信していきます。	再掲	環境保全課
2	自然観察会など環境学習活動の実施	水辺や谷津田等における自然体験の機会を通じて、保全意識の醸成や理解を促すとともに、保全によりもたらされる豊かな生態系を活用するため、自然観察会などの環境学習活動を実施します。	再掲	環境保全課
3	多自然川づくりの推進	環境に配慮した護岸の整備に努めるなど、多様な生物が棲める川づくりを推進するとともに、地域との合意形成を図ります。	再掲	雨水対策課
4	多自然川づくりの推進	環境に配慮した護岸の整備、河道の連続性の確保に努めるなど、多様な生物が棲める川づくりを推進するとともに、地域との合意形成を図ります。	再掲	総合治水課
5	河川等環境の保全	生実川（二級河川及び準用河川）、坂月川、支川都川の4河川の草刈を実施し、良好な水辺景観を保ちます。	再掲	総合治水課
6	親水施設の整備（坂月川改修事業等）	河川において、管理用通路を利用した散策道や水辺に降りられる階段など、水に親しむことのできる施設を整備します。	再掲	総合治水課
7	加曽利貝塚史跡整備事業	加曽利貝塚の史跡整備に当たり、縄文時代の景観の再現及び湧水地等における水環境の保全・再生を図るため、史跡周辺の自然を含めた一体的な環境の保存に取り組みます。	再掲	文化財課
8	河川の浚渫、ゴミの除去	生実川、坂月川について堆積土量により随時浚渫を行うほか、地域住民と協同し、河川清掃を実施します。	再掲	総合治水課
9	公園の整備	事業中の検見川・稲毛土地区画整理事業や東幕張土地区画整理事業をはじめ、事業が完了した土気東地区土地区画整理事業で確保された公園用地やその他寄付用地においては、ワークショップなどを通じて地域の声を聴きつつ、地域のコミュニティの形成の場や様々な世代の憩いの場となるほか、良好な環境形成や安全性の向上にも寄与する身近な公園の整備を進めます。	再掲	公園建設課
10	特別史跡加曽利貝塚の魅力向上（集客力の向上）	特別史跡加曽利貝塚の魅力と集客力の向上を図るため、いつでも縄文体験を楽しめる環境を整え、幅広い年代が気軽に楽しめるイベントを開催します。また、発掘100年を記念し、令和6年度にシンポジウムを開催します。		文化財課
11	花見川サイクリングコースの充実	花見川サイクリングコースにおいて、サイクリングをはじめ、ランニング、散歩利用がより快適にできるよう、走行環境の改善を図ります。これと併せて、川面を眺めながらリラックスできるように、休憩スポットや誘導サインなど、アメニティ環境の充実を図ります。		緑政課 公園管理課 公園緑地事務所

12	川辺の公共空間再編	地域固有の資源である河川の良さを実感できるよう、川辺の公園などのリニューアルを行う際には、河川との一体的な利用が図られるように公共空間の再編を検討します。		緑政課
13	川辺のアクティビティの充実	地域固有の資源である河川の良さを体験・実感できるよう、川辺の活用に先行的に取り組んでいる花見川を拠点として、川の水にふれあいながら、自然環境の良さを再認識できるようなアクティビティの充実を図ります。		緑政課
14	花見川糖尿病2プロジェクト（花見川けんこうウォーキング等の開催）	区民の糖尿病等の生活習慣病を予防し、健康への関心を高めるため、花見川サイクリングロードを活用したウォーキングイベントを開催するとともに、健康づくりに関する普及啓発を行います。		健康課
15	オオガハスを身近に感じるまちづくり	「オオガハス」に愛着を感じられるよう、花見川区役所に展示物を配置するなど、区民がオオガハスに接する機会を増やします。		花見川区地域振興課
16	美浜区の魅力創出・発信（各種イベントの企画・実施）	ふるさと意識の醸成と美浜区への愛着の向上を図るため、地域団体や高校生と共に海辺を活用したイベント等を実施します。		美浜区地域振興課
17	オオガハスの魅力発信の充実	オオガハスを活かしたまちづくりを進めるため、イベント及び広報手段の充実を行うとともに、千葉公園を系統保存管理の拠点とし、市内の展示箇所の拡充及び栽培管理の人材育成を行います。		緑政課緑と花の推進室
18	千葉中央港地区まちづくりの推進	賑わいや憩いのある港づくりのため、ベンチや電気設備等を整備するとともに、イベントの開催や更なるさん橋の活用を推進します。		交通政策課
19	水(水辺)の特性を活かした公園の魅力向上	身近な公園において、居心地のよい緑と水辺の充実を図るため、遊具やトイレ等の施設改修を行います。		公園管理課
20	都川水の里公園の整備	緑と水辺のふれあいの場を創出するため、都川水の里公園の整備を進めます。		公園建設課
21	花見川サイクリングコースの維持管理	花見川沿いのサイクリングコースの維持管理を行います。		中央・美浜公園 緑地事務所 花見川・稲毛公園 緑地事務所
22	花見川の利活用	花見川の魅力を活用したまちづくりを推進するため、民間活力の導入により活性化事業を行うとともに、アウトドアイベントを開催することで、花見川河川空間、花島公園周辺における一体的な魅力創出を図りつつ、花見川サイクリングコース等の充実を図ります。		緑政課
23	稲毛海浜公園のリニューアル	海辺の賑わいを創出するため、民間活力を導入して稲毛海浜公園のリニューアルを進めます。		緑政課
24	海辺の賑わいづくりと魅力発信	海辺の活性化を推進するため、稲毛海浜公園検見川地区において、活性化施設の導入を検討するとともに、市民と協働で開催しているイベントを実施します。また、県立幕張海浜公園へのにぎ		都市アイデンティティ推進課 観光プロモーション課

		わい施設導入やイベント開催など、関係機関等と連携し、幕張の浜の利活用を進めます。		交通政策課 緑政課
25	多自然川づくりの推進	治水面での安全性を確保しつつ、河川内の環境変化など河川本来の営みを利用しながら、多様な生物が棲める川づくりを進めます。	再掲	県・河川整備課
26	調整池の環境保全	都川多目的遊水地の整備を行い、親しみのもてる水辺空間の創出を図ります。		県・河川整備課

取組みの柱 2. 生物多様性の保全再生

(1) 生物多様性・生態系の理解の促進

生物多様性を保全していくためには、市民一人一人が生物多様性や生態系に関する基礎的な知識を身につけ、普段の行動に取り入れていくことが重要です。

このため、豊かな生態系を有する谷津田を素材としたプロモーション用動画の制作や、生物多様性に関するリーフレット・パネル作成などにより、広く啓発を行います。

また、谷津田における観察会や子どもたちを対象とした出張授業などの機会を通じて、生物多様性に対する理解の促進に取り組みます。

【施策の方向性実現に向けた視点と取組み】 ※具体的な事業については 94 ページをご参照ください。

◇生物多様性・生態系の普及啓発

・豊かな生態系を有し、生物多様性の重要な拠点である谷津田を活かして、市民へ谷津田の自然の魅力を発信するプロモーションビデオを制作します。

・水環境や水循環を含めた生物多様性の現状、課題、私たちの生活とのかかわりや私たちができる取組みなどについて、リーフレット、パネルを作成し、広く啓発します。また、市のホームページや広報でも情報を発信していきます。【再掲】

◇学びの場の充実

・身近な自然への興味・関心を高めることで、生物多様性の理解を促進する契機とするため、スマートフォンアプリを活用した生き物調査や谷津田等での調査イベントを行います。また、得られた調査データは、市域の生物多様性ポテンシャル分析に活用します。

・新清掃工場周辺の整備にあたり、環境学習拠点を整備します。

◇学校教育等との連携

・水環境や水循環を含めた生物多様性の現状、課題、私たちの生活とのかかわりや自身ができる取組みなどについて、学習教材を作成します。また、小学校高学年を対象に、生物多様性について出張授業を行うとともに、豊かな生態系を有する谷津田での現場体験も行います。【再掲】

【目標値】(案)

指標名	目標値 (2032 年度)	実績値 (2021 年度)
生物多様性について理解している市民の割合	100 %	未実施

■ 取組みのイメージ写真



大草自然観察会



千葉市いきものマップ

身近な生き物さがし

本市では、市民のみなさまとの情報共有を目的としたちばレポのアプリから、市内の生き物をレポートしていただく仕組みを作っています。

レポートの方法は、アプリを利用し、撮影した写真と撮影地、タイトル、内容を入力し、投稿します。投稿から2週間程度で、生き物の種名を市から返信します。

市内にどんな生き物がいるのか、自然環境に興味をもち、自然を大切にもらうよう理解の促進を図っています。

また、投稿して頂いたレポートをまとめた「千葉市いきものマップ」を作成し、みなさまのレポートを活用させていただきます。



ちばレポのチラシ

【市民意見（対策・夢）】

- ・講座や観察会などで貴重な谷津田の存在や保全活動が市民に周知してほしい。
- ・ネイチャーポジティブの理解促進と取組みを検討してほしい。
- ・教育教材や出張授業などによる子どもへの環境教育を充実してほしい。

(2) 豊かな緑(水源林・谷津田など)の保全・創出

谷津田の自然には生き物の生息に必要な湧水があり、豊かな生態系を形成していることから、生物多様性を保全していく上で重要な拠点に位置付けられます。また、日常生活の中で触れ合える公園や街路樹の緑も、市民の憩いの場としてだけでなく、生き物の生息・生育環境として重要です。

このため、谷津田の自然など豊かな生態系を有する地域の保全や、生き物に配慮した市街地の緑化を推進するなどして、豊かな緑の保全・創出に取り組みます。

【施策の方向性実現に向けた視点と取組み】 ※具体的な事業については 95～98 ページをご参照ください。

◇谷津田の自然の保全

- ・土地所有者と市の二者で保全協定を締結するとともに、ボランティア団体を含めた三者で活動協定を締結するなどして、自然豊かな谷津田の保全を推進します。また、保全区域内の協定締結地を拡大します。
- ・保全の実効性を高めるため、法令による区域指定や自然共生サイト（仮称）の認定など、保全のあり方を検討していきます。
- ・2050年カーボンニュートラル達成のため、森林環境譲与税（森林環境税）を活用し、吸収源対策として谷津田の斜面林における樹木の更新や県産材などを使用した施設整備を行います。

◇緑の保全・創出

- ・都市において、潤いをもたらす「緑」と彩りを与える「花」のまちづくりを進めるため、屋上壁面緑化の支援を継続するとともに、花に関わる活動団体の支援、コンテスト等を展開します。
- ・都市における樹林を保全・活用するため、特別緑地保全地区内の用地取得や、緑地保全方針の策定に取り組むとともに、保全すべき樹林の更新など質の向上に資する事業を行います。
- ・千葉県森林整備計画に基づき、民有林を対象とした枝打ち、間伐林内の整備等を行い、森林の育成・保全を図ります。【再掲】

◇公共施設や開発行為等における緑化等の推進

- ・学校、道路等、公共施設等を設置・再整備する際に、「千葉県公共施設等緑化推進要綱」に基づき、緑地を確保するよう、関係部署と協議し、緑化を推進します。
- ・事業者が一定規模の宅地造成や工場、事業所等を建築する際に敷地内で緑地を確保するよう協議し、民有地緑化を推進します。

【目標値】（案）

指標名	目標値（2032年度）	実績値（2021年度）
谷津田の保全協定締結面積	80.17ha	61.89ha

■ 取組みのイメージ写真



グリーンインフラ

「グリーンインフラ」とは、インフラ整備や土地利用などのハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める考え方です。

グリーンインフラは緑地、植栽、樹木、河川、水辺、森林、農地など、多くの自然環境から構成されています。このような自然環境は、生物の生息・生育の場の提供、雨水の貯留・浸透による防災・減災、水質浄化、水源かん養、植物の蒸発散機能を通じた気温上昇の抑制、良好な景観形成、農作物の生産、土壌の創出・保全など、多様な機能を有しています。

グリーンインフラは、気候変動への対応や生態系ネットワークの形成、豊かな生活空間の形成などの場面で活用でき、複数の地域課題を同時に解決する手法として想定がされています。グリーンインフラの取組みを推進することは、SDGs の目標達成にも貢献するものとして期待されています。本市においても、地元の大学、NPO、企業の連携による取組みが検討されています。

【市民意見（対策・夢）】

- ・谷津田や森林へのごみの不法投棄対策が必要ではないか。
- ・OECD の認定など生物多様性豊かな地域に関する保全の実効性（担保性）のあり方の検討が必要ではないか。
- ・谷津田や水源林の保全に森林環境譲与税などを活用してはどうか。
- ・生物多様性が豊かなエリア、空間をネットワークでつなぐ考え方が必要ではないか。

(3) 貴重な動植物の保護及び外来生物対策

市内にはホタルやニホンアカガエル、キンラン、ギンランなど貴重な動植物が生息・生育しています。特に、「種の保存法」で国際希少野生動植物種に指定されている市の鳥コアシサシは市内で見られる場所が限られており、今後も保護対策が必要です。

このような希少種や絶滅が危惧される貴重な動植物の保護に向けた対策を進めるとともに、それらに被害を及ぼす外来生物の対策を推進します。特に、アライグマ等の特定外来生物による被害が近年、増えつつあることから、各管理者等と連携して防除等に取り組みます。

【施策の方向性実現に向けた視点と取組み】 ※具体的な事業については 98～99 ページをご参照ください。

◇貴重な動植物の保護及びそれらの生息・生育環境の保全・再生

- ・絶滅危惧種であり、市の鳥であるコアシサシを保護するため、主な営巣地となる砂礫地の清掃・草刈りなどの管理やロープ柵設置など保護対策を行います。
- ・ホタルやニホンアカガエルなど貴重な生き物や多様な在来生物が生息・生育する谷津田やビオトープの保全を推進します。
- ・開発行為等による生態系への影響に関する調査を実施するなど、動植物豊かな生態系の保全に配慮した土地利用や事業等の実施を促進します。
- ・市民に身近な動物園としての存在価値を高め、都市の活性化に繋げる集客観光施設としての再生を図るため、老朽化した動物科学館の展示改修を行うとともに、新たに湿原ゾーンの整備を推進します。
- ・市域の重要な野生生物の保護を推進するため、レッドリストについて見直しを進めます。

◇外来生物対策

- ・生態系、人の健康、農林水産業などに影響を与える外来生物による問題や被害防止のためにできることについて理解してもらうため、普及啓発を行います。
- ・動物を飼養する市民等に対し、講習会等を通じた適正飼養及び終生飼養の普及・啓発を行います。
- ・特定外来生物（カミツキガメ、アライグマ、ナガエツルノゲイトウなど）が確認された場合は、管理者をはじめとする関係機関と連携し対応を図ります。

◇有害鳥獣対策

- ・生活被害等をもたらすアライグマ、ハクビシン等について、被害対策の一環として箱ワナの無料貸出等により、捕獲支援を推進します。
- ・有害鳥獣による農作物被害を防止するため、貸出用捕獲用箱わなの台数を増やすとともに、捕獲に関する研修会を開催します。
- ・イノシシが確認された場合は、地元の猟友会と連携し、目撃情報に基づき、ワナの設置や現地周辺のパトロールを行うなどして、被害を防止します。

【目標値】（案）

指標名	目標値（2032年度）	実績値（2021年度）
貴重な生き物（ヘイケボタル（匹）、ニホンアカガエル（卵塊数、個））の生息数	増加	956 匹 1,049 個
特定外来生物（哺乳類）の防除数（計画期間中の累計）（アライグマやキョンなどの防除数）	2,350 頭	176 頭

■ 取組みのイメージ写真



コアジサシ

ヘイケボタル

アライグマ・ハクビシンの防除

近年、市内全域でアライグマやハクビシンを見かけたという情報や、自宅の屋根裏などに侵入されたという相談が増えています。アライグマなどによる被害には、農作物だけでなく、建物の破損、屋根裏などのふん尿や、かまれることでの感染症伝染の可能性などがあります。

アライグマやハクビシンを寄せ付けないための工夫として、以下の対策がありますので、参考にしてください。

- ・建物内への侵入口は塞ぐ。
(軒下や通気口など)
- ・屋根へ伸びる樹木は剪定する。
- ・庭木の果実は早めに収穫する。
(ビワや柿、栗、桃など)
- ・家庭菜園では、畑に侵入されないために防護柵を設置する。



【市民意見 (対策・夢)】

- ・アライグマやイノシシなど農作物や生活環境へ被害をもたらす外来生物や有害鳥獣への対策を進めてほしい。
- ・動物やペットの命の大切さや適正飼育、外来生物に関する普及啓発を進めてほしい。
- ・貴重な動植物の保護等に向けた取組みを検討してほしい。
- ・特定の種に偏ることのないような保全のあり方を検討してほしい。

(4) 生物多様性もたらす資源の持続可能な利用

生物多様性が私たちにもたらしてくれる恵みには、水や空気、魚や肉をはじめとする食料などがあります。これらは過大に利用してしまうと、環境へ負荷を与えてしまうため、普段から持続的な利用を意識する必要があります。

このため、生物多様性もたらす恵みにはどのようなものがあるか、私たちにどのような関係があるのかななどの情報発信、家庭における食品ロス量削減の推進などに取り組めます。

【施策の方向性実現に向けた視点と取組み】 ※具体的な事業については 100 ページをご参照ください。

◇生物多様性を守るための行動の普及

- ・生物多様性もたらす資源について、持続的に利用していくための消費行動やライフスタイルの普及を進めるため、情報発信していきます。
- ・本来食べられるのに捨てられている食べもの（食品ロス）を削減するため、食べきりキャンペーンをはじめ、食品ロス削減ワークショップやフードドライブを実施します。
- ・地域の脱炭素化を推進するため、イベント等を活用した割りばしの再資源化により資源循環に係る意識醸成を図ります。

◇谷津田等の自然体験の場としての利用

- ・水辺や谷津田等における自然体験の機会を通じて意識の醸成や理解を促すとともに、保全によりもたらされる豊かな生態系を活用するため、自然観察会などの環境学習活動を実施します。

◇木育の推進

- ・千葉県産材を利用したおもちゃや木工等体験を通して、幼児～小学生に木に親しんでもらうとともに、森林の健全な育成や温暖化対策における吸収源の整備等、森林の大切さについて理解を深めてもらうため、木育イベントを実施します。
- ・環境に優しく安全な木のぬくもりに接してもらえるよう、市内の保育所等に森林整備により搬出された間伐材等を含む千葉県産木材を使用した木育おもちゃを配布しています。

【目標値】（案）

指標名	目標値（2032年度）	実績値（2021年度）
家庭系食品ロス量※	2,900 t (8.3 g/人・日)	3,824 t (10.7 g/人・日)

※事業系食品ロス量について、本市においては、事業系一般廃棄物排出状況の網羅的な調査を行っておらず、把握が困難なため、数値目標に含めません。

■取組みのイメージ写真



食品回収ボックス（食品ロス対策）

生ごみ処理機（小学校）

食品ロスの削減

日本の食品ロス量は年間 522 万トン（2020 年度推計）とされており、これは毎日大型（10 トン）トラック約 1,430 台分を廃棄していることとなります。

本市においても、2021 年度の家庭系食品ロス量の推計値は、重量換算で約 3,800 トン、市民 1 人 1 日あたり約 10.7g の食品ロスを出していることとなります。

食品ロスを削減するためには、家庭では、必要以上に食材を買いすぎない、食べ残しを減らすなど、家で食品ロスが出ないようにするだけでなく、買い物の際や、外食の際にも食品ロスを減らすことを意識することが大切です。

買い物の際、商品棚の奥から商品をとらずに、手前に陳列されている賞味期限の近い商品や値引き商品を買ったり、外食の際、食べきれぬ分量を注文して、食べ残しを出さないようにしたり、私たちのちょっとした行動で食品ロスを減らすことができます。

そのほか、フードドライブ（家庭で余っている食品を回収し、福祉施設などに寄付する活動）に寄付することなども食品ロス削減のために有効な方法です。

また、事業者においても、食品産業では、賞味期限までの期間の 3 分の 1 以内で小売店に納品する、いわゆる「3 分の 1 ルール」等の商慣習の見直しや需要に見合った販売の推進など、外食産業では、小盛り・小分けメニューの提供による食べ残し対策など様々な食品ロスに向けた取組みが進められています。

【市民意見（対策・夢）】

- ・水や食料、木材などの資源の関わりと重要性の啓発が必要ではないか。
- ・地球温暖化対策を進めてほしい。
- ・農家の耕作放棄を防止するような取組みをしてほしい。

(5) 地域の自然とふれあう機会の創出

生物多様性の保全を進めていくためには、市民が生物多様性や生態系の現状を知り、自然環境とふれあい、体験できる機会を増やすことが必要です。

このため、小学生を対象に豊かな生態系を有する谷津田での現場体験を行うほか、本市の代表的な谷津田で観察会の場となる「大草谷津田いきものの里」の維持管理などにより、地域の自然とふれあう機会の創出に取り組みます。

【施策の方向性実現に向けた視点と取組み】 ※具体的な事業については 100～103 ページをご参照ください。

◇地域の自然にふれあう機会の提供

- ・児童生徒の非認知能力を向上させるため、集団宿泊学習や自然体験活動などの多様で豊かな体験活動の充実を図ります。
- ・水辺や谷津田等における自然体験の機会を通じて意識の醸成や理解を促すとともに、保全によりもたらされる豊かな生態系を活用するため、自然観察会などの環境学習活動を実施します。
- ・豊かな生態系を有し、生物多様性の重要な拠点である谷津田を活かして、市民へ谷津田の自然の魅力を発信するプロモーションビデオを制作します。【再掲】
- ・新清掃工場周辺の整備にあたり、環境学習拠点を整備します。【再掲】

◇谷津田の自然の維持管理

- ・土地所有者と市の二者で保全協定を締結するとともに、ボランティア団体を含めた三者で活動協定を締結するなどして、自然豊かな谷津田の保全を推進します。また、保全区域内の協定締結を拡大します。【再掲】
- ・大草谷津田いきものの里の豊かな自然環境を適切に維持管理するため、地元の住民等で構成される管理組合に委託し、谷津田、斜面林、自然観察路における草刈りや水田管理等を行います。
- ・特別緑地保全地区や谷津田、重要インフラ施設に近接した森林などの民有林において、健全な樹木の育成を図るため、森林環境税（森林環境譲与税）を活用した適切な維持管理を行います。

◇親しみある地域の自然の充実

- ・既存樹林地の保全をすると共に、自然の中で自由に遊ぶことができるように整備された子どもたちの森公園において、プレーリーダーと呼ばれる大人が見守る中、子ども達が自分の責任で自由に遊ぶことができる常設型のプレーパークを開催します。
- ・花島公園の持つ資源を有効に活用した魅力向上のため、老朽化した施設の整備を行うとともに、自然観察会等のイベントを開催します。
- ・泉自然公園の豊かな自然を活かした魅力向上のため、老朽化した施設の改修や自然環境の質の向上に取り組むとともに、民間事業者と連携したイベントを開催します。

【目標値】（案）

指標名	目標値（2032年度）	実績値（2021年度）
自然観察会等の参加者数・開催数（再掲）	2,450人 140回	92人 5回

■ 取組みのイメージ写真



昭和の森自然観察会



プレーパーク

大草谷津田いきものの里自然観察会

谷津田の自然では、谷津田や樹林などの様々な環境を利用して、多くの生き物が暮らしています。

こうした環境をより身近に感じていただくため、本市では大草谷津田いきものの里において8月を除く毎月、自然観察会を行なっています。

千葉県自然観察指導員協議会に所属する自然観察指導員が、季節ごとに自然やいきもの見どころを解説しながらご案内します。

2022年度のテーマ

開催月	テーマ
4月	春の香りを楽しもう
5月	春にであえるトンボやチョウチョ
6月	カエルびよこびよこ何種類？
7月	夏の谷津田はムシ天国
8月	お休み
9月	オニヤンマはいるかな？
10月	クモはおもしろいぞ！
11月	落ち葉で遊ぼう！
12月	冬越しするムシたち
1月	冬のバードウォッチングを楽しもう！
2月	アカガエルの卵はあるかな？
3月	虫さん、花さん、もう起きた？

【市民意見（対策・夢）】

- ・谷津田、学校、農地などの自然とふれあう機会や体験・学習できる場づくりが必要ではないか。
- ・子どもへの自然体験や学習する機会づくりが必要ではないか。

■施策一覧

取組みの柱 2. 生物多様性の保全再生

施策の方向性(1) 生物多様性・生態系の理解の促進				
No.	事業名	事業内容	再掲	関係課
1	水辺環境調査 (いきもの探索隊)	小学校高学年を対象に、身近な水環境（河川や海）の水質やそこに生息している生き物について体験学習する「いきもの探索隊」を実施します。 また、過去に行った結果をアーカイブ化し、啓発ツールとして情報発信していきます。	再掲	環境保全課
2	自然観察会など環境学習活動の実施	水辺や谷津田等における自然体験の機会を通じて、保全意識の醸成や理解を促すとともに、保全によりもたらされる豊かな生態系を活用するため、自然観察会などの環境学習活動を実施します。	再掲	環境保全課
3	水環境や生物多様性の理解促進 (学習教材作成及び出張授業)	水環境や水循環を含めた生物多様性の現状、課題、私たちの生活とのかかわりや自身ができる取り組みなどについて、学習教材を作成します。 また、小学校高学年を対象に、生物多様性について出張授業を行うとともに、豊かな生態系を有する谷津田での現場体験も行います。	再掲	環境保全課
4	水環境や生物多様性の普及啓発 (リーフレット等)	水環境や水循環を含めた生物多様性の現状、課題、私たちの生活とのかかわりや私たちができる取り組みなどについて、リーフレット、パネルを作成し、広く啓発します。 また、市のホームページや広報でも情報を発信していきます。	再掲	環境保全課
5	生物多様性の理解促進 (市民参加型生き物調査・身近な生き物さがし)	身近な自然への興味・関心を高めることで、生物多様性の理解を促進する契機とするため、スマートフォンアプリを活用した生き物調査や谷津田等での調査イベントを行います。 また、得られた調査データは、市域の生物多様性ポテンシャル分析に活用します		環境保全課
6	谷津田の保全と活用 (PV による谷津田の魅力発信)	豊かな生態系を有し、生物多様性の重要な拠点である谷津田を活かして、市民へ谷津田の自然の魅力を発信するプロモーションビデオを制作します。		環境保全課
7	緑と水辺における環境教育の積極的な展開	地域の環境を知り、見て、触れ、考え、自ら学ぶことが重要となるため、環境教育の場として、緑と水辺の様々なフィールドを積極的に活用します。これと併せて、これまで環境教育を実施したことのあるエリアでは、既存の資料をまとめた環境教育プログラムの作成について検討します。	再掲	環境総務課 公園緑地事務所 動物公園 教育委員会
8	北谷津の森・新清掃工場周辺整備	新清掃工場周辺の整備にあたり、環境学習拠点を整備します。 現状の決定事項は新清掃工場の展示のみ。その他については今後検討していきます。		廃棄物施設整備課
9	都市アイデンティティの確立	市民の愛着や誇りを醸成し、本市固有の「千葉市らしさ」を意味する「都市アイデンティティ」を確立するため、「加曽利貝塚」「オオガハス」「千葉氏」「海辺」の4つの地域資源を活用したプロモーションを行います。	再掲	都市アイデンティティ推進課

施策の方向性(2) 豊かな緑（水源林・谷津田など）の保全・再生				
No.	事業名	事業内容	再掲	関係課
1	大草谷津田いきもの里の維持管理	大草谷津田いきもの里の豊かな自然環境を適切に維持管理するため、地元の住民等で構成される管理組合に委託し、谷津田、斜面林、自然観察路における草刈りや水田管理等を行います。	再掲	環境保全課
2	谷津田の保全の推進	土地所有者と市の二者で保全協定を締結するとともに、ボランティア団体を含めた三者で活動協定を締結するなどして、自然豊かな谷津田の保全を推進します。また、保全区域内の協定締結を拡大します。→実計を分割	再掲	環境保全課
3	ユース脱炭素参画プロジェクトの実施	次世代を担う若者の脱炭素化に係る意識醸成を図るため、植樹体験やプログラミング等のコンテストを実施します。		環境保全課
4	脱炭素化推進に向けた谷津田の森林整備の推進	2050年カーボンニュートラル達成のため、森林環境譲与税（森林環境税）を活用し、吸収源対策として谷津田の斜面林における樹木の更新や県産材などを使用した施設整備を行います。		環境保全課
5	谷津田の保全の推進	保全の実効性を高めるため、法令による区域指定や（仮称）環境省自然共生サイト認定など、保全のあり方を検討していきます。		環境保全課
6	首都圏自然歩道の維持管理	自然歩道の効果的な利用と標識・道標等の適正な管理のため定期的に巡回等を行います。		環境保全課
7	貴重な動植物の保護対策	ホタルやニホンアカガエルなど貴重な生き物や多様な在来生物などが生息・生育する谷津田やビオトープの保全を推進します。		環境保全課
8	産業廃棄物の適正処理の指導	産業廃棄物の不適正処理を未然に防止するため、職員や委託による監視パトロールを実施するほか、不法投棄の多発する地点に監視カメラを設置します。	再掲	産業廃棄物指導課
9	ポイ捨て防止に関する取り組み	美しい街づくりを推進し、快適な都市環境を確保するため、ポイ捨て防止の周知啓発や取締り地区内等での巡視活動を実施します。	再掲	廃棄物対策課
10	大気保全対策の推進	空気のきれいさを確保するため、大気汚染物質を常時モニタリングするとともに、法令等に基づく工場・事業場への規制・指導や自動車の排出ガス対策を実施します。	再掲	環境規制課

11	監視カメラによる不法投棄対策	不法投棄多発地区での不法投棄防止及び行為者の特定等、投棄状況を把握するため、監視カメラを設置し、不法投棄の早期発見・早期是正を図ります。	再掲	産業廃棄物指導課
12	市民緑地の維持管理	市民主体で民有樹林地の維持管理を行う「市民緑地」を設置し、枯損木の整理、草刈、清掃等、維持管理を行い、良好な樹林地を保ちます。	再掲	公園管理課
13	特別緑地保全地区の指定	都市緑地法に基づき、市街地及び周辺の樹林地、草地、水辺等が一体となった自然環境を「特別緑地保全地区」に指定し、行為規制を行うことで、環境を保全します。	再掲	公園管理課
14	都市公園や街路樹の維持管理	都市公園や街路樹の維持管理を行い、かん養機能の保持に努めます。	再掲	公園管理課
15	保存樹木・樹林の指定	民有地に存する樹容等優れた樹木や樹林を「保存樹木」「保存樹林」に指定し、水源涵養機能を有する樹林の確保、美観風致保全を図ります。	再掲	公園管理課
16	近郊緑地特別保全地区・保全区域の樹林地の保全	首都圏近郊緑地保全法に基づき、優れた自然環境を有する「東千葉近郊緑地保全区域及び特別保全地区」を保全していきます。	再掲	公園管理課
17	市民の森の維持管理	市民に開放できる民有樹林である「市民の森」を設置し、枯損木の整理、草刈、清掃等、維持管理を行い、良好な樹林地を保ちます。	再掲	公園管理課
18	斎園周辺（斎場・平和公園）環境の整備	斎場及び平和公園周辺の良好な環境づくりのため、道路、親水広場及び公園緑地の整備を進めます。	再掲	生活衛生課
19	道路緑化の推進	道路を新設する際に、街路樹を植栽したり、植樹帯を設けることで、雨水を蓄えたり、地下浸透の確保に努めます。	再掲	道路建設課 街路建設課
20	市民参加による森づくり（里山の保全推進事業）	市民の身近な自然である里山を保全するため「里山地区」を指定し、森林所有者や森林ボランティア等市民団体と協力して、市民参加による森林整備を推進します。	再掲	農業経営支援課
21	森林の育成・保全（優良森林整備事業）	千葉県森林整備計画に基づき、民有林を対象とした枝打ち、間伐、林内の整備等を行い、森林の育成・保全を図ります。	再掲	農業経営支援課

22	農地の保全	千葉市農業基本計画に基づき、水源涵養機能をもつ農地の保全を図ります。	再掲	農地活用推進課
23	加曽利貝塚史跡整備事業	加曽利貝塚の史跡整備に当たり、縄文時代の景観の再現及び湧水地等における水環境の保全・再生を図るため、史跡周辺の自然を含めた一体的な環境の保存に取り組みます。	再掲	文化財課
24	都市開発諸制度と連携した質の高い緑の創出	街なかにおいて、都市開発諸制度により土地の高度利用と公共貢献をセットにした開発を誘導するにあたっては、来訪者や居住者が潤いのあるまちと感じられるとともに、生き物の生息・生育環境ともなりえるような緑の創出について、検討します。これと併せて、緑の創出が困難な場合においては、当該敷地周辺の緑の愛護を促進させる取組についても検討します。	再掲	緑政課
25	くらしの中心となる地域での緑化の推進	来訪者や居住者が潤いのある街なかと感じられるよう、ちば・まち・ビジョン(立地適正化計画)で定める都市機能誘導区域や居住促進区域における緑化を進めます。これと併せて、自然の循環プロセスである雨水浸透・流出抑制機能の向上のため、緑化に伴うレインガーデンの整備(事例紹介含む)や雨水流出抑制施設の設定促進に努めます。このほか、緑化の推進に関する千葉市の指導の基準については、まちづくりと関連する諸制度を勘案した見直しを検討します。	再掲	緑政課 下水道営業課
26	斜面緑地の保全	公園・緑地内において、良好な自然環境を有する斜面緑地を維持するため、安全対策工事を行うとともに、適正な樹木管理等による法面の保全を行います。		公園管理課
27	身近な公園における新たな滞在環境の創出	身近な公園の居心地の良さを高めるため、ベンチ等の休憩施設の改善や広場の芝生化などの取組みをモデル的に進めます。		公園管理課
28	街路樹植栽環境の適正化	良好な街並みの景観形成を図るため、大径木化、老木化した街路樹の植栽環境の適正化を進めます。		公園管理課
29	都市における樹林地の保全と活用	都市における樹林を保全・活用するため、特別緑地保全地区内の用地取得や、緑地保全方針の策定に取り組むとともに、保全すべき樹林の更新など質の向上に資する事業を行います。		公園管理課
30	公園の整備	事業中の検見川・稲毛土地区画整理事業や東幕張土地区画整理事業をはじめ、事業が完了した土気東地区土地区画整理事業で確保された公園用地やその他寄付用地においては、ワークショップなどを通じて地域の声を聴きつつ、地域のコミュニティの形成の場や様々な世代の憩いの場となるほか、良好な環境形成や安全性の向上にも寄与する身近な公園の整備を進めます。	再掲	公園建設課

31	都市緑地の整備	環境保全、防災、都市景観形成などにおいて重要な役割を果たす都市緑地の整備を進めます。	再掲	公園建設課 公園管理課
32	昭和の森の魅力向上	昭和の森の魅力向上、公園の価値とポテンシャルを高めるため、老朽化した施設の更新や新たな花の名所づくり、森林の再生を進めます。		緑公園緑地事務所
33	千葉公園の再整備	千葉公園の魅力向上及び周辺地域の活性化を図るため、再整備を進めます。	再掲	緑政課
34	開発行為等に関する緑化指導	事業者が一定規模の宅地造成や工場、事業所等を建築する際に敷地内で緑地を確保するよう協議し、民有地緑化を推進します。		緑政課
35	公共公益施設の緑化推進	学校、道路等、公共施設等を設置・再整備する際に、「千葉市公共施設等緑化推進要綱」に基づき、緑地を確保するよう、関係部署と協議し、緑化を推進します。		緑政課
36	緑と花を楽しめるまちづくり	都市において、潤いをもたらす「緑」と彩りを与える「花」のまちづくりを進めるため、屋上壁面緑化の支援を継続するとともに、花に関わる活動団体の支援、コンテスト等を展開します。		緑政課 緑と花の推進室

施策の方向性(3) 貴重な動植物の保護及び外来生物対策

No.	事業名	事業内容	再掲	関係課
1	貴重な動植物の保護対策	ホタルやニホンアカガエルなど貴重な生き物や多様な在来生物などが生息・生育する谷津田やビオトープの保全を推進します。	再掲	環境保全課
2	生態系の保全に配慮した土地利用や事業等の促進	開発行為等による生態系への影響に関する調査を実施するなど、動植物豊かな生態系の保全に配慮した土地利用や事業等の実施を促進します。		環境保全課
3	外来生物等の理解促進	生態系、人の健康、農林水産業などに影響を与える外来生物や有害鳥獣による問題や被害防止のためにできることについて理解してもらうため、普及啓発を行います。		環境保全課
4	特定外来生物の関係機関との連携	特定外来生物（カミツキガメ、アライグマ、ナガエツルノゲイトウなど）が確認された場合は、管理者をはじめとする関係機関と連携し対応を図ります。		環境保全課

5	有害鳥獣被害に対する捕獲等対策の推進	生活被害等をもたらすアライグマ、ハクビシン等について、被害対策の一環として箱ワナの無料貸出等により、捕獲支援を推進します。		環境保全課
6	イノシシ対策	イノシシが確認された場合は、地元の猟友会と連携し、目撃情報に基づき、ワナの設置や現地周辺のパトロールを行うなどして、被害を防止します。		環境保全課
7	地域生態系の保全・再生	絶滅危惧種であり、市の鳥であるコアジサシを保護するため、主な営巣地となる砂礫地の清掃・草刈りなどの管理やロープ柵設置など保護対策を行います。		環境保全課
8	生き物の生息状況調査	河川や海域における水生生物や、谷津田・ビオトープ等に生息する生き物の状況を定期的にモニタリングしていく。		環境保全課
9	多自然川づくりの推進	環境に配慮した護岸の整備に努めるなど、多様な生物が棲める川づくりを推進するとともに、地域との合意形成を図ります。	再掲	雨水対策課
10	多自然川づくりの推進	環境に配慮した護岸の整備、河道の連続性の確保に努めるなど、多様な生物が棲める川づくりを推進するとともに、地域との合意形成を図ります。		総合治水課
11	動物公園リスタート構想の推進	市民に身近な動物園としての存在価値を高め、都市の活性化に繋げる集客観光施設としての再生を図るため、老朽化した動物科学館の展示改修を行うとともに、新たに湿原ゾーンの整備を推進します。	再掲	動物公園
12	動物愛護の推進	動物を飼養する市民等に対し、講習会等を通じた適正飼養及び終生飼養の普及・啓発を行います。		生活衛生課
13	有害鳥獣対策の推進	有害鳥獣による農作物被害を防止するため、貸出用捕獲用箱わなの台数を増やすとともに、捕獲に関する研修会を開催します。		農業経営支援課
14	多自然川づくりの推進	治水面での安全性を確保しつつ、河川内の環境変化など河川本来の営みを利用しながら、多様な生物が棲める川づくりを進めます。	再掲	県・河川整備課

施策の方向性(4) 生物多様性がもたらす資源の持続可能な利用

No.	事業名	事業内容	再掲	関係課
1	自然観察会など環境学習活動の実施	水辺や谷津田等における自然体験の機会を通じて、保全意識の醸成や理解を促すとともに、保全によりもたらされる豊かな生態系を活用するため、自然観察会などの環境学習活動を実施します。	再掲	環境保全課
2	イベントを活用した域内エネルギー循環の創出	地域の脱炭素化を推進するため、イベント等を活用した割りばしの再資源化により資源循環に係る意識醸成を図ります。		環境保全課
3	生物多様性を守るための行動の普及	生物多様性がもたらす資源について、持続的に利用していくための消費行動やライフスタイルの普及を進めるため、情報発信していきます。		環境保全課
4	北谷津の森・新清掃工場周辺整備	新清掃工場周辺の整備にあたり、環境学習拠点を整備します。現状の決定事項は新清掃工場の展示のみ。その他については今後検討していきます。	再掲	廃棄物施設整備課
5	食品ロス削減に関する取組み	本来食べられるのに捨てられている食べもの（食品ロス）を削減するため、食べきりキャンペーンをはじめ、食品ロス削減ワークショップやフードドライブを実施します。		廃棄物対策課
6	ごみの発生抑制・再資源化の推進	ごみの発生抑制・再資源化を推進するため、生ごみ減量機器の購入費助成を拡充するとともに、食品ロス、プラスチックごみの削減に資する市民の行動を促進します。		廃棄物対策課 産業廃棄物指導課

施策の方向性(5) 地域の自然とふれあう機会の創出

No.	事業名	事業内容	再掲	関係課
1	水辺環境調査（いきもの探索隊）	小学校高学年を対象に、身近な水環境（河川や海）の水質やそこに生息している生き物について体験学習する「いきもの探索隊」を実施します。 また、過去に行った結果をアーカイブ化し、啓発ツールとして情報発信していきます。	再掲	環境保全課
2	自然観察会など環境学習活動の充実	水辺や谷津田等において、自然観察会・調査などの環境学習活動を充実させ、水辺や谷津田等に対する保全意識の醸成を図ります。	再掲	環境保全課
3	大草谷津田いきもの里の維持管理	大草谷津田いきもの里の豊かな自然環境を適切に維持管理するため、地元の住民等で構成される管理組合に委託し、谷津田、斜面林、自然観察路における草刈りや水田管理等を行います。	再掲	環境保全課

4	谷津田の保全の推進	土地所有者と市の二者で保全協定を締結するとともに、ボランティア団体を含めた三者で活動協定を締結するなどして、自然豊かな谷津田の保全を推進します。また、保全区域内の協定締結を拡大します。→実計を分割	再掲	環境保全課
5	ユース脱炭素参画プロジェクトの実施	次世代を担う若者の脱炭素化に係る意識醸成を図るため、植樹体験やプログラミング等のコンテストを実施します。	再掲	環境保全課
6	生物多様性の理解促進 (市民参加型生き物調査・身近な生き物さがし)	身近な自然への興味・関心を高めることで、生物多様性の理解を促進する契機とするため、スマートフォンアプリを活用した生き物調査や谷津田等での調査イベントを行います。 また、得られた調査データは、市域の生物多様性ポテンシャル分析に活用します	再掲	環境保全課
7	谷津田の保全と活用 (PVによる谷津田の魅力発信)	豊かな生態系を有し、生物多様性の重要な拠点である谷津田を活かして、市民へ谷津田の自然の魅力を発信するプロモーションビデオを制作します。	再掲	環境保全課
8	民有林の管理の促進 (維持管理)	特別緑地保全地区や谷津田、重要インフラ施設に近接した森林などの民有林において、健全な樹林の育成を図るため、森林環境税（森林環境譲与税）を活用した適切な維持管理を行います。		環境保全課 農業経営支援課 公園管理課
9	北谷津の森・新清掃工場周辺整備	新清掃工場周辺の整備にあたり、環境学習拠点を整備します。現状の決定事項は新清掃工場の展示のみ。その他については今後検討していきます。	再掲	廃棄物施設整備課
10	動物公園リスタート構想の推進	市民に身近な動物園としての存在価値を高め、都市の活性化に繋げる集客観光施設としての再生を図るため、老朽化した動物科学館の展示改修を行うとともに、新たに湿原ゾーンの整備を推進します。	再掲	動物公園
11	市民参加による森づくり (里山の保全推進事業)	市民の身近な自然である里山を保全するため「里山地区」を指定し、森林所有者や森林ボランティア等市民団体と協力して、市民参加による森林整備を推進します。	再掲	農業経営支援課
12	加曽利貝塚史跡整備事業	加曽利貝塚の史跡整備に当たり、縄文時代の景観の再現及び湧水地等における水環境の保全・再生を図るため、史跡周辺の自然を含めた一体的な環境の保存に取り組みます。	再掲	文化財課

13	都市開発諸制度と連携した質の高い緑の創出	街なかにおいて、都市開発諸制度により土地の高度利用と公共貢献をセットにした開発を誘導するにあたっては、来訪者や居住者が潤いのあるまちと感じられるとともに、生き物の生息・生育環境ともなりえるような緑の創出について、検討します。これと併せて、緑の創出が困難な場合においては、当該敷地周辺の緑の愛護を促進させる取組についても検討します。	再掲	緑政課
14	特別史跡加曾利貝塚の魅力向上（集客力の向上）	特別史跡加曾利貝塚の魅力と集客力の向上を図るため、いつでも縄文体験を楽しめる環境を整え、幅広い年代が気軽に楽しめるイベントを開催します。また、発掘 100 年を記念し、令和 6 年度にシンポジウムを開催します。	再掲	文化財課
15	花見川サイクリングコースの充実	花見川サイクリングコースにおいて、サイクリングをはじめ、ランニング、散歩利用がより快適にできるよう、走行環境の改善を図ります。これと併せて、川面を眺めながらリラックスできるように、休憩スポットや誘導サインなど、アメニティ環境の充実を図ります。	再掲	緑政課 公園管理課 公園緑地事務所
16	川辺の公共空間再編	地域固有の資源である河川の良さを実感できるよう、川辺の公園などのリニューアルを行う際には、河川との一体的な利用が図られるように公共空間の再編を検討します。	再掲	緑政課
17	川辺のアクティビティの充実	地域固有の資源である河川の良さを体験・実感できるよう、川辺の活用に先行的に取り組んでいる花見川を拠点として、川の水にふれあいながら、自然環境の良さを再認識できるようなアクティビティの充実を図ります。	再掲	緑政課
18	子どもたちの森公園における常設型プレーパークの開催	既存樹林地の保全をすると共に、自然の中で自由に遊ぶことができるように整備された子どもたちの森公園において、プレーリーダーと呼ばれる大人が見守る中、子ども達が自分の責任で自由に遊ぶことができる常設型のプレーパークを開催します。		こども企画課
19	幕張海浜公園の活性化	幕張海浜公園の賑わい創出による更なる活性化を図るため、民間活力の導入による事業を検討するとともに、定期的なイベント開催などを行います。		緑政課

20	花島公園の魅力向上	花島公園の持つ資源を有効に活用した魅力向上のため、老朽化した施設の整備を行うとともに、自然観察会等のイベントを開催します。		花見川・稲毛公園緑地事務所
21	体験学習等を通じた非認知能力の向上	児童生徒の非認知能力を向上させるため、集団宿泊学習や自然体験活動などの多様で豊かな体験活動の充実を図ります。		教育指導課
22	泉自然公園の魅力向上	泉自然公園の豊かな自然を活かした魅力向上のため、老朽化した施設の改修や自然環境の質の向上に取り組むとともに、民間事業者と連携したイベントを開催します。		若葉公園緑地事務所

取組みの柱 3. 計画の推進体制の整備

(1) 人材の確保・育成

近年、保全活動団体のボランティアの高齢化や活動の新たな担い手が不足するなど、活動を維持するのが困難なケースが生じてきています。

このため、新たな人材の確保・掘り起こしやボランティアの育成を目的とした講座・研修会の開催、次世代を担う子どもたちや親の世代を対象とした水環境や生物多様性に関する環境教育や環境学習の充実に取り組みます。

【施策の方向性実現に向けた視点と取組み】 ※具体的な事業については 110～111 ページをご確認ください。

◇担い手となる人材の確保

- ・谷津田の自然を保全する団体を確保するため、土地所有者と保全活動団体や企業とのマッチングを行うなど、新たな人材の掘り起こしを行います。
- ・市域の動植物などに関する調査データの収集、管理及び分析、保全活動にかかわる人材育成、ボランティアや関係機関との連携などを担う専門知識を持った人材の確保などについて検討します。
- ・地域共生社会の実現に向けて、地域活動の担い手不足を解消するため、地域福祉活動・ボランティア活動に参加する人材やリーダーとして活躍できるような人材の育成を目指し、ちばし地域づくり大学校を運営します。

◇担い手となる人材の育成

- ・谷津田等において、自然環境の保全・再生、動植物・水環境等の調査、自然観察等の自然保護活動を実践するボランティアを育成する講座を開催します。
- ・特別緑地保全地区、谷津田や、重要インフラ施設に近接した森林などの民有林において、健全な樹林の育成を図るため、森林環境税（森林環境譲与税）を活用して、樹林地の管理に係る人材育成を図ります。
- ・森林ボランティア技術研修会を開催し、市内の森林整備を行うボランティアを育成します。

◇環境教育・環境学習の推進

- ・誰もが自分ごととして環境問題を正しく理解し、解決に向けて協力して取り組む社会を実現するため、環境教育を推進します。
- ・市立小学校4年生を対象に、ごみの分別方法や再資源化について体験学習する「ごみ分別スクール」を実施します。
- ・循環型社会の構築に向け、3Rのうち発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）を優先するごみ減量の意識づけを促すため、未就学児、児童や学生等を対象とした啓発活動を行います。
- ・小学校高学年を対象に、身近な水環境（河川や海）の水質やそこに生息している生き物について体験学習する「いきもの探索隊」を実施します。また、過去に行った結果をアーカイブ化し、啓発ツールとして情報発信していきます。【再掲】

【目標値】(案)

指標名	目標値（2032年度）	実績値（2021年度）
ボランティア育成講座の受講者数・開催数（計画期間中の累計）	1,200人 60回	17人 1回

■ 取組みのイメージ写真



谷津田自然体験教室（田植え）



ごみ分別スクール

谷津田自然体験教室

谷津田の自然を守り、育てるボランティアになりませんか。

谷津田などに生育する数多くの種が絶滅危惧種となり、谷津田の自然は今や最も危機に瀕している生態系の一つともなっています。そこで、これらの生息環境の保全や生き物に興味のある方を対象に、谷津田での稲作体験や、生息する生き物調査等、保全活動の技術を身につけるための自然に触れ親しむ自然体験教室を開催しています。

【開催例】

- 手植えの田植え
- ホタルの数を調査
- ノコギリ鎌で稲刈り
- 野鳥を観察、調査（写真）



【市民意見（対策・夢）】

- ・水環境や生物多様性に関する専門知識を有した人材の確保と連携が必要ではないか。
- ・子どもたちや指導者への教育の場や体験できる機会づくりが必要ではないか。
- ・子どもの頃から環境について教育する機会を増やし、水環境や生物多様性について考えられる人間を育成していく取組みが必要ではないか。
- ・保全の必要性や重要性を知って多くの人が取り組み、予算的にも充実し、専門の職員が配置されるようになってほしい。

(2) ボランティア等の活動支援

水環境や生物多様性の保全に持続的に取り組んでいくためには、市のみの取り組みでは充分でなく、市民やボランティア等との協働が必要です。

このため、地域環境保全自主活動の活性化や裾野の拡大につながる事業などを行う団体に対する活動経費の一部補助や、市民やボランティア等が行う清掃・美化活動への支援、水辺や谷津田の保全活動を行う団体への活動用資材等の支援や活動内容の PR 等に取り組みます。

【施策の方向性実現に向けた視点と取組み】 ※具体的な事業については 111～112 ページをご確認ください。

◇活動自体への支援

- ・地域環境保全基金を活用した事業の一つとして、地域に根ざした市民等の自主的な環境保全活動を支援・育成していくため、環境問題の解決に向けた実践的な事業や、地域環境保全自主活動の活性化や裾野の拡大につながる事業などを行う団体に対し、その経費の一部を補助します。
- ・谷津田保全区域内において、森林保全や水系の保全活動に取り組んでいる市民団体等へ保全活動に係る活動用資材等の支援を行います。
- ・美しい街づくりを推進し、快適な都市環境を確保するため、美化活動を計画的に実施する団体等にごみ袋や清掃用具の支援を実施します。
- ・集落周辺の森林を適切に保全管理するため、新たに保全管理活動に取り組む組織に対し、活動に係る費用を助成します。
- ・河川の一定区間について、地域ボランティア団体を里親として認定し、維持管理や清掃美化を住民と行政が協働連携して実施します。
- ・ボランティア文化の継承・発展を図り、市民自治の基盤を強化するため、ボランティアに関する情報ネットワークを充実します。

◇PR 面での支援

- ・保全活動の担い手づくりの支援として、水辺環境保全推進員（水辺サポーター）や谷津田等で活動していただいている団体等の PR 等を行います。

【目標値】(案)

指標名	目標値（2032 年度）	実績値（2021 年度）
環境保全自主活動補助金の団体数（計画期間中の累計）	30 団体	1 団体

■ 取組みのイメージ写真



ボランティア団体の活動支援

清掃用具支援

環境保全自主活動補助金

本市では、地域環境保全基金を活用した事業の一つとして、地域に根ざした市民等の自主的な環境保全活動を支援・育成していくため、環境問題の解決に向けた実践的な事業や、地域環境保全自主活動の活性化や裾野の拡大につながる事業などを行う団体に対し、その経費の一部を補助しています。

これまで、延べ補助団体数 132 団体（2022 年度 10 月末）に対して、「間伐材を利用した木工教室」「コメ作り体験」「うちエコ診断の普及」「植生活動及び広報活動」「環境保全活動の啓蒙」「希少野生生物の保護」といった活動への補助をしています。

【市民意見（対策・夢）】

- ・ボランティア団体と市の連携が十分でないので、行政・企業・市民の役割分担と取り組み実態の把握や整理が必要ではないか。
- ・地域を特定しない環境保全活動への支援制度が必要ではないか。
- ・自然保護活動をする団体との連携や、資金的援助が必要ではないか。
- ・専門家などと一緒に継続的に取り組める体制を整備してほしい。

(3) 市と市民等によるモニタリング体制の整備

河川等の水質や市内にどんな動植物が生息・生育しているかなどの現状を把握することは、水環境や生物多様性を保全するうえでの基礎的かつ必要不可欠な情報であり、保全活動の充実につながります。

このため、市民等と連携したモニタリング体制の整備を推進し、生物多様性に関する課題の把握や対応方針の検討に活用していきます。

【施策の方向性実現に向けた視点と取組み】 ※具体的な事業については 112～113 ページをご参照ください。

◇市民やボランティアとの連携

・身近な自然への興味・関心を高めることで、生物多様性の理解を促進する契機とするため、スマートフォンアプリを活用した生き物調査や谷津田等での調査イベントを行います。また、得られた調査データは、市域の生物多様性ポテンシャル分析に活用します【再掲】

・谷津田やビオトープにおいて、ホタルやニホンアカガエルなど貴重な生き物や、生息・生育している動植物について、現地に根差して活動しているボランティア等と連携してモニタリング調査を行います。

・地域の生き物の生息状況を把握し、生物多様性保全の第一歩とするため、多様な主体と連携して、生き物の生息状況の把握を検討します。また、特徴的な生き物の生息地においては、学識経験者などと協力しながら、生物多様性に配慮した管理の方法について検討します。

◇モニタリングや調査研究データの収集・分析

・市域の水環境や生物多様性に関するデータを集約、分析し、保全活動に活用するための体制づくりを検討します。

・県の生物多様性センターをはじめ、動物園や植物園、大学や博物館その他の研究機関等や水環境及び生物多様性にかかわる NPO 等と連携し、市域の生き物の生息状況等を把握し、保全に向けた効果的な取組みを検討します。

・各水系における魚類、底生生物及び植物の生息状況を調査し、経年変化を分析、評価します。また、調査の充実のため、環境 DNA などの先進的な技術の活用を検討します。

【目標値】(案)

指標名	目標値 (2032 年度)	実績値 (2021 年度)
貴重な生物 (ハクボウ、ニホンアカガエル等) のモニタリング地点数	14 地点	3 地点

■ 取組みのイメージ写真



ホタル調査

市内の谷津田では古くから夏の風物詩として親しまれているホタルを見ることができます。これらの谷津田は自然保護団体の日頃の活動により保全され、昔ながらの環境が残されています。

本市では、ボランティア団体と協働して、毎年6月下旬から7月末頃までヘイケボタルの生息数調査を行っており、(財)日本自然保護協会のモニタリングサイト1000里地調査に基づき、ホタルの発光する成虫の分布や個体数を長期的にモニタリングしています。



【市民意見（対策・夢）】

- ・県や近隣市町村、大学等の研究機関との連携が必要ではないか。
- ・都市計画等に活かすため、市の生物多様性のポテンシャルを調査し評価することが必要ではないか。
- ・外来生物や動物、池の生態調査などが必要ではないか。

施策一覧

取組みの柱 3. 計画の推進体制の整備

施策の方向性(1) 人材の確保・育成				
No.	事業名	事業内容	再掲	関係課
1	水辺環境調査 (いきもの探索隊)	小学校高学年を対象に、身近な水環境（河川や海）の水質やそこに生息している生き物について体験学習する「いきもの探索隊」を実施します。 また、過去に行った結果をアーカイブ化し、啓発ツールとして情報発信していきます。	再掲	環境保全課
2	水辺環境保全活動の推進 (水辺サポーター)	地域の核となる水辺サポーターを設置し、河川又は海域における生き物調査や水質調査、環境美化などの実践活動を実施するとともに、地域住民主体の活動を促します。 また、調査に係る活動用資材の支援等を行います。	再掲	環境保全課
3	谷津田の保全団体等の確保	谷津田の自然を保全する団体を確保するため、土地所有者と保全活動団体や企業とのマッチングを行うなど、新たな人材の掘り起こしを行います。		環境保全課
4	民有林の管理の促進 (人材育成)	特別緑地保全地区、谷津田や、重要インフラ施設に近接した森林などの民有林において、健全な樹木の育成を図るため、森林環境税（森林環境譲与税）を活用して、樹林地の管理に係る人材育成を図ります。		環境保全課 公園管理課
5	環境教育の推進	誰もが自分ごととして環境問題を正しく理解し、解決に向けて協力して取り組む社会を実現するため、環境教育を推進します。		環境保全課 環境総務課
6	ボランティア育成講座の開催	谷津田等において、自然環境の保全・再生、動植物・水環境等の調査、自然観察等の自然保護活動を実践するボランティアを育成する講座を開催します。		環境保全課
7	専門的な人材との連携・確保	市域の動植物などに関する調査データの収集、管理及び分析、保全活動にかかわる人材育成、ボランティアや関係機関との連携などを担う専門知識を持った人材の確保などについて検討します。		環境保全課
8	ごみ分別スクール	市立小学校4年生を対象に、ごみの分別方法や再資源化について体験学習する「ごみ分別スクール」を実施します。		廃棄物対策課
9	3R教育・学習の推進	循環型社会の構築に向け、3Rのうち発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）を優先するごみ減量の意識づけを促すため、未就学児、児童や学生等を対象とした啓発活動を行います。		廃棄物対策課
10	ちばし地域づくり大学の運営	地域共生社会の実現に向けて、地域活動の担い手不足を解消するため、地域福祉活動・ボランティア活動に参加する人材やリーダーとして活躍できるような人材の育成を目指し、ちばし地域づくり大学を運営します。		高齢福祉課

11	森林ボランティア技術研修	「森林ボランティア技術研修会」を開催し、市内の森林整備を行う、森林ボランティアを育成します。		農業経営支援課
12	緑と水辺のまちづくりに関わる人づくり	緑と水辺のまちづくりに関わる人々の活動意欲が向上するよう活動者を積極的に表彰します。これと併せて、新たな担い手として、公共の業務領域をもカバーしうる中間支援組織の発掘・育成を検討します。また、大学や研究機関などによる緑と水辺の各フィールドにおける社会実験について、積極的な受入れを図ります。		緑政課
13	生涯現役応援センターの拡充	高齢者の就労や地域活動など多様な社会参加ニーズに対応するため、情報提供・相談・紹介などを行うとともに、高齢者に適した就労・ボランティア等の活動先を新たに開拓します。		高齢福祉課
14	意欲ある農業の担い手の確保・育成	農業の多様な担い手を確保・育成するため、新規就農者を育成する研修を実施するとともに、研修受講者に対し、就農に向けた施設・機械設備導入に係る費用の助成等を行います。		農業経営支援 農地活用推進課

施策の方向性(2) ボランティア等の活動支援

No.	事業名	事業内容	再掲	関係課
1	水辺環境保全活動の推進 (水辺サポーター)	地域の核となる水辺サポーターを設置し、河川又は海域における生き物調査や水質調査、環境美化などの実践活動を実施するとともに、地域住民主体の活動を促します。 また、調査に係る活動用資材の支援等を行います。	再掲	環境保全課
2	環境保全団体等の保全活動への支援	地域環境保全基金を活用した事業の一つとして、地域に根ざした市民等の自主的な環境保全活動を支援・育成していくため、環境問題の解決に向けた実践的な事業や、地域環境保全自主活動の活性化や裾野の拡大につながる事業などを行う団体に対し、その経費の一部を補助します。		環境保全課
3	環境保全団体等の保全活動のPR	保全活動の担い手づくりの支援として、水辺環境保全推進員（水辺サポーター）や谷津田等で活動していただいている団体等のPR等を行います。		環境保全課
4	谷津田保全団体等の保全活動への支援	谷津田保全区域内において、森林保全や水系の保全活動に取り組んでいる市民団体等へ保全活動に係る活動用資材等の支援を行います。		環境保全課
5	ボランティア清掃団体支援	美しい街づくりを推進し、快適な都市環境を確保するため、美化活動を計画的に実施する団体等にごみ袋や清掃用具の支援を実施します。		廃棄物対策課
6	子どもたちの森公園における常設型プレーパークの開催	既存樹林地の保全をすると共に、自然の中で自由に遊ぶことができるように整備された子どもたちの森公園において、プレーリーダーと呼ばれる大人が見守る中、子ども達が自分の責任で自由に遊ぶことができる常設型のプレーパークを開催します。	再掲	こども企画課

7	ちばし地域づくり大学の運営	地域共生社会の実現に向けて、地域活動の担い手不足を解消するため、地域福祉活動・ボランティア活動に参加する人材やリーダーとして活躍できるような人材の育成を目指し、ちばし地域づくり大学を運営します。	再掲	高齢福祉課
8	まちづくり活動団体への支援	市民主体のまちづくりを推進するため、地域課題の解決等に取り組む団体に対し、活動に係る経費等の支援を実施します。		区地域振興課
9	ボランティアに関する情報ネットワークの充実	ボランティア文化の継承・発展を図り、市民自治の基盤を強化するため、ボランティアに関する情報ネットワークを充実します。		市民自治推進課
10	地域森林の保全管理を行う組織への支援	集落周辺の森林を適切に保全管理するため、新たに保全管理活動に取り組む組織に対し、活動に係る費用を助成します。		農業経営支援課
11	河川環境保全アダプトプログラム	河川の一定区間について、地域ボランティア団体を里親として認定し、維持管理や清掃美化を住民と行政が協働連携して実施します。		県・土木事務所

施策の方向性(3) 市と市民等によるモニタリング体制の整備

No.	事業名	事業内容	再掲	関係課
1	生物多様性の理解促進 (市民参加型生き物調査・身近な生き物さがし)	身近な自然への興味・関心を高めることで、生物多様性の理解を促進する契機とするため、スマートフォンアプリを活用した生き物調査や谷津田等での調査イベントを行います。 また、得られた調査データは、市域の生物多様性ポテンシャル分析に活用します	再掲	環境保全課
2	生き物の生息状況調査	谷津田やピオトープにおいて、ホタルやニホンアカガエルなど貴重な生き物や、生息・生育している動植物について、現地に根差して活動しているボランティア等と連携してモニタリング調査を行います。		環境保全課
3	生き物の生息状況調査	県の生物多様性センターをはじめ、動物園や植物園、大学や博物館その他の研究機関等や水環境及び生物多様性にかかわる NPO 等と連携し、市域の生き物の生息状況等を把握し、保全に向けた効果的な取り組みを検討します。		環境保全課
4	水生生物調査の実施	各水系における魚類、底生生物及び植物の生息状況を調査し、経年変化を分析、評価します。 また、調査の充実のため、環境 DNA などの先進的な技術の活用を検討します。		環境保全課
5	水環境や生物多様性を保全するための体制づくり	市域の水環境や生物多様性に関するデータを集約、分析し、保全活動に活用するための体制づくりを検討します。		環境保全課

6	生物多様性の状況把握と生息地の管理	地域の生き物の生息状況を把握し、生物多様性保全の第一歩とするため、多様な主体と連携して、生き物の生息状況の把握を検討します。また、特徴的な生き物の生息地においては、学識経験者などと協力しながら、生物多様性に配慮した管理の方法について検討します。	環境保全課 公園管理課 公園緑地事務所
7	ちばレポ（My City Report）による市民協働の推進	市民との協働による地域課題の解決に取り組むため、ちばレポ（MyCityReport）を運用します。	広報広聴課

市民等との協働で水環境や生物多様性を守る

水環境や生物多様性の保全には、市民やボランティア等との協働が欠かせません。

ここでは、水辺環境保全推進員（水辺サポーター）や谷津田等で活動していただいている団体を紹介します。

五十音順

No.	団体名	活動内容
1	（仮称）大草谷津を育む会	大草谷津田いきもの里における保全活動。米づくり、田んぼや土水路の整備、森林保全、各種生物モニタリング調査等。
2	金光院 SATOYAMA 環境保全 Group	金親町（金光院地区）における保全活動。休耕田のビオトープ・止水池の維持保全、調査路・観察路の手入れ、ホタル・アカガエル調査等。
3	坂月川愛好会	坂月川ビオトープ及び坂月川周辺における保全活動。自然観察会開催等の環境教育支援、ビオトープの日常的な維持管理、各種生物モニタリング調査等。
4	NPO 法人 ちば環境情報センター	環境活動情報の収集と発信、下大和田町及び小山町の谷津田における保全活動・環境教育等。米づくり講座や学校の稲作体験支援、米づくり、森林保全、各種生物調査等。
5	ちば・谷津田フォーラム	県内全域の谷津田およびその周辺環境保全活動団体の情報収集と発信、谷津田での米づくり、谷津田生き物観察会の実施。
6	NPO 法人 土気 NGO	緑区におけるコミュニティづくりの各種イベント開催、小山町の谷津田の保全活動。米づくり講座の開催。
7	NPO 法人 バランス 2 1	谷当町の谷津田における保全活動・環境教育等。米づくり講座や自然観察会の開催、田んぼや土水路の整備、ビオトープ整備、森林保全、各種生物モニタリング調査等。
8	NPO 法人 緑の環・協議会	小山町の谷津における水源涵養林の保全活動。植樹、草刈作業、森林の育成保全管理等。

第5章 計画を進めていくために

1. 各主体の主な役割

本計画を推進するため、「市民」、「事業者」、「ボランティア」および「市」のあらゆるステークホルダーと連携しつつ、国、県、近隣自治体の理解と協力を得ることでパートナーシップの強化を図ります。

水環境や生物多様性の課題解決のためには、環境・経済・社会に係る様々な課題を統合的に解決していく視点が必要となるため、SDGs との一体的な推進による、分野横断的な課題の解決を目指します。

分野横断的な課題の解決を目指すため本計画では、上位計画である「千葉市新基本計画」および「千葉市環境基本計画」や、「千葉市地球温暖化対策実行計画」等の他の計画とも整合を図り、連携して取組みを進めます。

■ 市民の役割

- 身近水辺の環境や生きものに目を向けて自然とふれあうことで、豊かな自然の大切さを実感するとともに、水環境・生物多様性の重要性について理解を深める。
- 水環境・生物多様性に関して、一人一人が考え、行動に移す。
- 市や市民団体などが主催する自然環境調査や環境学習、自然環境の保全活動などに積極的に参加し、また、参加者が増えることにより活動のすそ野を広げていく原動力となる。
- 水環境・生物多様性の恵みを将来にわたり利用できるよう、環境に配慮した商品の購入、省エネルギー型のライフスタイルの実践など、持続可能な社会の構築に向けた環境負荷の少ない行動をとる。

■ 事業者の役割

- 環境への配慮が自らの企業価値を高めるという視点を持ち、事業活動が水環境・生物多様性に与える影響を把握した上でできるだけ配慮・貢献した事業活動に努める。
- 環境の保全及び創造に関する活動に自ら率先して取り組むとともに、その取組みのために必要な措置を講ずる。
- 保全活動状況の積極的な公表や、社会貢献活動としての地域保全活動への協力・支援などに取り組む。
- 国や県、近隣自治体、市民団体などの関係機関と協力し、広域的に進める取組に協力する。

■ ボランティアの役割

- 水環境・生物多様性の保全・回復に関する取組を継続して実施する。
- 他の団体などとの情報交換や連携、活動に関する市民への情報提供や市民参加型の自然環境保全活動などを主催することなどにより、活動の輪を広げる。
- 市との相互の情報交換などを通じて、市の取組に積極的に参加し、専門性を活かした支援を行う。
- 地域参加へのニーズが高い団塊世代をはじめ、広く市民に参加の機会を提供し、水環境・生物多様性の重要性の啓発を行う。

■ 市の役割

- 本計画の目標達成に向けて、行動計画に掲げた施策を総合的かつ計画的に推進する役割を担う。
- 市民、事業者等の模範となるよう、率先して環境の保全及び創造に関する取組を実施するとともに、市役所内の連携強化に取り組む。
- 計画推進のための国、県、関係地方公共団体と連携・協働しながら、環境の保全及び創造に関する必要な取組を実施する。
- 水環境・生物多様性の現状をはじめ、保全の取組に関する情報や、計画の進捗状況、基礎的な知識を市民に公開します。

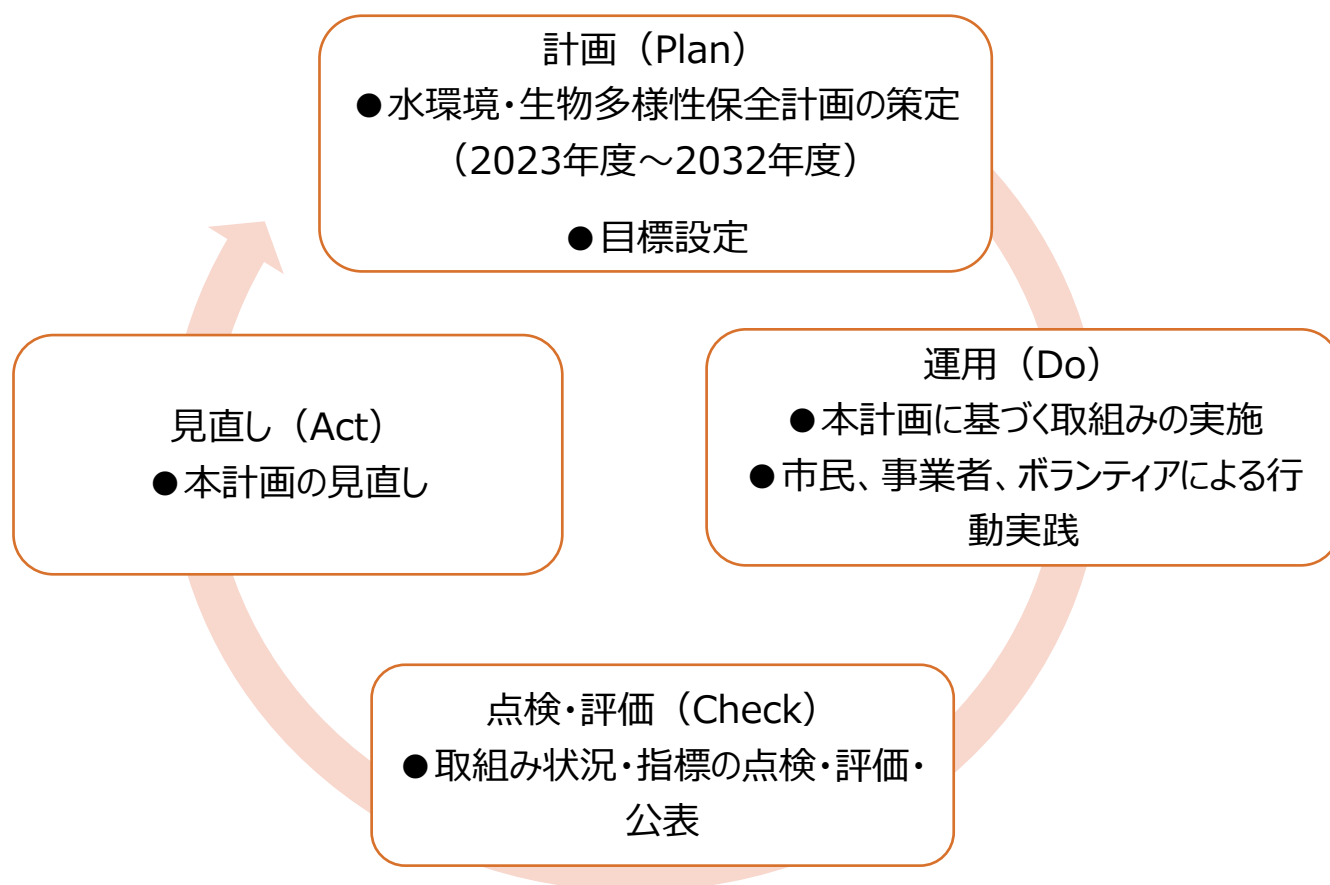
2. 進行管理・見直し

本計画の進行管理は、市民、事業者、ボランティア、市等すべての主体のパートナーシップによって行います。

- ①市民、事業者、ボランティア、市等すべての主体は、それぞれの責務や役割に応じた取組みを決定します（PLAN：計画）。
- ②定めた取組みを自主的、積極的に、パートナーシップのもとに実行します（DO：実行）。
- ③本計画の目標の達成状況や取組みの点検・評価を行います（CHECK：点検・評価）。
- ④点検・評価の結果に基づき、次年度の取組みをより適切に行えるように、取組み内容を見直します（ACT：見直し）。

これらのP D C Aサイクル*に基づく点検・評価や見直しを行い、計画の改善を図ります。P D C Aサイクルについては、長期にわたる計画期間の中間地点である2027年度を目途に中間見直しの機会を設け、計画の改善につなげます。また、毎年度実施するP D C Aにおいては、その時点の社

会の状況等から判断し、実行することが必要な課題等が生じることも考えられることから、計画の推進の中で適切に対応しながら、取組みを進めていきます。



進行管理	内容		主体
	計画期間	毎年度	
1.PLAN	計画の策定、目標設定	事業計画立案	市民等、事業者、市
2.DO	本計画に基づく取組みの実施 市民、事業者、ボランティアによる 行動実践	事業実施	市 市民等、事業者
3.CHECK	取組み状況・指標の点検・評価・公表	前年度の点検・評価	市
4.ACT	本計画の見直し	事業計画（翌年度）の改善	市